
平成28年度県政要望に係る現況・対応

平成29年1月

茨 城 県

要 望 事 項	<p>1. 地域発展への貢献が多大である地元企業の安定化・活性化について (1) 雇用維持・確保への支援 ①雇用維持・確保が難しい業種に対する雇用助成制度の拡充 県内中小企業からは、新卒者および熟練技術者層の雇用維持・確保、従業員の育成・教育を課題とする声が数多く寄せられています。なかでも、技術職や有資格者の雇用確保が課題との意見が挙げられています。本県産業の底上げを図るためには、これまでの雇用・人材育成のための助成金を拡充すること、業種や地域性を踏まえた職業能力開発を通じた技術者育成支援が重要と考えます。 企業のニーズに即した人材マッチングにおいては、昨年12月に開設された「茨城県プロフェッショナル人材戦略拠点」への期待も大きいことから、その取組強化と雇用助成制度の更なる拡充を要望します。</p>																																																		
現 況	<p>○ 企業ニーズに即した職業能力開発について 県では、産業技術短期大学校及び産業技術専門学院において、企業ニーズに即した職業能力開発により本県産業を支える人材の育成に努めております。 主に高卒者を対象とした新規学卒者訓練では、ITやものづくり技能分野を実施し、実践的なカリキュラムにより、仕事を遂行するうえで必要な技能・知識や専門的な資格をはじめ社会人としての必要なスキルを身につけ、本県産業を支える人材の育成に取り組んでいるところです。この新規学卒者訓練については、近年の少子化や進学状況等社会情勢の変化を背景として、平成27年度から新たに日立産業技術専門学院に機械加工科、鹿島産業技術専門学院にプラント保守科を設置する等、地域の企業ニーズを踏まえた再編整備を行っています。 また、中小企業等の在職者を対象とした訓練では、電気、溶接、CAD操作等の技能向上や資格取得を図るコースのほか、講座の内容を企業と相談のうえ決定するオーダーメイド型コースや長時間の訓練コース等を実施し、従業員の育成支援を実施しております。 離職者対象としては、産業技術専門学院において実施するものづくり技の訓練に加え、民間教育訓練機関等へ委託し、介護やOAシステム、フォークリフト運転など多様な訓練を実施することにより、就職の促進に努めております。 一方、雇用・人材育成のための助成金につきましては、茨城労働局において、従業員に教育訓練、職場定着等を図り雇用確保や人材育成に取り組む事業主等を支援するため制度を設けており、職業訓練などを計画に沿って実施した場合等を対象としたキャリア形成促進助成金等をはじめ、各種助成制度の充実に努めております。</p> <p>○新規学卒者訓練（高卒者を対象とする職業訓練）</p> <table border="1" data-bbox="272 1476 1350 2007"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>訓練科名</th> <th>定員</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">産業技術短期大学校</td> <td></td> <td>情報システム科</td> <td>40人</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>情報処理科</td> <td>40人</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="6">産業技術専門学院</td> <td rowspan="3">水戸</td> <td>電気工事科</td> <td>20人</td> <td rowspan="3">H27新設</td> </tr> <tr> <td>自動車整備科</td> <td>40人</td> </tr> <tr> <td>建築システム科</td> <td>50人</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">日立</td> <td>金属加工科</td> <td>20人</td> <td rowspan="2">H27新設</td> </tr> <tr> <td>機械加工科</td> <td>15人</td> </tr> <tr> <td>鹿島</td> <td>プラント保守科</td> <td>40人</td> <td>H27新設</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">土浦</td> <td>自動車整備科</td> <td>40人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>機械技術科</td> <td>40人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>コンピュータ制御科</td> <td>40人</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">筑西</td> <td>電気工事科</td> <td>20人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>機械システム科</td> <td>40人</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			訓練科名	定員	備考	産業技術短期大学校		情報システム科	40人			情報処理科	40人		産業技術専門学院	水戸	電気工事科	20人	H27新設	自動車整備科	40人	建築システム科	50人	日立	金属加工科	20人	H27新設	機械加工科	15人	鹿島	プラント保守科	40人	H27新設	土浦	自動車整備科	40人		機械技術科	40人		コンピュータ制御科	40人		筑西	電気工事科	20人		機械システム科	40人	
		訓練科名	定員	備考																																															
産業技術短期大学校		情報システム科	40人																																																
		情報処理科	40人																																																
産業技術専門学院	水戸	電気工事科	20人	H27新設																																															
		自動車整備科	40人																																																
		建築システム科	50人																																																
	日立	金属加工科	20人	H27新設																																															
		機械加工科	15人																																																
	鹿島	プラント保守科	40人	H27新設																																															
土浦	自動車整備科	40人																																																	
	機械技術科	40人																																																	
	コンピュータ制御科	40人																																																	
筑西	電気工事科	20人																																																	
	機械システム科	40人																																																	

○在職者訓練（従業員を対象とする職業訓練）

コース名	コース数	定員	備考
技能向上コース	44	755人	H28 計画 *「技能ブラッシュアップコース」は、技能検定1・2級の習得等を目的とした少人数対象の長時間訓練コース(H28新設)
I T コース	22	295人	
オーダーメイドコース	30	325人	
技能ブラッシュアップコース	2	6人	

○離職者訓練（求職者を対象とする職業訓練）

・施設内訓練

		訓練科名	定員	備考
産業技術 専門学校	鹿島	生産 C A D 科	15人	H27 新設
	土浦	I T 技術科	20人	
	筑西	金属加工科	15人	H27 新設

・委託訓練

訓練コース内容	コース数	定員	備考
介護福祉科, 医療事務科, 介護サービス科, O A システム科, 農業実践科, パソコン簿記会計科, フォークリフト運転技能科等	延 95 コース	1,648人	H28 計画

○キャリア形成促進助成金（平成 28 年 12 月 1 日現在）の主な内容

支給対象となる訓練	助成内容	助成率・助成額等 注：（ ）内は中小企業以外
1. 雇用型訓練コース		
①特定分野認定実習併用職業訓練	建設業、製造業、情報通信業等の分野で厚生労働大臣の認定を受けた OJT 付き訓練	経費助成 ①2/3 (1/2) ②, ③1/2 (1/3)
②認定実習併用職業訓練コース	厚生労働大臣の認定を受けた O J T 付き訓練	賃金助成 ①～③800 (400) 円
③中高年齢者雇用型訓練	直近 2 年間に正規継続雇用の未経験の中高年齢新規雇用者等を対象とした O J T 付き訓練	OJT実施助成 ①～③700 (400) 円
2. 重点訓練コース		
①若年人材育成訓練	採用後 5 年以内で、3 5 歳未満の若年労働者への訓練	経費助成 1/2 (1/3) 【2/3 (1/2) ※】 ※育休中等に係る訓練の場合 賃金助成 800 (400) 円
②熟練技能育成・承継訓練	熟練技能者の指導力強化、技能継承のための訓練、認定職業訓練	
③成長分野等・グローバル人材育成訓練	成長分野や海外関連業務に従事する人材育成のための訓練	
④中長期的キャリア形成コース	厚生労働大臣が専門実践的な教育訓練として指定した講座	
⑤育休中・復職後等人材育成訓練	育児休業中・復職後・再就職後の能力アップのための訓練	
3. 一般型訓練コース		
①一般企業型訓練	1. 2 のコース以外の訓練	経費助成 1/3 賃金助成 400円
②一般団体型訓練	事業主団体等が行う訓練(①若年労働者対象訓練②熟練技能者の指導力強化及び技能継承訓練③育休中等の能力アップ訓練④事業分野別経営力向上)	経費助成：1/2 【2/3※】 ※育休中等に係る訓練の場合

現

況

現況	<p>○ プロフェッショナル人材戦略拠点事業</p> <p>県では、「プロフェッショナル人材戦略拠点」を平成 27 年 12 月に設置し、民間人材ビジネス事業者と連携して、中小企業に必要なプロフェッショナル人材（※）の採用を促進することにより、県内中小企業の成長や経営改善を図っております。</p> <p>※プロフェッショナル人材：新たな商品・サービスの開発、商品等の販路開拓や個々のサービスの生産性向上などの具体的な取組を通じて、企業の成長戦略を具現化していく人材</p> <p>「プロフェッショナル人材戦略拠点」の概要（平成 28 年 12 月末日現在）</p> <table border="1" data-bbox="272 517 1430 667"> <tr> <td>開設日</td> <td>平成 27 年 12 月 21 日</td> </tr> <tr> <td>開設場所</td> <td>(公財) 茨城県中小企業振興公社</td> </tr> <tr> <td>体制</td> <td>5 名(戦略マネージャー 1 名, サブマネージャー 3 名, アシスタント 1 名)</td> </tr> <tr> <td>実績</td> <td>成約：19 件, 相談件数：257 件, セミナー 2 回, 地域協議会：8 回</td> </tr> </table>	開設日	平成 27 年 12 月 21 日	開設場所	(公財) 茨城県中小企業振興公社	体制	5 名(戦略マネージャー 1 名, サブマネージャー 3 名, アシスタント 1 名)	実績	成約：19 件, 相談件数：257 件, セミナー 2 回, 地域協議会：8 回
開設日	平成 27 年 12 月 21 日								
開設場所	(公財) 茨城県中小企業振興公社								
体制	5 名(戦略マネージャー 1 名, サブマネージャー 3 名, アシスタント 1 名)								
実績	成約：19 件, 相談件数：257 件, セミナー 2 回, 地域協議会：8 回								
対応	<p>○ 今後とも、企業ニーズを踏まえた職業訓練や国の助成制度の情報提供等により技術者の確保・育成支援等に努めてまいります。</p> <p>また、国においては、随時、助成制度の見直し等を図り、制度の充実、利便性の向上等を図っているところでございます。</p> <p>○ プロフェッショナル人材戦略拠点については、今後ともセミナーや地域協議会の開催、戦略マネージャー等による企業訪問等を通じ、民間人材ビジネス事業者と連携しながら、プロフェッショナル人材の採用促進に努めてまいります。</p>								

<p>要 望 事 項</p>	<p>1. 地域発展への貢献が多大である地元企業の安定化・活性化について (1) 雇用維持・確保に対する支援 ② 建設業、運輸業における雇用確保・人材育成に対する支援 本県における建設業および運輸業の人手不足、労働者の高齢化が一段と深刻になっています。 建設業においては、防災対策を含む公共事業および茨城国体、東京オリンピック・パラリンピックといった大型需要が見込まれるなか、人材の確保が急務と言えます。また、県内交通網が整備されるなか、県では首都圏の物流拠点とすべく、ネットワークの構築に取り組まれています。肝心のドライバー不足に対する切実なる意見も数多く寄せられています。 いずれの業界も労働者の高齢化や若者の雇用定着が厳しい状況にあることから、業界全体の待遇改善やイメージ向上への支援、雇用助成金制度の拡充を図るとともに、中学・高校生へのインターンシップなどを通じ、将来に亘り安定した雇用の確保・定着に取り組んでいただきたいと思います。</p>
<p>現 況</p>	<p>○ 現在、国（厚生労働省 茨城労働局）による事業主に対する雇用助成制度としては、「建設労働者確保育成助成金」（建設労働者の雇用の改善、技能の向上を行う中小建設事業主等に対して助成）などがあります。</p> <p>○ また、県は、「地域産業人材U I Jターン・定着促進事業」や「大好きいばらき就職面接会」の開催、県内6か所の「いばらき就職支援センター」における職業紹介などを通じて、建設業や運輸業をはじめとする県内企業の人材確保を支援しておりますほか、若年者を含む求職者に対する就職支援等を行っております。</p> <p>【地域産業人材U I Jターン・定着促進事業】 本県産業を担う人材の確保・定着を図るため、県内外の大学及び産業界と連携し、多様なインターンシップメニューの実施をはじめ、都内学生等を対象とした合同就職面接会の開催や県内学生向け企業セミナーの実施等により、本県へのU I Jターンと地元定着を促進します。</p> <p>① 大好きいばらき就職応援“くらぶ”の運営 ・県や県内外の大学、経済団体を構成員とする就職応援“くらぶ”を組織し、県主催の就職面接会や県内企業の就職情報を大学側に提供するとともに、大学や学生からの就職に関するニーズを把握する情報交換の場としています。</p> <p>② 大好きいばらきインターンシップ促進事業 ・県内外の主に大学1～3年生を対象に、県内企業で就業体験することで、U I Jターンと地元定着のきっかけとします。</p> <p>③ 大好きいばらきU I Jターン促進事業 ア 県外学生向けの合同就職面接会等を都内において開催 イ 魅力発見バスツアーの開催 ウ 就職応援サイトの構築</p> <p>④ 地元就職・人材定着支援事業 ア 県内大学生の地元定着を図る企業セミナー及びバスツアー イ 県内企業に対する採用面、人材定着面からの支援 ウ 大学就職担当者と企業採用担当者の交流会</p>

現 況	<p>【大好きいばらき就職面接会】 また、大学等を卒業見込みの就職希望者及び既卒未就職者と県内企業が一堂に会し、対面方式で面接を行う「大好きいばらき就職面接会」を年2回（各2会場）開催しており、新規学卒者や未就職学卒者の就職を促進するとともに、県内企業の人材確保への支援を行っております。 平成28年度は、6月に水戸・土浦、9月に水戸、10月に土浦で実施しました。</p> <p>【いばらき就職支援センター】 「いばらき就職支援センター（水戸市、常陸太田市、日立市、鉾田市、土浦市、筑西市）」において、就職相談からキャリアカウンセリング、職業紹介までのサービスをワンストップで提供し、若年者や女性・中高年離職者等の就職を支援しております。 〔商工労働観光部〕</p> <p>【建設業関係】</p> <p>○就労環境の改善 建設業の担い手確保のため、建設業の就労環境の改善に向けた取組として、土木部発注の公共工事において「4週8休を確保するモデル工事」を実施しており、休暇が取れる建設業を目指すため課題点の抽出と検証を進めております。</p> <p>○建設業の生産性向上 ICTを活用して建設現場の生産性を向上させる「i-Construction」を地元建設業界への普及を推進するため、国、県、建設関係団体による支援協議会を設立しICT活用モデル工事を実施することにより、地元建設業者を対象にICT活用についての支援や普及活動を行い、建設産業の生産性向上に向けた取組を開始したところです。（12月6日支援協議会設立準備会開催）</p> <p>○若手入職の促進 魅力ある建設業のイメージアップのため、建設業協会と連携して、小学生を対象とした建設フェスタ、中学校における建設体験学習（ログハウス建設）、高校生を対象としたインターンシップを実施しております。 〔土木部〕</p>
対 応	<p>○ 建設業や運輸業を含め県内企業が人材の確保を図れるよう、県内企業でのインターンシップを実施したり、新卒者と企業をマッチングする就職面接会を開催するなど新卒者を含む若年者の就職支援に取り組んでまいります。</p> <p>○ また、助成金制度の充実に向けた国への働きかけや国の現行制度の周知に努めてまいります。 〔商工労働観光部〕</p> <p>○ 地元建設業の担い手確保のため、「4週8休を確保するモデル工事」、「ICT活用モデル工事」、「高校生インターンシップ」等の取組みを拡大してまいります。 〔土木部〕</p>

<p>要望事項</p>	<p>1. 地域発展への貢献が多大である地元企業の安定化・活性化について (1) 雇用維持・確保に対する支援 ③ 伝統工芸品技能者の後継者育成・確保の支援 本県には様々な県郷土工芸品があり、貴重な地域資源として文化や芸術の観点から地方創生にも大きく寄与するものと考えますが、工芸士の高齢化等から技能の伝承が危ぶまれています。郷土工芸品の技能習得には長期間要することから、早急かつ、着実なる対策が重要となります。当協会ではこれまでも「工芸士認定制度」の創設への提言をしていますが、加えて伝統工芸振興に向けた将来的なビジョンを有識者やコーディネーターを通じて発信し、一つひとつ具現化していくことで郷土への愛着心が醸成され、就労意欲の高揚に繋がるものと考えます。</p>
<p>現況</p>	<p>○ 「茨城県郷土工芸品指定制度」は、小規模零細が多い伝統的工芸品産業を取り巻く厳しい環境に、産地形成を促進することにより、地域ぐるみで工芸品継承に対応するために設けられた制度です。</p> <p>○ 「茨城県郷土工芸品指定制度」に基づき指定している工芸品は 41品目（平成28年12月末日現在）となっています。</p> <p>○ 「茨城県郷土工芸品展」を開催し、工芸品の販売促進・情報発信に取り組んでおります。 〈「第32回茨城県郷土工芸品展」開催結果〉 ・期間：平成28年11月24日(木)～27日(日) ・会場：県庁舎2階県民ホール ・内容：郷土工芸品の展示・販売，制作実演，体験教室等 ・出展者数：19品目22業者</p>
<p>対応</p>	<p>○ 「工芸士認定制度」の創設については、既に認定制度を持つ14都府県や指定工芸品の製造者へのアンケート調査などを踏まえ、平成28年度に学識経験者等をメンバーとした検討委員会を立ち上げ、制度創設に向けた具体の検討を進めております。</p> <p>○ 今後は、専門家や事業者等の意見を踏まえながら、県内外での郷土工芸品展の実施などを通じて、工芸品の販路拡大や後継者育成、郷土工芸品の次代への継承などに取り組んでまいります。</p>

平成28年度県政要望に係る現況・対応

知事直轄・生活環境部・保健福祉部・商工労働観光部

<p>要 望 事 項</p>	<p>1. 地域発展への貢献が多岐である地元企業の安定化・活性化について (1) 雇用維持・確保に対する支援 ④ 県内企業の県内外への広報周知の強化 県内各企業は、それぞれの企業価値を高めるため、様々な施策に取り組んでいます。本県においても「～認定制度」「～企業登録制度」など、行政の各所管部署にて実施されていますが、ワーク・ライフ・バランス、女性活躍、子育て応援、エコ事業所、地域貢献活動などを県内外にPRすることは必要と考えます。こうした茨城の企業を広報することは、県外からのU I Jターンを促進し、労働人口の増加や女性の活躍推進に繋がるものと考えます。</p>
<p>現 況</p>	<p>○ワーク・ライフ・バランス〔商工労働観光部〕 ・「仕事と生活の調和推進計画」（ノー残業デーの導入、一斉消灯などによる時間外労働の削減など事業所における従業員の働き方の見直しを行う計画）の届出を推進しております（届出事業所数 424 社（平成 29 年 1 月 16 日現在））。</p> <p>○女性活躍〔知事直轄〕 ・「いばらき女性活躍推進会議」会員登録 働く女性が活躍できる社会づくりを目的に、国や県、経済団体等で組織した「いばらき女性活躍推進会議」を設立し、趣旨に賛同する県内企業・事業所を会員として登録しています。（会員登録数 284 社（平成 28 年 12 月 27 日現在）） ・「茨城県女性が輝く優良企業認定制度」 職場における女性活躍，ワーク・ライフ・バランス，子育て支援にバランスよく取り組む企業を優良企業として，3段階で認定するとともに，そのうち特に優良な企業を表彰しています。 （H28年度 認定企業数 3つ星2社，2つ星2社，1つ星1社 表彰企業数 2社）</p> <p>○子育て応援〔保健福祉部〕 ・子育て応援宣言企業登録制度は、「従業員の仕事と子育てとの両立できる職場づくり」や、「地域における子育て支援」等に取り組もうとする内容を、「子育て応援宣言」として届出した企業を登録し，その取組を広く県 HP 等で紹介することにより，企業における働き方の見直しや子育て支援の取組を促進する制度です。 （登録企業数 249 社（平成 29 年 1 月 1 日現在））</p> <p>○エコ事業所〔生活環境部〕 ・環境政策課のホームページにおいて，事業所名等や活動状況を公表しております。 （登録数 1,938 事業所（平成 28 年 12 月末日現在））</p>
<p>対 応</p>	<p>○ 今後とも，各企業の取り組み事例等をホームページやセミナー等で積極的にPRするとともに，登録企業等の増加に努めてまいります。</p>

<p>要 望 事 項</p>	<p>1. 地域発展への貢献が多岐である地元企業の安定化・活性化について (1) 雇用維持・確保に対する支援 ⑤ 女性活躍を促進する環境整備 「女性活躍推進法」の施行により、常時雇用する労働者が301人以上の事業主は、自社の女性の活躍状況をもとに行動計画を策定、公表することが義務づけられました。今後、女性活躍を促進するためには、女性が活躍できる社会環境の構築が不可欠です。具体的には、ワーク・ライフ・バランスの経営者・管理職者への啓発活動、従業員のキャリア形成支援、子育て世代の従業員が安心して働ける環境づくり（育児休暇や短時間勤務制度、育児休業者の復帰支援）、女性の社会進出に伴う業務の身体的負担を軽減するための設備や機器導入等を進めるための行政支援が必要と考えます。 特に、キャリア形成における啓発に関しては、内閣府が昨年6月に公表した「地域における女性の活躍に関する意識調査」における県内の状況をみると、「出産を機に退職し、子供が大きくなったら再び職業を持ちたい」という女性と、「配偶者には出産を機に退職し、子供が大きくなったら再び職業をもってほしい」という男性の割合が共に高いこと、「勤務先に昇進制度や昇進ポストがない」という県内女性の回答が高いことは、今後女性の活躍推進をめざす上で大きな障壁と言えます。</p>
<p>現 況</p>	<p>○経営者・管理職向け意識啓発 ・「ハーモニートップセミナーの開催」 企業経営者、市町村長等を対象に、「女性活躍」や「働き方改革」などをテーマとした講演会の開催等を行っています。 ・「イクボス養成講座の開催」 企業の管理職等を対象に、部下のワーク・ライフ・バランスを理解し、活躍を応援できる上司「イクボス」の養成講座を開催しています。 ○従業員のキャリア形成支援 ・「キャリアアップ講座の開催、メンター設置」 働く女性のキャリア意識形成を促進するため、女性管理職希望者や女性管理職対象のキャリアアップ講座を開催するとともに、県内企業で働く経験豊富な先輩女性社員をメンターとして委嘱し、キャリアアップ講座参加者との交流会を実施しています。 ・「女性のためのキャリア相談員の設置」 仕事と生活の両立や、キャリアアップ等の悩みを相談するための専門相談窓口を設置しています。 [知事直轄]</p>

現況	<p>○ワーク・ライフ・バランス</p> <p>茨城労働局，経済団体（茨城県経営者協会，茨城県商工会議所連合会，茨城県商工会連合会，茨城県中小企業団体中央会），労働団体と連携し，11月を「いばらきワーク・ライフ・バランス推進月間」として，第3水曜日を「県内一斉ノー残業デー」，大好きいばらき週間（11月7日～13日）を年次有給休暇取得キャンペーン期間として気運醸成を図りました。</p> <p>また，月間中に企業が行う取組を宣言する「取組宣言書」の提出を募集し，1,714事業所から宣言書が提出されました。</p> <p>さらに，年次有給休暇取得キャンペーン初日である11月7日に水戸駅で街頭キャンペーンを行いました。</p> <p style="text-align: right;">〔商工労働観光部〕</p>
対応	<p>○ 今後も，セミナーの開催等を通して，経営者や管理職，女性自身の意識啓発に努めてまいります。</p> <p style="text-align: right;">〔知事直轄〕</p> <p>○ また，経済団体等と連携してワーク・ライフ・バランスの経営者・管理職者への啓発活動を行ってまいります。</p> <p style="text-align: right;">〔商工労働観光部〕</p>

要 望 事 項	<p>1. 地域発展への貢献が多大である地元企業の安定化・活性化について</p> <p>(1) 雇用維持・確保に対する支援</p> <p>⑥ 障がい者の雇用促進・定着に向けた支援</p> <p>県内企業からは、平成28年4月より改正障害者雇用促進法が施行され、また平成30年4月より法定雇用率の算定基礎の対象に、精神障がい者が追加されるなか、障がい者の雇用・定着を課題と捉える声が多く寄せられています。</p> <p>そうした状況下、各企業が法定雇用率を維持し、定着化を図るためには、障がい者の採用機会拡充、更なる教育訓練等の支援拡充に加え、自動車免許を有していない方への交通手段確保に対する支援が不可欠と考えます。企業が集積する工業団地への公共バス増便、新たな助成金等により、積極的な就労支援を要望します。</p>
現 況	<p>○ 茨城労働局と連携し、法定雇用率が未達成の事業所に対しまして、採用意識の向上と法定雇用率の遵守について個別訪問による指導を実施しておりますとともに、県内経済団体に対しましては、障がい者雇用の一層の拡大に努めるよう、要請を行っているところであります。</p> <p>○ また、企業はもとより、広く県民の方々に対しても、障がい者雇用への理解の醸成を図ることが重要でありますことから、「障害者雇用優良事業所」や障害を克服して職業人として立派に活躍しておられる方々を対象として、知事表彰によりその取組を顕彰しております。このほか、工夫を凝らして障がい者の雇用を進めている事例を県HPを利用して周知しております。</p> <p>○ さらに、障害者の雇用の場を確保するため、「障害者就職面接会」を年間で十回程度開催しておりますほか、県内六ヶ所の就職支援センターにおきまして、きめ細かに就職相談や職業紹介を行うとともに、求人開拓員が個別に企業を訪問し、障害者の求人枠の拡大に努めているところであります。</p> <p>○ また、教育訓練につきましては、県立水戸産業技術専門学院に「総合実務科」を設置し、知的障害者を対象として、職業訓練を実施するほか、民間教育機関や企業等を活用して精神・身体・知的など、障害者それぞれに異なる障害特性に応じた職業訓練コースを設定し、障害者の就労支援に取り組んでいるところであります。</p> <p>○ このほか、県内九カ所に設置しております「障害者就業・生活支援センター」におきましては、保健福祉部やハローワークとの連携のもと、就職の斡旋や職場定着といった就労面の支援に加え、生活習慣や健康管理などの生活相談も含めた総合的な支援を行っているところであります。</p> <p>○ 今後は、こうした取組に加え、法定雇用率未達成事業所に対するペナルティ措置であります障害者雇用納付金制度の対象が、昨年度から常用労働者二百名以上の事業所から百名以上に拡大されたことなども踏まえ、茨城労働局と連携し、未達成事業所に対する集中的な指導を実施してまいります。</p> <p style="text-align: right;">〔商工労働観光部〕</p>

現 況	<p><企業が集積する工業団地への公共バス増便></p> <p>○ 県では、公共交通の維持存続を図るため、国や市町村とともに広域的・幹線の路線を運行するバス事業者に対し、運行経費の赤字補助を行っており、また、県北山間地域における生活交通の確保を図るため、廃止されたバス路線を代替運行する市町に対して、運行経費の補助を行っております。</p> <p>さらに、平成27年度から、市町村が取り組む広域バス路線の新設や再編に対しても運行経費の支援を行っております。</p> <p style="text-align: right;">〔企画部〕</p>
対 応	<p>○ 今後も、茨城労働局及び各地区ハローワークと連携し、障害者雇用の促進に取り組んでまいります。</p> <p>○ また、障害者や福祉施設等の関係者に対して訓練制度の更なる周知・広報に努め、訓練の実施を通じて障害者の就労促進を図ってまいります</p> <p style="text-align: right;">〔商工労働観光部〕</p> <p>○ バスの増便には、バスを運行する事業者や市町村において、沿線の住民や企業のニーズ等を見ながら総合的に検討していく必要があるものと考えます。</p> <p>具体的な要望がありましたら、バス事業者や市町村にもお伝えしてまいります。</p> <p style="text-align: right;">〔企画部〕</p>

要望事項	<p>1. 地域発展への貢献が多大である地元企業の安定化・活性化について</p> <p>(1) 雇用維持・確保に対する支援</p> <p>⑦ 学生など若年層に対する職業観の醸成および労働法の啓蒙強化</p> <p>昨今の雇用情勢を見ますと、大卒者、高卒者の就職率は向上しているものの、一方でミスマッチなどの早期離職防止は大きな課題と言えます。そうしたなか、県内企業ではインターンシップ受入態勢と教育への取組みが高まっていますが、その効果を高めるためにも、早い段階でのキャリア教育や業界研究への意識を強める取組みが必要と考えます。</p> <p>また、茨城労働局が進める大学生に対する労働法出前講座が普及していますが、厚労省の「まんが労働法」冊子の活用などで、県内の高校生に対しても労働法の基礎知識を習得させることも必要と考えます。就労前の若年層が労働法への理解を深めることは、企業のブラック化に歯止めがかかり、県内労働人口の確保にも繋がるものと考えます。</p>
現況	<p>○ 県内外の主に大学1～3年生を対象とした、県内企業による多様なインターンシップメニューを実施しております。</p> <p>○ このほか、主に県内大学3年生を対象として、業界への理解を深めるための業界研究セミナーを年6回（県央・県南で3回ずつ）実施しております。</p> <p>○ また、労働関係法令の周知につきましては、労働法パンフレット「これから社会で活躍するために 知っておきたい労働法」を作成し、県内全ての高校生へ配布しているほか、希望のあった高校等を対象に、社会保険労務士を講師として労働関係法令について説明する労働セミナーを開催しております。</p>
対応	<p>○ 今後とも、主に県内外の大学生を対象とした県内企業でのインターンシップや県内大学生の地元就職を支援するための業界研究セミナーを実施してまいりますほか、若年層への労働関係法令の周知に努めてまいります。</p>

<p>要望事項</p>	<p>1. 地域発展への貢献が多大である地元企業の安定化・活性化について (2) 販売促進・強化への支援 ① 企業誘致推進の強化 本県の企業誘致実績は、充実した産業インフラの整備や企業立地補助金、税制優遇等、行政のご尽力により、平成27年通年において、立地件数、面積及び県外企業立地件数の全6項目で全国第1位と大変良好であります。企業誘致は、地元雇用の創出や下請け企業の受注増加に加え、定住人口増加に伴う消費拡大等大きなメリットを享受できます。 本県の優位性を活かし、引き続き工業団地を中心とした県外企業の誘致促進と企業の三大都市圏以外への移転・拡大に対する税制優遇制度を活用した本社機能の受入促進等一層のご尽力を期待します。</p>																																																																																						
<p>現況</p>	<p>○ H28年上期の工場立地動向調査(経産省)によると、電気業を除いた場合、工場立地件数の項目において全国第7位(18件)、工場立地面積(71ha)及び県外企業立地件数(13件)の2項目において、全国第1位となっております。</p> <p>【工場立地件数(電気業を除く)】 (単位:件)</p> <table border="1" data-bbox="229 842 1442 999"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">H24</th> <th colspan="2">H25</th> <th colspan="2">H26</th> <th colspan="2">H27</th> <th colspan="2">H28</th> </tr> <tr> <th>通年</th> <th>前年比</th> <th>通年</th> <th>前年比</th> <th>通年</th> <th>前年比</th> <th>通年</th> <th>前年比</th> <th>上期</th> <th>前年同期比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>茨城県</td> <td>30(11)</td> <td></td> <td>55(1)</td> <td>+83.3%</td> <td>75(1)</td> <td>+36.4%</td> <td>78(1)</td> <td>+4.0%</td> <td>18(7)</td> <td>△48.6%</td> </tr> <tr> <td>全国</td> <td>938</td> <td></td> <td>831</td> <td>△11.4%</td> <td>1,008</td> <td>+21.3%</td> <td>1,045</td> <td>+3.7%</td> <td>457</td> <td>△1.5%</td> </tr> </tbody> </table> <p>【工場立地面積(電気業を除く)】 (単位:ha)</p> <table border="1" data-bbox="229 1032 1442 1173"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">H24</th> <th colspan="2">H25</th> <th colspan="2">H26</th> <th colspan="2">H27</th> <th colspan="2">H28</th> </tr> <tr> <th>通年</th> <th>前年比</th> <th>通年</th> <th>前年比</th> <th>通年</th> <th>前年比</th> <th>通年</th> <th>前年比</th> <th>上期</th> <th>前年同期比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>茨城県</td> <td>87(2)</td> <td></td> <td>117(1)</td> <td>+34.5%</td> <td>109(1)</td> <td>△6.8%</td> <td>102(1)</td> <td>△6.8%</td> <td>71(1)</td> <td>+66.6%</td> </tr> <tr> <td>全国</td> <td>1,102</td> <td></td> <td>1,077</td> <td>△2.3%</td> <td>1,181</td> <td>+9.7%</td> <td>1,122</td> <td>△5.0%</td> <td>560</td> <td>+7.4%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ () は全国順位を表します。</p>		H24		H25		H26		H27		H28		通年	前年比	通年	前年比	通年	前年比	通年	前年比	上期	前年同期比	茨城県	30(11)		55(1)	+83.3%	75(1)	+36.4%	78(1)	+4.0%	18(7)	△48.6%	全国	938		831	△11.4%	1,008	+21.3%	1,045	+3.7%	457	△1.5%		H24		H25		H26		H27		H28		通年	前年比	通年	前年比	通年	前年比	通年	前年比	上期	前年同期比	茨城県	87(2)		117(1)	+34.5%	109(1)	△6.8%	102(1)	△6.8%	71(1)	+66.6%	全国	1,102		1,077	△2.3%	1,181	+9.7%	1,122	△5.0%	560	+7.4%
	H24		H25		H26		H27		H28																																																																														
	通年	前年比	通年	前年比	通年	前年比	通年	前年比	上期	前年同期比																																																																													
茨城県	30(11)		55(1)	+83.3%	75(1)	+36.4%	78(1)	+4.0%	18(7)	△48.6%																																																																													
全国	938		831	△11.4%	1,008	+21.3%	1,045	+3.7%	457	△1.5%																																																																													
	H24		H25		H26		H27		H28																																																																														
	通年	前年比	通年	前年比	通年	前年比	通年	前年比	上期	前年同期比																																																																													
茨城県	87(2)		117(1)	+34.5%	109(1)	△6.8%	102(1)	△6.8%	71(1)	+66.6%																																																																													
全国	1,102		1,077	△2.3%	1,181	+9.7%	1,122	△5.0%	560	+7.4%																																																																													
<p>対応</p>	<p>○ 企業誘致の取組につきましては、本県の優れた事業環境を企業の皆様にご理解いただくため、引き続き、立地推進東京本部を中心に、重点的に企業訪問を実施いたしますとともに、セミナーや産業視察会を開催し、さらには新聞や経済誌等におきまして、圏央道など整備が進む広域交通ネットワークあるいは首都圏への近接性、比較的割安な地価など、本県の立地優位性を訴えているところであります。</p> <p>＜セミナー等の実施状況(H28年度)＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いばらき企業立地補助金等説明会 (日時: H28.5.26, 於: 東京都内, 参加: 56社 89名) ・いばらきの港説明会 (日時: H28.10.27, 於: 東京都内, 参加: 322社 666名) ・茨城県産業立地セミナーIN大阪 (日時: H29.2.14, 於: 大阪市内) ・産業視察会【圏央道沿線地域】(日時: H29.2.8) 【県央地域】(日時: H28.11.25) <p>＜新聞広告等の実施状況(H28年度)＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新聞広告・・・日刊工業新聞, 茨城新聞 ・経済誌広告・・・週刊東洋経済 																																																																																						

○ また、企業が立地しやすい事業環境の整備を図るため、県税の課税免除や工業用水道料金の減額のほか、オーダーメイド方式や区画の分割など企業ニーズを踏まえた工業団地分譲を行うなど各種販売方策を展開しているところであります。

○ さらに、震災以降は、早期復興を図るため、本県が中心となって強く働きかけました結果、国に創設いただきました「津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金」、
「茨城産業再生特区」に係る税制上の特例措置などの優遇措置を積極的に活用し全力で企業誘致に取り組んでいるところであります。

<津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金>

○採択件数（県内）：63件（1次：13件，2次：9件，3次：8件，4次：5件，
5次：12件，6次：16件）

○これによる投資計画

・立地面積：約126ha ・投資予定額：約957億円 ・新規地元雇用：991人

<茨城産業再生特区に係る税制上の特例措置（H28.12末現在）>

○指定件数：733件／534社

○新規設備投資の見込み額：5,427億円

○被災者雇用対象者：52,134人

○ これらに加え、平成27年度に創設した、県及び県開発公社等の工業団地の用地取得費を補助する「立地促進対策補助事業」も活用し、1社でも多くの企業立地の実現に努めているところであります。

○ 本社機能移転につきましては、国が創設した地方拠点強化税制に加え、本県独自の全国トップクラスとなる県税の優遇措置を設けるとともに、今後、さらに本社の全面移転や本社の複数部門の移転を加速化させていくため、新たに、企業の本社機能移転費用に対する最大1億円の補助金を創設するなど、優遇制度の拡充を図っております。

○ 今後も、これら立地促進策を最大限活用するとともに、本県の優れた立地環境を積極的にPRしながら、全庁をあげて全力で企業誘致を推進してまいります。

対

応

要 望 事 項	<p>1. 地域発展への貢献が多岐である地元企業の安定化・活性化について (2) 販売促進・強化への支援 ② 中小企業の海外進出への支援</p> <p>本県においては、行政のご尽力により、ジェトロ茨城の開設や茨城県中小企業振興公社の機能強化など、県内企業の海外進出支援体制を構築されています。そうしたなか県内中小企業からは、貿易相談員等の窓口強化、アジア諸国を中心とした海外輸出拡大への支援、情報提供の強化への充実した取組みに加え、海外進出や現地へ赴任する労働者の各種申請手続きが煩雑で分かりにくいとの意見が寄せられています。</p> <p>県内中小企業の海外進出拡大に向け、一層のご支援を要望します。</p>																																																																
	現 況	<p>【貿易相談窓口、専門家による対応】</p> <p>○ 県では、(公財)茨城県中小企業振興公社に貿易相談員を配置し、貿易相談窓口による海外ビジネス情報の提供や専門家による個別相談を実施することで、県内企業の海外展開を支援しております。</p> <p>[相談件数(平成23~28年度)] ※平成28年度は11月末日現在の実績</p> <table border="1" data-bbox="271 806 1426 1025"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>輸出</td> <td>160</td> <td>94</td> <td>85</td> <td>94</td> <td>147</td> <td>56</td> </tr> <tr> <td>輸入</td> <td>50</td> <td>21</td> <td>11</td> <td>6</td> <td>20</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>投資</td> <td>51</td> <td>38</td> <td>29</td> <td>46</td> <td>26</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>121</td> <td>88</td> <td>72</td> <td>70</td> <td>96</td> <td>60</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>382</td> <td>241</td> <td>197</td> <td>216</td> <td>289</td> <td>134</td> </tr> </tbody> </table> <p>【貿易等セミナーの実施】</p> <p>○ 県内企業の国際ビジネスを支援するため、貿易コンサルタントによる実務研修を開催しております。</p> <p>[平成28年度 実務研修開催状況]</p> <table border="1" data-bbox="271 1169 1407 1317"> <thead> <tr> <th></th> <th>実務研修名</th> <th>参加者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>9月1日 契約までの貿易実務1</td> <td rowspan="3">延べ 38名</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>9月8日 契約までの貿易実務2</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>9月15日 契約履行のための貿易実務、貿易の手順、模擬商談会</td> </tr> </tbody> </table> <p>【海外展示会への出展支援】</p> <p>○ (公財)茨城県中小企業振興公社に輸出拡大支援員を配置し、海外で開催される展示会の出展支援を実施しております。食品関係の展示会については、昨年度に引き続き、シンガポールで開催された日本食等バイヤー向けの展示会「FOOD JAPAN 2016 (Iishii JAPAN)」への出展を支援いたしました。</p> <p>[展示会の概要]</p> <table border="1" data-bbox="271 1550 1407 1962"> <tbody> <tr> <td>展示会名</td> <td>FOOD JAPAN 2016</td> </tr> <tr> <td>会 期</td> <td>平成28年10月27日(木)~10月29日(土)</td> </tr> <tr> <td>会 場</td> <td>サンテックシンガポール国際会議展示場(シンガポール)</td> </tr> <tr> <td>内 容</td> <td>成長著しい東南アジア市場でビジネスを展開する食品製造、輸出入商社・卸、スーパー・小売、ホテル、レストラン関係者と、農林水産物、加工食品・飲料、食器・調理器具、食品機械、FC本部を展開する企業・団体の方へ向けたダイレクトな商談の場、販売促進の場を提案する。</td> </tr> <tr> <td>出展企業数</td> <td>304社 (本県出展企業数:16社)</td> </tr> <tr> <td>来場者数</td> <td>11,525人 (H27実績:10,910人)</td> </tr> </tbody> </table>	年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	輸出	160	94	85	94	147	56	輸入	50	21	11	6	20	8	投資	51	38	29	46	26	10	その他	121	88	72	70	96	60	計	382	241	197	216	289	134		実務研修名	参加者	1	9月1日 契約までの貿易実務1	延べ 38名	2	9月8日 契約までの貿易実務2	3	9月15日 契約履行のための貿易実務、貿易の手順、模擬商談会	展示会名	FOOD JAPAN 2016	会 期	平成28年10月27日(木)~10月29日(土)	会 場	サンテックシンガポール国際会議展示場(シンガポール)	内 容	成長著しい東南アジア市場でビジネスを展開する食品製造、輸出入商社・卸、スーパー・小売、ホテル、レストラン関係者と、農林水産物、加工食品・飲料、食器・調理器具、食品機械、FC本部を展開する企業・団体の方へ向けたダイレクトな商談の場、販売促進の場を提案する。	出展企業数	304社 (本県出展企業数:16社)	来場者数
年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28																																																											
輸出	160	94	85	94	147	56																																																											
輸入	50	21	11	6	20	8																																																											
投資	51	38	29	46	26	10																																																											
その他	121	88	72	70	96	60																																																											
計	382	241	197	216	289	134																																																											
	実務研修名	参加者																																																															
1	9月1日 契約までの貿易実務1	延べ 38名																																																															
2	9月8日 契約までの貿易実務2																																																																
3	9月15日 契約履行のための貿易実務、貿易の手順、模擬商談会																																																																
展示会名	FOOD JAPAN 2016																																																																
会 期	平成28年10月27日(木)~10月29日(土)																																																																
会 場	サンテックシンガポール国際会議展示場(シンガポール)																																																																
内 容	成長著しい東南アジア市場でビジネスを展開する食品製造、輸出入商社・卸、スーパー・小売、ホテル、レストラン関係者と、農林水産物、加工食品・飲料、食器・調理器具、食品機械、FC本部を展開する企業・団体の方へ向けたダイレクトな商談の場、販売促進の場を提案する。																																																																
出展企業数	304社 (本県出展企業数:16社)																																																																
来場者数	11,525人 (H27実績:10,910人)																																																																

- また、「いばらき産業大県創造基金（ものづくり応援プログラム）」を活用し、海外見本市・展示会への出展や海外販路開拓向けホームページの作成などに対する支援を行っております。

〔概要〕

中小企業等が自社製品等の販路開拓を行う目的で、見本市・展示会等への出展、市場調査、広報活動、営業力強化等を行うことに対する助成。

対象者：中小企業者（製造業），組合・グループ等

助成額：最大 100 万円（助成率 2/3 以内，助成期間 2 年間以内）

【外国特許出願支援】

- 国の事業（地域中小企業知的財産戦略支援事業）を活用し、国際的な事業展開のため戦略的に外国出願を行う県内中小企業に対して出願費用の一部を助成しております。

〔平成 27 年度〕

実施者：（公財）茨城県中小企業振興公社

公募期間：第 1 回 平成 28 年 5 月 20 日（金）～6 月 30 日（木）

第 2 回 平成 28 年 8 月 4 日（木）～9 月 16 日（金）

助成総額：6,876,000 円

助成内容：特許 ～ 出願費用等の 1/2 以内（上限 150 万円）

意匠・商標 ～ 出願費用等の 1/2 以内（上限 60 万円）

冒認対策商標 出願費用等の 1/2 以内（上限 30 万円）

助成先：11 社（茨城県中小企業外国出願支援事業審査委員会で選考し決定）

現

【海外展開企業のネットワークづくり】

- いばらき海外進出サポート協議会を設置し、海外進出企業間のネットワーク構築及びこれから海外進出を検討する企業へのサポートを実施しています。

- ・組織名：いばらき海外進出サポート協議会

- ・設立：H26.3.19

- ・参加企業：58 社（平成 28 年 12 月末現在）

- ・実績：総会 1 回，セミナー 7 回

況

【東南アジアにおける企業支援体制の整備】

- 東南アジアのビジネスセンターとして近隣諸国のハブ機能を有しているシンガポールに県職員を派遣し、経済成長が著しい東南アジアへの県内中小企業の海外展開を支援しています。

- ・場所 シンガポール

- ・方法 常陽銀行現地駐在員事務所へ職員派遣

- ・派遣時期 平成 26 年 8 月

- ・主な業務

東南アジア全体の情報収集，進出企業に対する情報提供

海外進出サポート協議会や県人会等のネットワークづくり

海外展示会への出展支援

県の物産，観光等の PR

- ・実績 展示商談会支援 12 件，現地進出企業・政府機関等訪問 13 回 等

【ジェトロ茨城貿易情報センターによる支援】

- 平成 26 年 6 月に設置されたジェトロ茨城貿易情報センターと連携し、貿易相談体制やセミナーの開催等を通じて、県内中小企業の海外展開を支援しています。

- ・相談件数：731 件

- ・セミナー件数：24 回（参加延べ数 1,239 人）

- ・巡回相談件数：236 件

- ・海外バイヤー招聘：6 回（延べ 6 カ国 9 バイヤーを招聘）

※実績は平成 28 年 11 月末日現在

現況	<p>【ベトナムでの販路開拓】</p> <p>○ 北関東三県が連携し、観光PRを兼ねたベトナムアンテナショップの設置や海外バイヤー招へいなどにより、三県産品の販路開拓を図っています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開設場所 イオン・ロンビエン店（ハノイ）3階フードコート内 ・開設期間 平成28年7月31日（日）～平成29年2月下旬（予定） ・取扱商品 三県計90品（本県30品目） ・観光PR 三県共通の取組：観光パンフレット配布など観光情報等のPR 本県独自の取組：ベトナム人サッカー選手グエン・コン・フォン選手の等身大パネルの設置や、同選手が本県の食や観光地等を紹介するDVDを作成・上映 ・販路開拓 現地の輸出拡大支援員が、ハノイ市内や周辺の輸入業者、レストラン等リストアップし、アンテナショップ出品商品の売込みを実施。また、ベトナムのバイヤー4社を招聘し、本県の延べ12社を視察、延べ24社の商談を実施。
対応	<p>○ 今後とも、（公財）茨城県中小企業振興公社に設置している貿易相談窓口や配置している専門家により、各種申請手続きをはじめ様々な相談に対応していくほか、産業大県創造基金を活用した展示会出展支援、外国特許出願支援などにより、中小企業の海外展開を支援してまいります。</p> <p>○ また、ジェトロ茨城貿易情報センターと連携し、ジェトロが持つ海外ビジネス情報を始め、海外展示会や商談会などの豊富なメニューを活用し、本県中小企業の海外展開を積極的に支援してまいります。</p>

<p>要 望 事 項</p>	<p>1. 地域発展への貢献が多岐である地元企業の安定化・活性化について (3) 官公需の県内企業発注等に対する支援 ① 一般競争入札参加者選定における適正な地域要件の強化等県内事業所の受注機会確保に対する支援 県内企業への優先発注は、地域経済活性化や雇用維持・拡大に大きく寄与します。ついで、県内事業者の受注機会の拡大を図るため、一般競争入札参加者選定において、地域要件を含めた入札参加要件の見直しとともに、庁内各課や出先機関からの発注拡大に向け、積極的な取組みをお願いします。</p>
<p>現 況</p>	<p>○ 物品・役務の調達におきましては、県内事業者の受注機会を確保するため、本庁各課や出先機関に対して、一般競争入札の入札参加資格に地域要件を設定するよう通知するとともに、毎年度、これらを対象とした、研修会の開催などを通じて周知を図っています。 例えば、県内に事業所を有する事業者だけで十分な競争性を確保できる場合は、まず「茨城県内に本店を有すること」、次に「茨城県内に支店等の営業所を有すること」との地域要件を定めることを指導しております。 [会計事務局]</p> <p>○ 県では、国とともに「官公需確保対策地方推進協議会」を開催し、庁内各課や出先機関及び国や市町村の県内行政機関に対して、「中小企業者に関する国等の契約の方針」の周知を図るとともに、地元中小企業者等への受注機会の拡大を働きかけています。 また、認定した事業者の新商品を県が優先的に随意契約で購入できる「新分野開拓商品事業者認定制度」により事業者を認定し、「官公需確保対策地方推進協議会」において認定事業者によるプレゼンテーションを実施する等、地元中小企業の受注機会の拡大を図っています。 [商工労働観光部]</p>
<p>対 応</p>	<p>○ 今後とも、物品・役務の調達に係る一般競争入札を行う場合の地域要件の設定については、県内事業者の受注機会の拡大を図るため、可能な限り、入札参加資格に地域要件を設定するとともに、本庁各課や出先機関に対しても研修会などを通じて引き続き適切な設定を行うよう指導してまいります。 [会計事務局]</p> <p>○ 今後とも「官公需確保対策地方推進協議会」等を通じ、地元中小企業者等への発注拡大のため、県内の行政機関に対して協力を要請してまいります。 [商工労働観光部]</p>

<p>要望事項</p>	<p>1. 地域発展への貢献が多岐である地元企業の安定化・活性化について (3) 官公需の県内企業発注等に対する支援 ② 競争入札におけるダンピングの排除と年間を通じた発注の平準化、工期への配慮 多くの中小零細企業においては、為替相場に起因する仕入れコストの上昇、電力代・労務費高騰など生産コストの増大と企業間の競争激化により、十分な価格転換ができないなど、厳しい経営環境が続いています。行政の競争入札においては、低入札調査基準価格等の適正な運用によるダンピング排除と総合評価方式の適用案件拡充などによる入札参加事業者への配慮を要望します。 また、建設業、運輸業ならびに警備業の従事者が減少するなか、一定時期（特に11月～3月に）に集中した発注は、資材調達コストや人員確保のための労務費高騰から採算管理が困難となり、受注機会減少に繋がることが懸念されます。行政には、産業インフラ拡充や茨城国体、東京オリンピック・パラリンピックに関連した公共投資拡大と併せ、年間を通じた計画的な工期発注を要望します。</p>
<p>現況</p>	<p>(建設工事について) 土木部においては、250万円を超え1億円未満の建設工事（総合評価方式一般競争入札を除く）の入札について、最低制限価格制度を適用しており、1億円以上の建設工事及び1億円未満の総合評価方式一般競争入札により発注する建設工事については低入札価格調査制度を適用し、ダンピング防止を図っております。 また、平成25年6月には、国の低入札価格調査基準価格の引き上げに準拠して、本県においても低入札調査基準価格及び最低制限価格を引き上げたところであります。 総合評価方式については、平成17年度から試行を行っており、平成28年度下半期は一般競争入札案件全体の50%を目標としております。</p> <p>(建設コンサルタント等業務委託について) 建設コンサルタント等業務委託においても、平成28年2月から、最低制限価格制度の対象範囲を1,000万円未満から1,500万円未満に引き上げたところであります。</p> <p>[最低制限価格制度] 最低制限価格を設定し、入札価格が最低制限価格を下回った場合に、その入札を行った者を落札者とししない制度 [低入札価格調査制度] 調査基準価格を下回った場合に、契約が適正に履行されるかどうかを調査する制度</p> <p>(計画的な工事発注) 工事発注にあたりましては、建設業者が技術者や資機材等を計画的に確保できるよう、一時期に集中させないなど、計画的な発注に努める必要があると考えております。</p> <p>このため、発注課所毎に年間を通じた執行計画を策定し、これに基づいて毎月の執行状況を管理するとともに、受注計画に活用していただけるよう、四半期毎の工事発注見通しを年間3回（原則4, 7, 10月）公表しております。</p>

<p>要 望 事 項</p>	<p>1. 地域発展への貢献が多岐である地元企業の安定化・活性化について (4) 技術開発・産学連携への支援 ① 中小企業の成長分野進出への支援 本県では、平成 22 年度に産学官が集結した「いばらき成長産業振興協議会」を設立、平成 27 年度より「グローバルニッチトップ企業育成促進プロジェクト」を掲げるなど、中小企業の成長分野進出に積極的に取組まれています。これまでの次世代自動車、環境・エネルギー、健康・医療機器、食品の成長 4 分野に加え、I o T・ロボット分野への参入等への期待も大きいことから、情報提供、製品化・販路開拓までの一連の支援拡充を要望します。また、上記成長分野のなかでは、特に再生可能エネルギーの地産地消の観点において、太陽光発電は飛躍的に増加したものの、風力・バイオマスなどの分野への進出、新製品・新技術の開発をより促進することで、低廉かつ良質なエネルギー供給に積極的に取組んでいただきたいと思います。</p>																																	
<p>現 況</p>	<p>○「いばらき成長産業振興協議会」においては、①自社製品の開発と②大手企業等からの新たな受注獲得を成果指標と定め、会員企業に対する支援を行っています。</p> <p>○協議会設立（平成 22 年 6 月）から現在（平成 28 年 12 月）までの成果の状況は、以下のとおりです。</p> <p>【成果】</p> <table border="1" data-bbox="233 898 1434 1055"> <thead> <tr> <th></th> <th>次世代自動車</th> <th>環境・新エネルギー</th> <th>健康・医療機器</th> <th>食品</th> <th>分野横断</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①試作・製品化</td> <td>10 件</td> <td>3 件</td> <td>11 件</td> <td>37 件</td> <td>-</td> <td>61 件</td> </tr> <tr> <td>②受注</td> <td>33 件</td> <td>25 件</td> <td>4 件</td> <td>8 件</td> <td>2 件</td> <td>72 件</td> </tr> </tbody> </table> <p>【その他取組実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大手企業との交流促進（交流・工場見学・商談等）110 回（3,273 社 9,599 名参加） ・成長分野に関する情報提供（セミナー等）150 回（2,976 社 4,350 名参加） ・大手企業等への技術提案 711 件 ・会員企業による共同研究数 44 件 <p>○また、I o T やロボット技術分野への進出支援については、平成 28 年度より、次世代技術研究会を新設し、情報提供のためのセミナー開催や、大手企業との交流機会提供のための工場見学会等の活動を行っています。</p> <p>○さらに、再生可能エネルギーに関しましては、環境・新エネルギー研究会において、太陽光発電や風力発電（小形風力を含む）等に関する情報提供を行ってきたところであり、大手企業からの大規模風力発電施設の部品の受注や小水力発電機の製品化等の成果が挙がっています。</p> <p>○「グローバルニッチトップ企業育成促進事業」では、つくば等の科学技術を活用しながら、医療・介護分野等で機器の開発・普及に取り組む企業を対象に、ニーズ・シーズ発掘から機器開発・各現場への導入促進等まで一貫して支援しており、その成果は以下のとおりです。</p> <table border="1" data-bbox="264 1765 1323 1895"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>H27</th> <th>H28 (H28.12 末)</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機器開発支援</td> <td>5 件</td> <td>11 件</td> <td>16 件</td> </tr> <tr> <td>導入促進補助</td> <td>41 件</td> <td>3 件</td> <td>44 件</td> </tr> </tbody> </table>		次世代自動車	環境・新エネルギー	健康・医療機器	食品	分野横断	合計	①試作・製品化	10 件	3 件	11 件	37 件	-	61 件	②受注	33 件	25 件	4 件	8 件	2 件	72 件	区分	H27	H28 (H28.12 末)	合計	機器開発支援	5 件	11 件	16 件	導入促進補助	41 件	3 件	44 件
	次世代自動車	環境・新エネルギー	健康・医療機器	食品	分野横断	合計																												
①試作・製品化	10 件	3 件	11 件	37 件	-	61 件																												
②受注	33 件	25 件	4 件	8 件	2 件	72 件																												
区分	H27	H28 (H28.12 末)	合計																															
機器開発支援	5 件	11 件	16 件																															
導入促進補助	41 件	3 件	44 件																															
<p>対 応</p>	<p>○ 今後におきましても、いばらき成長産業振興協議会の活動及びグローバルニッチトップ企業育成促進事業を通じ、情報提供から製品化・受注に至るまでの一貫した支援を一層強化するとともに、再生可能エネルギー分野においては、県内中小企業の進出や新技術・新製品開発等を促進してまいります。</p>																																	

<p>要 望 事 項</p>	<p>1. 地域発展への貢献が多大である地元企業の安定化・活性化について (4) 技術開発・産学連携への支援 ② 研究開発の産学官連携強化および研究開発拠点集積の促進 本県は、つくばを中心に国内随一の研究機関を有しています。今後の成長が期待される I oT、ロボット技術といった分野は、本県が持つハード面の優位性と、県内企業の高度なものづくり技術を融合することで、国内外でのシェア拡大に繋がるものと考えます。行政には、<u>研究機関や大学などのシーズを活用した産学官連携による研究開発の強化と県内企業の成長分野進出促進を支援していただきたいと考えます。</u> 同時に、現在のつくば、東海地区の研究機関の県外移転防止ならびに、つくば国際総合戦略特区のプロジェクト推進など、研究開発機関等の更なる集積強化に繋がる取組みを要望します。</p>
<p>現 況</p>	<p>○「いばらき成長産業振興協議会」においては、平成 28 年度より、次世代技術研究会を新設し、I o Tやロボット技術分野に関する情報提供のためのセミナー開催や、大手企業との交流機会提供のための工場見学会等の活動を行っています。</p> <p>○セミナーや工場見学会等においては、大手企業や大学・研究機関による I o Tやロボット技術に関する取り組み状況や技術動向等を紹介することにより、県内中小企業の理解を深めていただくとともに、これらの分野への参入のきっかけづくりを行っています。</p> <p>○また、本県ものづくり産業の競争力を強化するため、大学、研究機関等の持つロボットや IoT などの次世代技術を活用した中小企業等の革新的な技術開発・新製品開発を支援しております。 採択件数 (H28) : 3 件</p>
<p>対 応</p>	<p>○今後とも、県内中小企業が行う I o Tやロボット技術の開発における課題と、大学・研究機関が保有する技術シーズのマッチングを図るなど、産学官連携による研究開発や県内企業の成長分野進出に向けた支援を行ってまいります。</p>

<p>要 望 事 項</p>	<p>1. 地域発展への貢献が多大である地元企業の安定化・活性化について (4) 技術開発・産学連携への支援 ② 研究開発の産学官連携強化および研究開発拠点集積の促進</p> <p>本県は、つくばを中心に国内随一の研究機関を有しています。今後の成長が期待される IoT、ロボット技術といった分野は、本県が持つハード面の優位性と、県内企業の高度なものづくり技術を融合することで、国内外でのシェア拡大に繋がるものと考えます。行政には、研究機関や大学などのシーズを活用した産学官連携による研究開発の強化と県内企業の成長分野進出促進を支援していただきたいと考えます。</p> <p>同時に、<u>現在のつくば、東海地区の研究機関の県外移転防止</u>ならびに、つくば国際総合戦略特区のプロジェクト推進など、研究開発機関等の更なる集積強化に繋がる取組みを要望します。</p>												
<p>現 況</p>	<p>○ 政府関係機関の地方移転については、国において東京一極集中是正の観点から、道府県からの提案を踏まえ検討が進められ、平成 28 年 3 月に「政府関係機関移転基本方針」が決定されております。</p> <p>【政府関係機関移転基本方針（H28.3.22 まち・ひと・しごと創生本部決定）】 ＜研究機関・研修機関等に係る方針概要＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域の研究機関等と連携を図ることで、移転により、地方創生に役立ち、かつ国の機関としての機能の維持・向上も期待できるものを移転。 移転対象：全国 23 機関（50 件の提案） うち、本県関係機関：5 機関（14 件の提案）を含む。 それぞれの取組について、平成 28 年度内に、今後の具体的な展開を明確にした年次プランを関係者間で共同して作成。 <p>＜本県関係機関＞</p> <table border="1" data-bbox="264 1216 1425 1444"> <thead> <tr> <th>対象機関</th> <th>提案県</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(独)産業技術総合研究所</td> <td>石川県, 福井県, 愛知県, 福岡県</td> </tr> <tr> <td>(独)農業・食品産業技術総合研究機構</td> <td>愛知県, 香川県, 鳥取県, 島根県</td> </tr> <tr> <td>(独)国立環境研究所</td> <td>滋賀県</td> </tr> <tr> <td>(独)医薬基盤・健康・栄養研究所 薬用植物資源研究センター</td> <td>佐賀県</td> </tr> <tr> <td>教員研修センター</td> <td>秋田県, 富山県, 福井県, 三重県</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 移転対象とされたつくばに立地する 5 機関については、いずれも組織全体の移転を伴うものではなく、機能の一部移転として、研究集積のメリットや現在の研究連携の喪失等に留意するとしてうえて、研究連携拠点の設置や現地の研究機能の拡充を図るものとされており、平成 28 年度内に、提案県と関係研究機関が共同で、規模感を含めた具体的な展開を明確にした 5 年から 10 年程度の年次プランを作成することとされております。</p>	対象機関	提案県	(独)産業技術総合研究所	石川県, 福井県, 愛知県, 福岡県	(独)農業・食品産業技術総合研究機構	愛知県, 香川県, 鳥取県, 島根県	(独)国立環境研究所	滋賀県	(独)医薬基盤・健康・栄養研究所 薬用植物資源研究センター	佐賀県	教員研修センター	秋田県, 富山県, 福井県, 三重県
対象機関	提案県												
(独)産業技術総合研究所	石川県, 福井県, 愛知県, 福岡県												
(独)農業・食品産業技術総合研究機構	愛知県, 香川県, 鳥取県, 島根県												
(独)国立環境研究所	滋賀県												
(独)医薬基盤・健康・栄養研究所 薬用植物資源研究センター	佐賀県												
教員研修センター	秋田県, 富山県, 福井県, 三重県												
<p>対 応</p>	<p>○ 政府関係機関の移転については、東京一極集中を是正する観点から提案募集が行われたものでありますが、東京圏に含まれていないつくば等の研究機関が対象とされたこと、また、筑波研究学園都市は、筑波研究学園都市建設法に基づき、首都圏における人口の過度集中の緩和に寄与することを目的として整備された都市であり、こうした経緯を有するつくばの研究機関が移転対象とされたことは、そもそも地方創生の趣旨にも整合しないと考えられ、大変遺憾と考えております。</p>												

○ このため、県といたしましては、昨年度、地方創生担当大臣に対して、県内に立地する政府関係機関の移転阻止等に係る要望を実施いたしましたほか、平成 29 年度に向けた中央要望においても、引き続き、つくばに集積した科学技術の堅持等について要望したところであります。

1 石破茂・地方創生担当大臣（当時）への要望（H27.10.28）

- ・ 本県選出国會議員及び県議会議長、つくば市副市長、つくば市議会議長が同行し、「政府関係機関の移転阻止及び東京圏からの誘致に関する要望書」を提出。

< 要望内容 >

- ・ 県外への移転は、東京圏の一極集中の是正に全くつながらないほか、本県における地方創生の実現を妨げ、我が国の科学技術力を低下させるものであることから、絶対に行わないこと
- ・ 本県における地方創生を力強く推進するとともに、我が国の成長・発展を牽引する科学技術力の向上等を図るため、研究機関等の移転を実現すること

2 平成 29 年度国の施策及び予算に関する提案・要望

- ・ 地方創生の推進に関する要望項目の一つとして、以下のとおり内閣府へ要望。

< 要望内容 >

- ・ 政府関係機関の地方移転の実施にあたっては、政府関係機関移転基本方針に基づき進めることとされているが、つくばに集積した科学技術は、我が国全体の貴重な財産として断固堅持すべきであり、具体的な検討にあたっては、本県における地方創生の実現を妨げ、我が国の科学技術力を低下させることがないようにすること。

対

○ 県といたしましては、長年にわたり構築された研究集積の喪失など、つくばの競争力低下につながることをないよう、引き続き状況を注視してまいります。

応

<p>要 望 事 項</p>	<p>1. 地域発展への貢献が多大である地元企業の安定化・活性化について (4) 技術開発・産学連携への支援 ② 研究開発の産学官連携強化および研究開発拠点集積の促進 本県は、つくばを中心に国内随一の研究機関を有しています。今後の成長が期待されるIoT、ロボット技術といった分野は、本県が持つハード面の優位性と、県内企業の高度なものづくり技術を融合することで、国内外でのシェア拡大に繋がるものと考えます。行政には、研究機関や大学などのシーズを活用した産学官連携による研究開発の強化と県内企業の成長分野進出促進を支援していただきたいと考えます。 同時に、現在のつくば、東海地区の研究機関の県外移転防止ならびに、つくば国際戦略総合特区のプロジェクト推進など、研究開発機関等の更なる集積強化に繋がる取組みを要望します。</p>
<p>現 況</p>	<p><つくば国際戦略総合特区のプロジェクト推進> ○ 平成23年12月：特区の指定，平成24年3月：総合特区計画の認定。 ○ 財政支援措置などの特区制度を効果的に活用するとともに，関係機関が緊密に連携して，ライフイノベーション・グリーンイノベーション分野で我が国の成長・発展に貢献する8つのプロジェクトを着実に推進。 <ライフイノベーション分野> ・次世代がん治療（BNCT）の開発実用化 ・生活支援ロボットの実用化 ・つくば生物医学資源を基盤とする革新的医薬品・医療技術の開発 ・核医学検査薬の国産化 ・革新的ロボット医療機器・医療技術の実用化と世界拠点形成 <グリーンイノベーション分野> ・藻類バイオマスエネルギーの実用化 ・TIA-nano 世界的ナノテク拠点の形成 ・戦略的都市鉱山リサイクルシステムの開発実用化 ○ 平成29年1月，総合特区制度の延長（平成32年度まで）に伴い引き続き事業化に向けプロジェクトの研究開発を継続するため，新しいつくば国際戦略総合特区計画（平成29年度から平成32年度まで）の認定を申請。</p>
<p>対 応</p>	<p>○ つくばや東海の科学技術の集積と総合特区制度で講じられる「規制緩和」や「税制上の特例措置」等を効果的に活用し，特区プロジェクトから新事業・新産業を次々と創出し，科学技術イノベーション立県いばらきを実現するよう，引き続き全力を挙げて取り組んでまいります。</p>

<p>要 望 事 項</p>	<p>1. 地域発展への貢献が多大である地元企業の安定化・活性化について (4) 技術開発・産学連携への支援 ③ 知的財産権取得における支援拡充 本県では、ジェトロ茨城や茨城県中小企業振興公社などの支援により、中小企業の海外進出体制が整備されてきています。そうしたなか、企業が海外展開を進めるなかで、知的財産権取得は当該地域での優位性を高める有効なツールと考えます。しかしながら、県内の中小企業からは、海外での知的財産活動費が高額で、取得を躊躇、断念したとの声が寄せられています。県内中小企業が海外での知財をめぐるリスクに対し、迅速かつ的確に対応するためには相応の調査や代理人に対する多額の費用が生じることから、行政には他都道府県の取組事例を参考に、出願時の申請費用助成だけでなく、こうした多額の付随費用への支援を要望します。</p>										
<p>現 況</p>	<p>○ 茨城県中小企業振興公社では、他都道府県と同様に、国からの補助を受け、中小企業が外国出願を行う際の補助制度を設けております。当該制度では、出願国への出願手数料のほか、代理人に係る経費などの付随費用も補助しており、公社のホームページやチラシ等を通じて、当該制度の周知に努め、活用を促進しているところです。</p> <p>(参考) 茨城県中小企業外国出願支援事業の概要</p> <table border="1" data-bbox="263 981 1401 1406"> <tr> <td>応募資格</td> <td>県内中小企業者，中小企業等で構成されるグループ等</td> </tr> <tr> <td>対象項目</td> <td>特許，実用新案，意匠及び商標の外国出願</td> </tr> <tr> <td>対象経費</td> <td>・外国特許庁への出願に要する経費 ・外国特許庁に出願するための現地代理人 ・外国特許庁に出願するための国内代理人に要する経費 ・外国特許庁に出願するための翻訳に要する経費 等</td> </tr> <tr> <td>補助率</td> <td>補助率：1 / 2</td> </tr> <tr> <td>上限額</td> <td>特許出願：150万円 実用新案登録出願，意匠登録出願，商標登録出願：60万円 冒認対策商標：30万円</td> </tr> </table>	応募資格	県内中小企業者，中小企業等で構成されるグループ等	対象項目	特許，実用新案，意匠及び商標の外国出願	対象経費	・外国特許庁への出願に要する経費 ・外国特許庁に出願するための現地代理人 ・外国特許庁に出願するための国内代理人に要する経費 ・外国特許庁に出願するための翻訳に要する経費 等	補助率	補助率：1 / 2	上限額	特許出願：150万円 実用新案登録出願，意匠登録出願，商標登録出願：60万円 冒認対策商標：30万円
応募資格	県内中小企業者，中小企業等で構成されるグループ等										
対象項目	特許，実用新案，意匠及び商標の外国出願										
対象経費	・外国特許庁への出願に要する経費 ・外国特許庁に出願するための現地代理人 ・外国特許庁に出願するための国内代理人に要する経費 ・外国特許庁に出願するための翻訳に要する経費 等										
補助率	補助率：1 / 2										
上限額	特許出願：150万円 実用新案登録出願，意匠登録出願，商標登録出願：60万円 冒認対策商標：30万円										
<p>対 応</p>	<p>○ 国や他都道府県の動向を注視するとともに、引き続き、外国出願に係る制度等について周知に努めてまいります。</p>										

<p>要望事項</p>	<p>1. 地域発展への貢献が多大である地元企業の安定化・活性化について (5) 産業廃棄物事業の規制緩和 ① 県外産業廃棄物流入規制の緩和および申請認可までの期間短縮 本県においては、県外からの産業廃棄物を搬入して処理する際に「事前協議制度」がありますが、効率化促進の観点から一層の規制緩和を図っていただきたいと思います。また、産業廃棄物業における以下の各種申請から認可までの期間短縮についても併せて要望します。 (ア) 産業廃棄物処理業の新規許可、更新許可、変更許可の申請 (イ) 許可証の書換えを伴う変更届、産業廃棄物処理施設の設置許可申請</p>
<p>現況</p>	<p>○県内搬入事前協議制度について 事前協議制度は、廃棄物の搬入を制限するものではなく、不適正処理の防止を目的としたものです。県外廃棄物の適正処理を確保するため、隣接県においても事前協議制度を導入していることを考慮すると、現時点で制度の廃止は考えにくいところです。 事前協議の規制緩和については、平成21年4月には「電子マニフェストの使用による場合の事前協議の省略」、「事前協議の有効期間の3年から5年への延長（但し最終処分場で直接処分する場合については3年間のまま）」を、平成23年4月には、「県内の処分業者による代理協議の容認」、「優良認定業者に処分を委託する場合の事前協議の省略」など、規制緩和を図ってきています。 (ア) 産業廃棄物処理業における各種申請から許可までの期間短縮について 産業廃棄物収集運搬業及び処理業許可申請は、年間で1,300件から1,500件ございますが、その審査については、事務処理の合理化等を進め、標準処理期間が犯歴照会期間を含めて60日間（土日祝日を除く。従って、3カ月近くとなる。）であるところを、概ね2カ月程度で審査が終了するようにしているところです。 (イ) 許可証の書き換えを伴う変更届、産業廃棄物処理施設の設置許可申請について 許可証の書換えを伴う変更届につきましては、届出受理後、2週間程度で新たな許可証を返送しているところです。 許可証の書換えを伴う許可申請につきましては、事例が少ないのですが、新規の設置と同様に騒音・振動等周辺環境に与える影響が大きく、他法令にも多岐にわたり関連するため、慎重な審査が必要と考えております。</p>
<p>対応</p>	<p>○県内搬入事前協議制度について 今後については、廃棄物の適正処理を第一として、引き続き規制緩和について検討してまいります。 (ア) 産業廃棄物処理業における各種申請から許可までの期間短縮について 今後も、事務手続の見直し等による、迅速な事務処理に努めてまいります。 (イ) 許可証の書換えを伴う変更届、産業廃棄物処理施設の設置許可申請について 申請等があった場合は、各基準に適合するよう、迅速な事務処理に努めてまいります。</p>

<p>要 望 事 項</p>	<p>1. 地域発展への貢献が多である地元企業の安定化・活性化について (6) 税制優遇への継続的な取組み ① 法人実効税率の軽減および事業承継税制の優遇措置拡充 国内企業の海外移転を抑制し、地域企業が永続的な存立基盤を保つためには、法人実効税率軽減の早期実現は不可欠と言えます。 行政には、欧州やアジア主要国並の 20% 台の実効税率実現を図る一方、代替財源として応益課税の原則は踏まえつつも、経営基盤が弱い中小企業への外形標準課税の対象範囲拡大等は控えるなど一定の配慮を求めます。 また、我が国企業の大半を占める中小企業では、事業承継に関する税負担が大きく、円滑な事業承継への障壁となります。事業承継税制の更なる適用要件の緩和、そして事業に資する相続との考えから、事業用資産と一般資産を分離した形での非上場株式を含めた事業用資産への課税軽減の検討についても国へ進言願います。</p>																		
<p>現 況</p>	<p>【法人実効税率の引下げ】 ○ 平成 28 年度税制改正において、法人税率の引下げ及び法人事業税所得割の税率引下げによって、国・地方を通じた法人実効税率は平成 28 年度に 29.97% となり、更に平成 30 年度には、29.74% となることとされました。 併せて、この税率引下げに当たっては、制度改正を通じた課税ベースの拡大により財源をしっかりと確保することとされ、そのうち、法人事業税の外形標準課税の拡大により負担増となる事業規模が一定以下の法人については、負担増を軽減するための措置が取られることとされております。</p> <table border="1" data-bbox="312 1016 1402 1200"> <tr> <td></td> <td>平成 27 年度</td> <td></td> <td>平成 28・29 年度</td> <td>平成 30 年度</td> </tr> <tr> <td>法人税率</td> <td>23.9 %</td> <td rowspan="3">→</td> <td>23.4 %</td> <td>23.2 %</td> </tr> <tr> <td>法人事業税所得割※</td> <td>6.0 %</td> <td>3.6 %</td> <td>3.6 %</td> </tr> <tr> <td>国・地方を通じた法人実効税率</td> <td>32.11%</td> <td>29.97%</td> <td>29.74%</td> </tr> </table> <p>※地方法人特別税を含む</p> <p>【事業承継税制】(非上場株式等についての相続税・贈与税の納税猶予及び免除の特例) ○ 平成 29 年度税制改正において、平成 29 年 1 月 1 日以後に相続若しくは遺贈又は贈与により取得する財産に係る相続税又は贈与税について、災害による被害を受けた場合に雇用確保要件等の免除等をするとともに、これらの被害を受けた会社が破産等した場合に経営承継期間内であっても猶予税額を免除する等の改正がなされることとなりました。 また、平成 29 年度与党税制改正大綱において、個人事業者の事業承継に当たっては事業継続に不可欠な事業用資産の範囲を明確にするとともに、その承継の円滑化を支援するための枠組みが必要であること等の問題があることに留意し、既存の特例措置のあり方を含め、引き続き総合的に検討するとされております。</p>		平成 27 年度		平成 28・29 年度	平成 30 年度	法人税率	23.9 %	→	23.4 %	23.2 %	法人事業税所得割※	6.0 %	3.6 %	3.6 %	国・地方を通じた法人実効税率	32.11%	29.97%	29.74%
	平成 27 年度		平成 28・29 年度	平成 30 年度															
法人税率	23.9 %	→	23.4 %	23.2 %															
法人事業税所得割※	6.0 %		3.6 %	3.6 %															
国・地方を通じた法人実効税率	32.11%		29.97%	29.74%															
<p>対 応</p>	<p>○ 要望の趣旨を踏まえ、国における法人実効税率の引下げ及び事業承継税制の改正に係る検討状況等を注視し、適切に対応してまいります。</p>																		

<p>要 望 事 項</p>	<p>1. 地域発展への貢献が多岐である地元企業の安定化・活性化について (6) 税制優遇への継続的な取組み ② 固定資産税における土地課税標準額の上限額の弾力化 現行税制において、地方公共団体の条例により、商業地等の宅地は固定資産税評価額の 60%～70%の範囲で引下げを可能とされています。県内企業の競争力強化や企業誘致促進等の観点から、県内市町村は統一して 60%とすべく、固定資産税における土地課税標準額の上限額見直しを県内市町村へ要望します。</p>
<p>現 況</p>	<p>【商業地に係る固定資産税の条例減額制度】 平成 16 年度の税制改正において、市町村が、納税者の個別の事情に応じた対応ではなく、地域の負担の実情を踏まえ、一定の負担水準以上の商業地等について、条例により一律に減額することができる制度が創設されております。</p> <p>・制度の導入状況 [県内] 該当市町村なし [全国] 1 団体（東京都特別区） ※条例に定める割合 65%</p> <p>(参考) 企業誘致促進に係る県内市町村の取組み 企業立地促進法等に基づく固定資産税の課税免除等（平成 27 年度） 課税免除に係る条例あり 28 市町村 不均一課税に係る条例あり 14 市町</p>
<p>対 応</p>	<p>○ 固定資産税は、本県において平成 27 年度決算で市町村税収額の約 44.5%を占めるなど、市町村の基幹税目であり、条例減額制度については、減収分が地方交付税によって補填されるものではないため、市町村の判断と責任において実施されるものです。</p> <p>○ 県といたしましては、要望の趣旨について、市町村へお伝えしてまいります。</p>

<p>要 望 事 項</p>	<p>1. 地域発展への貢献が多大である地元企業の安定化・活性化について (7) 中小企業向け金融支援の強化 ① 茨城県制度融資拡充による中小企業向け金融支援の強化 円滑な資金調達は、いかなる経済情勢下でも県内中小企業においては重要な課題の一つです。本県では、これまでも既存の経営安定化資金における融資限度額の拡充や利子補給および、事業活性化資金の支援枠拡充等に取り組んでいただいております。今後においても、景気の動向に注視し、既存制度における更なる融資限度額の引上げ、利子補給の見直しを行っていただくとともに、他県の制度も参考に、本県産業の特性や強みが反映され、県内中小企業の利用促進に資する制度融資を設けていただきたいと考えます。 また、昨年9月に発生した「平成27年関東・東北豪雨」のような大規模な自然災害時には、被害からの早期の社屋・設備等の復旧、円滑な営業再開に資するべく、タイムリーな災害対策融資を設け、相談窓口の機能強化を図るとともに、被災事業者の負担軽減のため、弾力的な利率や期間の運用、積極的な借換融資への支援を要望します。</p>
<p>現 況</p>	<p>○ 中小企業者の資金繰りを支援するため、より利用しやすい制度となるよう、利用状況等を踏まえ適宜、融資制度の見直しを行うとともに、必要な融資枠を確保するよう努めております。 ○ 災害その他突発的事由の発生からの復旧・復興及び地震災害予防対策に取り組む中小企業の皆様に支援するため、「災害対策融資」を設けておりますほか、当該融資の特例として東日本大震災時には「東日本大震災復興緊急融資」、豪雨災害時には「平成27年9月関東・東北豪雨災害緊急対策融資」を創設し、被害を受けた中小企業の皆様の災害復旧や経営安定化を支援しております。 ○ 借換融資につきましては、平成26年度に「借換融資制度」を創設し、複数の県制度融資を1本化できるようにしているところです。 【参考】主な制度見直しの状況 <平成27年度> ・設備投資支援融資の創設 ・新事業促進融資（創業活動支援枠／女性・若者・障害者創業関係）の創設 ・パワーアップ融資の融資限度額引き上げ（H27：3,000万円→H28：5,000万円） ・短期運転資金の融資限度額引き上げ（H27：500万円→H28：1,000万円） ・災害対策融資の特例「平成27年9月関東・東北豪雨災害緊急対策融資」の創設及び利子補給及び保証料補助の実施 <平成28年度> ・新事業促進融資（創業活動支援枠／女性・若者・障害者創業関係）の拡充 保証料補助を平成27年度の2割から5割に拡大 ・地域活力強化融資（観光おもてなし施設整備枠）の拡充。 一定の要件を満たす場合は保証料補助10割、貸付後3年間10割の利子補給を実施</p>
<p>対 応</p>	<p>○ 今後も、景気の動向を注視するとともに、中小企業がより利用しやすい制度となるよう、利用状況等を踏まえ、適宜、融資制度の見直しを検討してまいります。 ○ また、大規模災害時には、被災した中小企業の資金需要を的確に捉え、円滑な資金調達を支援してまいりますほか、中小企業震災復興特別相談窓口の設置等により支援してまいります。</p>

<p>要望事項</p>	<p>1. 地域発展への貢献が多いため地元企業の安定化・活性化について (7) 中小企業向け金融支援の強化 ② 環境経営に関する助成金等の分かり易い周知および税制優遇支援 生産コスト抑制や地球温暖化に向けたCO2削減など各企業の環境経営に対する意識は着実に高まっているなか、自発的に節電、省エネに取り組む企業の設備導入補助金や税制優遇に対する支援拡充の要望が多く寄せられています。 エネルギー・温暖化対策に関する支援制度は、国・県・市町村がそれぞれ実施していることから、「申請の窓口が分かりにくい、必要なアドバイスを受けられない」との意見が多いことも実情です。ついては、節電、省エネに積極的に取り組む県内企業に対し、国や市町村の支援制度を分かり易く広報周知することを県行政には要望します。</p>
<p>現況</p>	<p>○ 現在、県では、省エネに取り組む企業に対して以下の支援事業を実施しております。</p> <p>◆ 茨城エコ事業所登録制度 県内事業所を対象とした、県独自の簡易な環境マネジメントシステム ・内容 省エネ・省資源などの取組を積極的に実践している事業所を「茨城エコ事業所」として登録して、県HPにおいて広報 ・登録数 1,938件 (H28年12月末)</p> <p>◆ 環境保全施設資金融資制度 省エネ設備や再生可能エネルギー設備を導入する中小企業への県独自の融資制度 ・融資対象 LED照明, 高効率空調機器, 自家消費型太陽光発電設備等の設備導入 ・融資限度額 一事業当たり500万円 ※ただし、再生可能エネルギー設備等、知事が必要と認めた場合は1,500万円 ・利子補給率 条件*①と②を満たす事業所：融資利率分（実質金利は無利子） 条件*①を満たす事業所：0.9% *条件：①茨城エコ事業所に登録, ②省エネルギー対策実施計画書を提出 ・融資実績 25件 (H21年度からH28年12月末)</p> <p>○ 国や市町村の支援制度につきましては、お電話やメールでのお問合せに対して実施機関の窓口をご案内しております。</p>
<p>対応</p>	<p>○ 引き続き上記の支援事業を推進してまいりますとともに、さらに、自発的に節電、省エネに取り組む企業に対する支援拡充について検討してまいります。</p> <p>○ 支援制度の周知につきましては、県HPでも閲覧できるよう関東経済産業局等と調整し、分かり易い広報に努めてまいります。</p>

要望事項	<p>2. 県土発展を支える基盤となる産業インフラの整備促進・利便性向上について</p> <p>(1) 交通インフラの整備促進・利便性拡充</p> <p>① 茨城空港の利便性向上およびアクセスの良化</p> <p>茨城空港開港後6年が経過しましたが、関係団体のご尽力により、国外就航路線拡充など着実に利便性が向上しています。県内企業からも路線拡充への期待は大きいことから、<u>現行路線を着実に確保するとともに、積極的なLCC誘致による国内外の路線拡充に引き続きご尽力願います。</u></p> <p>また、<u>路線拡充と貨物取扱による利便性向上もさることながら、安全面から視界不良時でも着陸可能な空港着陸誘導装置の整備も必要なことと考えます。</u></p> <p>さらに、現行路線運航実績向上や、新規就航路線誘致のためには、一層のアクセス整備が必要であり、茨城空港北ICからのアクセスや誘導経路案内の改善、常磐自動車道や主要幹線道路とのアクセス良化など、利用者増加に繋がるインフラ整備への取組強化を要望します。</p>																																																																																																																	
	現況	<table border="1"> <thead> <tr> <th>H21年度</th> <th>H22年度</th> <th>H23年度</th> <th>H24年度</th> <th>H25年度</th> <th>H26年度</th> <th>H27年度</th> <th>H28年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>ソウル(仁川) H22.3.11(7便/週)</td> <td>H23.3.12~運休中</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>神戸 H22.4.16~(1便/日)</td> <td></td> <td>H24.3.7~増便 (2便/日)</td> <td></td> <td></td> <td>H28.2.26 ~3.26 (3便/日)</td> <td>H28.12.22~ (3便/日)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>上海(浦东) H22.7.28~ (3便/週)</td> <td>H23.11.15~ 増便(5便/週)</td> <td>H24.3.25~ 増便(6便/週)</td> <td>H24.6.23~ 定期便化</td> <td></td> <td>H26.10.31~ 増便(8便/週)</td> <td>H28.10.30~ (6便/週)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>札幌(新千歳) H23.2.1~(1便/日)</td> <td>H23.6.1~H25.6.30 (2便/日)</td> <td>H25.7.1~10.26 (1便/日)</td> <td>H25.10.27~ (2便/日)5</td> <td>H27.2.1~3.26 (1便/日)</td> <td>H27.3.29~ (2便/日)</td> <td>H27.9.1~ (1便/日)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>名古屋(中部) H23.2.1~5.31(1便/日)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>名古屋(中部) H26.4.18~10.25(1便/日)</td> <td>H28.4.28~ 10.29 (2便/日)</td> <td>H28.10.30~ (1便/日)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>那覇(1便/日) H24.7.1~ H24.10.1~ ※季節定期便 ※神戸経由便</td> <td>H25.7.1~ H25.10.27~ ※直行便 ※神戸経由便</td> <td>26.7.18~8.31 (1便/日) ※神戸経由便</td> <td>H26.9.1~ H27.9.1~ 10.25~ ※神戸経由便 ※神戸乗継便 ※神戸経由便</td> <td>H28.10.30~ (1便/日) ※直行便 ※神戸・福岡 ※神戸経由便</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>米子※神戸経由便 H25.12.20~H27.1.31(1便/日)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>福岡 H26.4.18 H27.2.1~ 3.26(1便/日)</td> <td>H27.3.29~ H27.9.1~ (2便/日)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>深圳(2便/週) H27.7.25~H28.8.21</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>杭州(2便/週) H28.1.30~ H28.3.27~5.22 (3便/週)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>台北(4便/週) H28.3.15~9.18</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>揚州・成都 (2便/週) H28.3.27~4.10</td> </tr> </tbody> </table>								H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度		ソウル(仁川) H22.3.11(7便/週)	H23.3.12~運休中							神戸 H22.4.16~(1便/日)		H24.3.7~増便 (2便/日)			H28.2.26 ~3.26 (3便/日)	H28.12.22~ (3便/日)		上海(浦东) H22.7.28~ (3便/週)	H23.11.15~ 増便(5便/週)	H24.3.25~ 増便(6便/週)	H24.6.23~ 定期便化		H26.10.31~ 増便(8便/週)	H28.10.30~ (6便/週)			札幌(新千歳) H23.2.1~(1便/日)	H23.6.1~H25.6.30 (2便/日)	H25.7.1~10.26 (1便/日)	H25.10.27~ (2便/日)5	H27.2.1~3.26 (1便/日)	H27.3.29~ (2便/日)	H27.9.1~ (1便/日)			名古屋(中部) H23.2.1~5.31(1便/日)				名古屋(中部) H26.4.18~10.25(1便/日)	H28.4.28~ 10.29 (2便/日)	H28.10.30~ (1便/日)				那覇(1便/日) H24.7.1~ H24.10.1~ ※季節定期便 ※神戸経由便	H25.7.1~ H25.10.27~ ※直行便 ※神戸経由便	26.7.18~8.31 (1便/日) ※神戸経由便	H26.9.1~ H27.9.1~ 10.25~ ※神戸経由便 ※神戸乗継便 ※神戸経由便	H28.10.30~ (1便/日) ※直行便 ※神戸・福岡 ※神戸経由便						米子※神戸経由便 H25.12.20~H27.1.31(1便/日)									福岡 H26.4.18 H27.2.1~ 3.26(1便/日)	H27.3.29~ H27.9.1~ (2便/日)								深圳(2便/週) H27.7.25~H28.8.21								杭州(2便/週) H28.1.30~ H28.3.27~5.22 (3便/週)								台北(4便/週) H28.3.15~9.18							
H21年度		H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度																																																																																																										
	ソウル(仁川) H22.3.11(7便/週)	H23.3.12~運休中																																																																																																																
	神戸 H22.4.16~(1便/日)		H24.3.7~増便 (2便/日)			H28.2.26 ~3.26 (3便/日)	H28.12.22~ (3便/日)																																																																																																											
	上海(浦东) H22.7.28~ (3便/週)	H23.11.15~ 増便(5便/週)	H24.3.25~ 増便(6便/週)	H24.6.23~ 定期便化		H26.10.31~ 増便(8便/週)	H28.10.30~ (6便/週)																																																																																																											
		札幌(新千歳) H23.2.1~(1便/日)	H23.6.1~H25.6.30 (2便/日)	H25.7.1~10.26 (1便/日)	H25.10.27~ (2便/日)5	H27.2.1~3.26 (1便/日)	H27.3.29~ (2便/日)	H27.9.1~ (1便/日)																																																																																																										
		名古屋(中部) H23.2.1~5.31(1便/日)				名古屋(中部) H26.4.18~10.25(1便/日)	H28.4.28~ 10.29 (2便/日)	H28.10.30~ (1便/日)																																																																																																										
			那覇(1便/日) H24.7.1~ H24.10.1~ ※季節定期便 ※神戸経由便	H25.7.1~ H25.10.27~ ※直行便 ※神戸経由便	26.7.18~8.31 (1便/日) ※神戸経由便	H26.9.1~ H27.9.1~ 10.25~ ※神戸経由便 ※神戸乗継便 ※神戸経由便	H28.10.30~ (1便/日) ※直行便 ※神戸・福岡 ※神戸経由便																																																																																																											
					米子※神戸経由便 H25.12.20~H27.1.31(1便/日)																																																																																																													
						福岡 H26.4.18 H27.2.1~ 3.26(1便/日)	H27.3.29~ H27.9.1~ (2便/日)																																																																																																											
							深圳(2便/週) H27.7.25~H28.8.21																																																																																																											
							杭州(2便/週) H28.1.30~ H28.3.27~5.22 (3便/週)																																																																																																											
							台北(4便/週) H28.3.15~9.18																																																																																																											
							揚州・成都 (2便/週) H28.3.27~4.10																																																																																																											
対応	<p>○ 国内線については、札幌、神戸、福岡、那覇(神戸経由)便が、国際線については、上海便が運航されております。</p> <p>○ なお、路線の定着及び充実のためには、まずは現行路線の利用促進を図り、搭乗実績を向上させていくことが重要と考えておりますので、引き続き茨城空港利用促進等協議会をはじめ、官民一体となった利用促進に全力で取り組んでまいります。</p> <p>○ 貨物取扱いについては、昨年5月に貨物取扱施設を供用開始し、また、7月には税関が茨城空港へ常駐化するなど、貨物取扱の利便性の向上が図られたところです。</p> <p>○ 空港着陸誘導装置の整備については、悪天候時には装置が整備されている自衛隊側滑走路を使用することで対応しているところです。</p> <p>○ また、アクセス整備については、常磐自動車道の石岡小美玉スマートICと茨城空港をほぼ直線で結ぶバイパス整備工事に、昨年10月着手したところです。</p>																																																																																																																	

<p>要 望 事 項</p>	<p>2. 県土発展を支える基盤となる産業インフラの整備促進・利便性向上について (1) 交通インフラの整備促進・利便性拡充 ① 茨城空港の利便性向上およびアクセスの良化 茨城空港開港後 6 年が経過しましたが、関係団体のご尽力により、国外就航路線拡充など着実に利便性が向上しています。県内企業からも路線拡充への期待は大きいことから、現行路線を着実に確保するとともに、積極的な LCC 誘致による国内外の路線拡充に引き続きご尽力願います。 また、路線拡充と貨物取扱による利便性向上もさることながら、安全面から視界不良時でも着陸可能な空港着陸誘導装置の整備も必要なことと考えます。 さらに、現行路線運航実績向上や、新規就航路線誘致のためには、一層のアクセス整備が必要であり、<u>茨城空港北 IC からのアクセスや誘導経路案内の改善、常磐自動車道や主要幹線道路とのアクセス良化など、利用者増加に繋がるインフラ整備への取組強化を要望します。</u></p>
<p>現 況</p>	<p>【常磐自動車道から茨城空港へのアクセス道路整備】 空港へのアクセス整備については、常磐自動車道の石岡小美玉スマート IC と茨城空港を結ぶ道路整備を進めており、今年度から、用地買収に着手し、10 月には国道 6 号との立体交差部等の工事に着手しております。</p> <p>(仮称) 石岡小美玉スマート IC アクセス道路 事業期間：H27～ 事業区間：石岡市正上内～小美玉市野田 延 長：L=9.6km (県事業区間 L=5.0km, 小美玉市事業区間 L=4.6km)</p>
<p>対 応</p>	<p>【常磐自動車道から茨城空港へのアクセス道路整備】 本路線の整備効果をより一層高めるため、平成 31 年度に開催される「いきいき茨城ゆめ国体」や平成 32 年度の「東京オリンピック・パラリンピック」を見据えて整備を進めてまいります。</p>

<p>要 望 事 項</p>	<p>2. 県土発展を支える基盤となる産業インフラの整備促進・利便性向上について (1) 交通インフラの整備促進・利便性拡充 ② 東関東自動車道水戸線の早期全線開通 東関東自動車道水戸線の全線開通は、鹿行ー水戸間の利便性向上に加え、茨城空港へのアクセス良化に繋がる重要な課題と言えます。早期開通に向け、計画に対する現在の進捗状況と整備予算の確保状況についてお聞かせ願います。</p>
<p>現 況</p>	<p>○東関東自動車道水戸線 計画区間：東京都練馬区～茨城県水戸市 延長：約143km 県内延長：約51km</p> <p>H28 事業内容：</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 潮来 IC～鉾田 IC 間 約31km <ul style="list-style-type: none"> ・事業主体：国土交通省 ・H28 国の予算：68.7 億円（当初 50.4 億円） ・事業状況：用地取得，工事 ・用地進捗率 約83%（H28.12 末現在） <ul style="list-style-type: none"> ■ 鉾田 IC～茨城空港北 IC 間 約9km <ul style="list-style-type: none"> ・事業主体：東日本高速道路(株) ・H28 ネクスコ予算：非公表 ・事業状況：用地取得，工事 ・用地進捗率 約99%（H28.12 末現在） <div style="text-align: center;"> <p>県内区間約51km うち約11km供用中</p> <p>東関東自動車道水戸線</p> <p>潮来 (仮)麻生 (仮)北浦 鉾田 茨城空港北 北関東道</p> <p>国土交通省施行 約31km 東日本高速道路(株)施行 約9km</p> <p>供用区間約2km 供用区間約9km</p> <p>開通目標 未定 H29年度</p> </div>
<p>対 応</p>	<p>○東関東自動車道水戸線</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 潮来 IC～鉾田 IC 間 <ul style="list-style-type: none"> ・一日も早い全線開通に向け、十分な予算の確保と有料道路事業導入による整備推進を国に対し強く働きかけてまいります。 ・早期用地取得を図るため、地元3市（潮来市、行方市、鉾田市）と一体となって国に全面的に協力してまいります。 ■ 鉾田 IC～茨城空港北 IC 間 <ul style="list-style-type: none"> ・平成29年度のできるだけ早い時期の開通に向け整備推進を東日本高速道路(株)に対し強く働きかけてまいります。

<p>要 望 事 項</p>	<p>2. 県土発展を支える基盤となる産業インフラの整備促進・利便性向上について (1) 交通インフラの整備促進・利便性拡充 ③ つくばエクスプレスの利便性拡充および地下鉄8号線の県内延伸 本県の定住人口流入や観光誘客促進を図るためには、居住や移動の利便性を飛躍的に向上させ、地域振興に資する鉄道交通網の拡充が不可欠と言えます。なかでも、以下3点の取組みには県内企業からの期待も大きいことから、鉄道会社や関係都県等に対し、実現に向けた働きかけを要望します。 (ア) つくばエクスプレスの東京駅乗入れ (イ) つくばエクスプレスのつくば駅から常磐線主要駅への延伸 (ウ) 地下鉄8号線の県内延伸</p>
<p>現 況</p>	<p><つくばエクスプレスの東京駅乗入れ> ○ 本年4月に、国の交通政策審議会において、「東京圏における今後の都市鉄道のあり方について」の答申がまとめられ、つくばエクスプレスについては、本県がこれまで強く働きかけてきた「秋葉原から東京までの延伸」に加え、都心部・臨海地域地下鉄構想との一体整備が盛り込まれたところであります。 ○ 延伸が実現すれば、東京圏だけでなく、関西圏など全国各地とのアクセス利便性が飛躍的に向上し、本県の発展にも大きく寄与することが期待されます。 ○ 一方、東京延伸には、概算で1千億円を超える事業費が必要とされており、鉄道会社では、将来の収支見通しを慎重に見極める必要があるとしているほか、出資自治体の考え方には温度差があり、東京都は、「広域交通ネットワーク計画」の中で、TXの延伸よりも多摩都市モノレールの延伸や、羽田アクセス線の新設などを優先させております。</p> <p><つくばエクスプレスのつくば駅から常磐線主要駅への延伸> ○ 平成16年度に土浦市が行った試算によると、TXつくば駅から土浦駅までの延伸については、「運営費用も含めた事業採算性に課題があり、現段階では事業としての実現化は難しい。」との結果が示されております。</p> <p><地下鉄8号線の県内延伸> ○ 今回の答申では、地下鉄8号線については、「押上から野田市までの延伸」の部分に、「茨城県が、東京の都市機能のバックアップ等の観点から、更なる延伸について検討している。」との記述が初めて盛り込まれたところであります。</p>
<p>対 応</p>	<p><つくばエクスプレスの東京駅乗入れ> ○ 今後、鉄道会社を取りまとめる予定である需要調査結果を踏まえながら、1都3県で構成するTX関係都県連絡協議会の場などを活用し、国や鉄道会社とも連携しながら、延伸実現に向けた環境整備を進めてまいります。</p> <p><つくばエクスプレスのつくば駅から常磐線主要駅への延伸> ○ TXの東京延伸についても慎重な意見がある中、つくば駅から常磐線主要駅への延伸については、鉄道会社や関係自治体等の理解を得ることは難しい状況にあることから、当面は、東京延伸等の早期実現に取り組んでまいります。</p> <p><地下鉄8号線の県内延伸> ○ 県内への延伸については、沿線市町への人口集積が相当程度必要となることから、地元市町等と連携して、圏央道沿線地域をはじめ県西地域への企業誘致や交流人口の拡大に取り組みながら、鉄道整備が必要とされるような地域づくりを進めてまいります。</p>

<p>要 望 事 項</p>	<p>2. 県土発展を支える基盤となる産業インフラの整備促進・利便性向上について (1) 交通インフラの整備促進・利便性拡充 ④ 社会インフラとしての県内バス路線の維持、拡充への支援 欧米諸国では「バスは社会のインフラ」という考え方が定着しています。地方から都市部への人口が流出する、または「リタイア後は田舎に戻りたい、住みたい」と考えるが行動を阻害する要因の一つとして、生活の不便さが考えられます。超高齢化社会に適合した持続可能な社会を実現するためには、地域住民の意向を踏まえた的確な交通戦略が必要と考えます。また、バスや鉄道といった公共交通網の促進は、更なる企業誘致件数の増加や県外からの労働人口流入や渋滞緩和、地球温暖化対策（CO2削減）にも資するものと言えます。 そのためには、スクールバス・コミュニティバスとしての機能性をより高めた乗合バスの利用促進に向け、各自治体間およびバス運行会社との連携強化、経済的な行政支援が不可欠です。バス路線の一部には、運行路線確保のため補助金が充当されていますが、本県では1,000万円を超える補助金について15%カットという減額措置が講じられていることから、地方創生の観点からも公的な支援拡充を要望します。</p>
<p>現 況</p>	<p><乗合バスの利用促進，市町村，事業者との連携強化，経済的な支援> ○ 県では，県，市町村，交通事業者，関係団体などで構成する「公共交通活性化会議」により，公共交通利用促進団体への助成など，県域全体の公共交通の活性化に向けた取組を実施しております。 平成27年度は，県バス協会，市，バス事業者と共同で水戸市，常陸太田市，神栖市の住宅団地で，バス利用促進のためのチラシ配布などの取組を実施しました。 ○ また，地域住民の生活に必要な公共交通の維持存続を図るため，国や市町村とともに広域的・幹線的路線を運行するバス事業者に対し，運行経費の赤字補助を行っており，また，県北山間地域における生活交通の確保を図るため，廃止されたバス路線を代替運行する市町に対して，運行経費の補助を行っております。 さらに，平成27年度から，市町村が取り組む広域バス路線の新設や再編に対しても運行経費の支援を行っております。 ○ これらに加え，今年度は，「地域公共交通確保対策事業」として，県北，鹿行，県南，県西の県内4地域において，県，市町村，有識者，交通事業者等で構成する協議会を立ち上げ，地域の実情に応じた広域公共交通のニーズの把握を行い，それらを踏まえ，バス等の運行形態や運行ルート，費用負担等の検討を行っております。 このうち，最も議論が進んでおります県南地域では，協議が整い，稲敷エリアの複数市町村を跨ぐ3つのルートについて，2月に実証運行を開始する予定です。 <バス運行費補助の減額措置> ○ 県では，広域的な赤字バス路線に対して，国と協調して補助を行っており，これまでも距離要件の廃止や運行回数要件の上限を撤廃するなど，国の補助要綱に沿った形で制度を見直してきたところですが，補助対象経費1,000万円を超える部分の15%減額措置については，引き続き実施している状況です。</p>
<p>対 応</p>	<p>○ 県としては，引き続き，様々な機会を通じて，各市町村や事業者等と連携しながら，公共交通の利用促進を働きかけてまいります。 ○ バス運行費補助金の減額措置については，事業者の経営状況や県の財政状況を勘案して実施しているものであり，現状での見直しは困難であると考えます。 本県の補助水準については，国や他県の事業実施状況を把握しつつ，引き続き検討してまいります。</p>

要望事項	<p>2. 県土発展を支える基盤となる産業インフラの整備促進・利便性向上について</p> <p>(2) 工業団地の整備促進・利便性向上</p> <p>① 工業団地内企業の多面的な連携の支援</p> <p>本県への企業誘致をさらに促進していくことや、県内に事業所を置く企業の利便性を高めるためには、工業団地内のインフラの充実が重要と考えます。老朽化の状況調査と計画的な補修に加え、企業間のエネルギー、廃棄物、物流、災害対応等様々な工程の多面的な連携は、合理的かつ効果的な管理運用に繋がることから、連携推進への取組をお願いします。</p> <p>また、工場統合・移転のニーズに際しては、現有施設、保有地を活用した等価交換方式や現有施設等の売却代金で工業団地への移転を可能とする柔軟なスキームも必要と考えます。工業団地内のインフラ充実が本県の「強み」となるよう行政の更なる支援を要望します。</p>
現況	<p>【各工業団地協議会への参加】</p> <p>○ 企業の立地が一定程度進んでいる工業団地においては、団地内立地企業による協議会が設立されており、インフラの充実を含む団地内の諸課題について、意見交換がなされておるところです。</p> <p>県においても、地元市町村などとともに、これら協議会に参加することにより、情報収集や意見交換などに努めております。</p> <p>【立地企業フォローアップ調査】</p> <p>○ 県内立地企業の課題を把握し、企業ニーズを踏まえた立地環境の整備を図ることを目的として実施しております。</p> <p>(1) 立地企業への個別訪問</p> <p>担当職員が立地企業を訪問し、意見・要望をうかがっております。対応が必要な事項については、必要に応じ関係機関と調整のうえ、回答しております。</p> <p>実施時期：5月下旬～</p> <p>(2) 立地企業と県幹部との懇談会</p> <p>県幹部が立地企業に対して、県の最新の施策についてご案内するとともに、直接意見交換する機会を設けております。</p> <p>〔平成 28 年度〕</p> <p>実施期日：平成 28 年 12 月 9 日（金）</p> <p style="text-align: right;">〔企業局〕</p>
対応	<p>○ 工業団地におけるインフラについては、地元自治体とも連携のうえ、現地の状況の把握に努めるとともに、引き続き団地内立地企業による協議会やフォローアップ調査を通じて立地企業との円滑な意思疎通を図ることに留意し、企業活動に支障のないよう整備や維持管理について適切に対応してまいります。</p> <p>○ 企業間の連携支援については、協議会やフォローアップ調査を活用し情報収集に努め、関係課と連携を図りながら、活用可能な各種施策を積極的に講じるなど支援に努めてまいります。</p> <p>○ 工場統合・移転に関しては、県内の広範な用地情報の提供に努めるとともに、企業の意向をふまえ、土地売却時におけるリースや割賦分譲制度の活用など初期負担の軽減等スムーズな立地につながる提案を行ってまいります。</p> <p style="text-align: right;">〔企業局〕</p> <p>○ 鹿島臨海工業地帯においては、平成 28 年 3 月に「鹿島臨海工業地帯競争力強化プラン」が策定されており、この中の取り組みの一つとして、社員研修のうち、安全教育等の研修の共同化を働きかけるなど、企業間連携の促進にも取り組んでおります。</p> <p style="text-align: right;">〔企画部〕</p>

<p>要望事項</p>	<p>2. 県土発展を支える基盤となる産業インフラの整備促進・利便性向上について (3) IT化促進に向けたインフラ整備 ① IT利活用促進による経済および地域社会の活性化 本県の産業活性化や地域社会の活性化を図るうえで、IT普及や利活用促進は重要な施策と言えます。なかでも、県内企業からは以下の分野における要望が多く、その取組強化ならびに県内IT人材の育成について要望します。 (ア) <u>中小企業のIoT分野の活用支援</u> (イ) 高齢者、子育て支援に資する福祉、医療サービス拡充 (ウ) 行政サービスの電子化、オープンデータの活用促進及びビッグデータの活用 (エ) Wi-Fi環境整備やITを活用した県内情報の効果的な発信 (オ) 防犯、交通事故防止や防災ネットワークの機能強化</p>														
<p>現況</p>	<p>○ IoTを活用した生産技術の高度化や、新製品・新サービスの創出による競争力強化を支援するため、今年度より新たに中小企業へのIoT導入促進の支援を始めております。 <事業内容> (1) IoT活用の普及啓発 県内の産学官金が連携して、セミナーや先進事例視察等を実施 (2) 中小企業へのIoT導入促進支援 ①IoT促進マネージャーの配置 企業訪問によるIoT導入の普及促進活動や相談対応のほか、専門家の派遣を調整 ②専門家派遣 IoTの専門家を中小企業に派遣し、IoT導入計画の策定などを支援 ③模擬スマート工場での実証支援等 県工業技術センターに、中小企業のスマート工場を想定した生産ライン（加工，組立，検査工程にロボットを配置し各工程間をネットワーク化）を整備し，IoT導入を検討している中小企業の実証実験や，ロボット・IoTに関する技術者の育成を支援</p> <p>実施状況（平成28年12月末現在）</p> <table border="1" data-bbox="284 1346 1406 1648"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>セミナー等</td> <td>「中小企業におけるIoT導入・活用のポイント」など 21回実施，約1,000名参加</td> </tr> <tr> <td>IoT関係企業訪問</td> <td>98社</td> </tr> <tr> <td>企業からの派遣要請</td> <td>16件</td> </tr> <tr> <td>模擬スマート工場</td> <td>完成式：平成28年2月21日</td> </tr> <tr> <td>ロボット研修</td> <td>7日間 18名</td> </tr> <tr> <td>ネットワーク研修</td> <td>5日間 22名</td> </tr> </tbody> </table>	項目	実績	セミナー等	「中小企業におけるIoT導入・活用のポイント」など 21回実施，約1,000名参加	IoT関係企業訪問	98社	企業からの派遣要請	16件	模擬スマート工場	完成式：平成28年2月21日	ロボット研修	7日間 18名	ネットワーク研修	5日間 22名
項目	実績														
セミナー等	「中小企業におけるIoT導入・活用のポイント」など 21回実施，約1,000名参加														
IoT関係企業訪問	98社														
企業からの派遣要請	16件														
模擬スマート工場	完成式：平成28年2月21日														
ロボット研修	7日間 18名														
ネットワーク研修	5日間 22名														
<p>対応</p>	<p>○ 今後とも、セミナー等を開催し、IoT活用の普及啓発に努めてまいります。 ○ 工業技術センターに整備した模擬スマート工場を活用し、ロボットやIoT等の導入を検討している中小企業の実証実験などを支援するとともに、「IoT・ロボット研究会」を設立し、中小企業の課題を解決するシステム等の研究開発を推進してまいります。</p>														

<p>要 望 事 項</p>	<p>2. 県土発展を支える基盤となる産業インフラの整備促進・利便性向上について (3) IT化促進に向けたインフラ整備 ① IT利活用促進による経済および地域社会の活性化 本県の産業活性化や地域社会の活性化を図るうえで、IT普及や利活用促進は重要な施策と言えます。なかでも、県内企業からは以下の分野における要望が多く、その取組強化ならびに県内IT人材の育成について要望します。 (ア) 中小企業のIoT分野の活用支援 <u>(イ) 高齢者、子育て支援に資する福祉、医療サービス拡充</u> (ウ) 行政サービスの電子化、オープンデータの活用促進及びビッグデータの活用 (エ) Wi-Fi環境整備やITを活用した県内情報の効果的な発信 (オ) 防犯、交通事故防止や防災ネットワークの機能強化</p>																		
<p>現 況</p>	<p>○ 市町村においては、高齢者が要介護状態や要支援状態となることを予防するとともに、要介護状態となった場合でも、可能な限り地域で自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、介護保険による地域支援事業を行っております。 地域支援事業には、介護予防事業などの必須事業と任意事業があり、任意事業としてGPS等を利用した徘徊高齢者の位置情報を提供するサービスなど、ITを活用した認知症高齢者見守り事業を実施している市町村もあります。 県では、市町村による事業の実施に対し、交付金による財政支援を行っておりますほか、市町村職員を対象とした研修を実施するなどの支援を行っているところです。 また、在宅医療・介護の連携を推進する取組において医師・看護師・介護職等の多職種間で情報を共有する手段としてICTを活用している市町村もございます。</p> <p>○ 結婚、妊娠・出産、子育てまでのライフステージに応じた行政情報を総合的に案内する子育て支援サイトを運営し、随時その施策やイベント等を発信しております。また、月に一回程度メールマガジンにより子育てに関する情報を配信しています。 さらに、県内市町村における子育て支援情報を掲載し、地域における支援も閲覧できるように整備しております。</p> <p>【実績】 (単位：件，人)</p> <table border="1" data-bbox="231 1406 1426 1608"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28(12月末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アクセス数</td> <td>1,420,374</td> <td>1,216,711</td> <td>1,820,231</td> <td>2,494,673</td> <td>1,613,325</td> </tr> <tr> <td>メールマガジン登録者数</td> <td>—</td> <td>6,527</td> <td>6,690</td> <td>6,821</td> <td>6,924</td> </tr> </tbody> </table>	区分	H24	H25	H26	H27	H28(12月末)	アクセス数	1,420,374	1,216,711	1,820,231	2,494,673	1,613,325	メールマガジン登録者数	—	6,527	6,690	6,821	6,924
区分	H24	H25	H26	H27	H28(12月末)														
アクセス数	1,420,374	1,216,711	1,820,231	2,494,673	1,613,325														
メールマガジン登録者数	—	6,527	6,690	6,821	6,924														
<p>対 応</p>	<p>○ 高齢者支援については、今後も引き続き、ITを活用した認知症高齢者の見守り体制の構築に向け、市町村に対する適切な支援に努めるとともに、多職種間の情報共有を図る手段の一つであるICTの利活用を促進するため、他県等の先進的な取組を紹介する研修会等を開催してまいります。</p> <p>○ 子育て支援については、今後も情報の充実を図るとともに、他の媒体の利活用を進め、広報のさらなる強化に努めてまいります。</p>																		

平成28年度県政要望に係る現況・対応

企画部・各課において対応

<p>要望事項</p>	<p>2. 県土発展を支える基盤となる産業インフラの整備促進・利便性向上について (3) IT化促進に向けたインフラ整備 ① IT利活用促進による経済および地域社会の活性化 本県の産業活性化や地域社会の活性化を図るうえで、IT普及や利活用促進は重要な施策と言えます。なかでも、県内企業からは以下の分野における要望が多く、その取組強化ならびに県内IT人材の育成について要望します。 (ア) 中小企業のIoT分野の活用支援 (イ) 高齢者、子育て支援に資する福祉、医療サービス拡充 <u>(ウ) 行政サービスの電子化、オープンデータの活用促進及びビッグデータの活用</u> <u>(エ) Wi-Fi環境整備やITを活用した県内情報の効果的な発信</u> (オ) 防犯、交通事故防止や防災ネットワークの機能強化</p>
<p>現況</p>	<p><オープンデータの活用促進及びビッグデータの活用について> ○ 公共データを二次利用しやすい形で公開する「オープンデータ」の取組は、生活の利便性の向上のほか、新ビジネスの創出や企業活動の効率化等の経済的効果の面でも期待されているところです。また、ビッグデータの活用により、業務運営の効率化や、新事業の創出につながることを期待されています。 [企画部] ○ 国(まち・ひと・しごと創生本部および経済産業省)では、産業構造や人口動態、人の流れなどに関する「ビッグデータ」を集約し、可視化するシステムとして「地域経済分析システム(RESAS)」を提供しています。 [各課において対応]</p> <p><Wi-Fi環境整備について> ○ 県内の商業施設には、コンビニエンスストアやファーストフード店などに、各通信事業者により約一万二千か所のアクセスポイントが整備されています。 ○ 公共的な施設等には、県庁舎や市町村の庁舎・図書館をはじめとする各種施設、あるいは観光施設などに、約四百か所のアクセスポイントが整備されています。 [企画部]</p>
<p>対応</p>	<p><オープンデータの活用促進及びビッグデータの活用について> ○ 国では「電子行政オープンデータ戦略」に基づき、政府のデータカタログサイトを開設するなどオープンデータの取組を推進しています。また、平成28年12月に「官民データ活用推進基本法」を施行し、官民データ活用の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進することとしています。 ○ 県では「茨城県オープンデータカタログサイト」を開設し、現在121種類のデータを公開しています。また、市町村のオープンデータ推進や民間における利活用促進に向けた取組を支援するためのセミナーを平成26年度より毎年開催しています。 ○ 今後も、国や他の自治体、民間事業者の動向等を参考に、オープンデータの活用促進に努めてまいります。また、ビッグデータの活用により、現状、課題等の把握を行い、行政サービスの向上などにも取り組んでまいります。</p> <p><Wi-Fi環境整備について> ○ 商業施設については、今後も民間主導でのWi-Fi環境整備が図られるよう、施設所有者に対して積極的に働きかけを行ってまいります。 ○ 公共的な施設等の中で、観光施設については、今後も引き続き、県内の主要な観光施設へのアクセスポイントの設置促進に努めてまいります。 ○ また、市町村の避難所となる市民センターや学校の体育館などの防災上重要な施設についても、国の補助金等も活用しながら、市町村におけるWi-Fi環境の整備を促進してまいります。 ○ 県としましては、国や市町村、民間事業者と連携し、主要施設のWi-Fi環境の整備推進を図りますとともに、訪日外国人を含めた来県者の利便性確保といった観点から、利用可能なアクセスポイントの情報提供や利用方法の周知を図るなど、県内のWi-Fi環境の利用拡大に取り組んでまいります。</p>

<p>要 望 事 項</p>	<p>2. 県土発展を支える基盤となる産業インフラの整備促進・利便性向上について (3) IT化促進に向けたインフラ整備 ① IT利活用促進による経済および地域社会の活性化 本県の産業活性化や地域社会の活性化を図るうえで、IT普及や利活用促進は重要な施策と言えます。なかでも、県内企業からは以下の分野における要望が多く、その取組強化ならびに県内IT人材の育成について要望します。 (ア) 中小企業のIoT分野の活用支援 (イ) 高齢者、子育て支援に資する福祉、医療サービス拡充 (ウ) 行政サービスの電子化、オープンデータの活用促進及びビッグデータの活用 (エ) Wi-Fi環境整備やITを活用した県内情報の効果的な発信 <u>(オ) 防犯、交通事故防止や防災ネットワークの機能強化</u></p>																						
<p>現 況</p>	<p>【防犯、交通事故防止】 ○ 県民の防犯意識等の向上を図るため、犯罪発生情報、防犯対策情報等を「ひばりくん防犯メール」で配信しております。 (平成28年末時点の登録者数 63,952人) ○ 県民の防犯・防災意識を高めるため、統合型GISを活用した各種マップにより、市町村別の犯罪発生状況や危険箇所に関する情報を県警ホームページに掲載しております。 ○ 統合型GISを活用し、交通死亡事故発生地点情報などを視覚的に提供することにより交通事故の防止を図るとともに、地域の特性に応じた効果的な交通事故防止対策を行っております。 [警察本部]</p> <p>【茨城県防災情報ネットワークシステムの再整備】 ○ 東日本大震災を踏まえ、関連システム等との連携機能強化等を図るため、平成26～28年度にかけて再整備を行い、平成28年4月から一部構成機関を除いて運用を開始し、平成28年11月から全構成機関による運用を開始した。 [工期] 平成26年9月26日から平成28年11月25日まで [契約金額] 4,743,360千円 [施工業者] 日本電気株式会社</p> <p>○ 主な機能・効果は、次のとおり。 ・右の表に掲げる283機関を結ぶ通信網の構築による相互連携の強化 ・防災情報ネットワークシステムを活用した救急車から救急医療機関への連絡(全国初) ・いばらき消防指令センター取得情報の県、市町村等における情報共有 ・国、県が別に整備した河川監視リアルタイム映像情報の県、市町村等における情報共有 ・Lアラートと連携し、避難情報等を自動的にマスコミ等に提供</p> <table border="1" data-bbox="1037 1417 1434 1865"> <thead> <tr> <th>関係機関</th> <th>機関数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県庁</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>県出先機関</td> <td>81</td> </tr> <tr> <td>市町村</td> <td>44</td> </tr> <tr> <td>消防本部</td> <td>24</td> </tr> <tr> <td>いばらき消防指令センター</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>救急医療機関等</td> <td>94</td> </tr> <tr> <td>民間事業者等</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>国関係</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>原子力関係</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>283</td> </tr> </tbody> </table> <p>[生活環境部]</p>	関係機関	機関数	県庁	1	県出先機関	81	市町村	44	消防本部	24	いばらき消防指令センター	1	救急医療機関等	94	民間事業者等	30	国関係	4	原子力関係	4	合 計	283
関係機関	機関数																						
県庁	1																						
県出先機関	81																						
市町村	44																						
消防本部	24																						
いばらき消防指令センター	1																						
救急医療機関等	94																						
民間事業者等	30																						
国関係	4																						
原子力関係	4																						
合 計	283																						

<p>要 望 事 項</p>	<p>3. 産業の活性化にも繋がる行政サービスの更なる向上について (1) 申請書類・手続きの簡素化・統一化 ① 各種申請書等の電子化および行政手続きの簡素化、申請窓口の一本化 県内企業からは、申請に伴う移動負担や煩雑な事務負担軽減の観点から、申請様式のダウンロードサービスやオンライン申請化の促進による効率化を求める声が多く寄せられています。事務手続きの煩雑さは、企業の生産性の停滞を招くことから、申請側の意見を汲み入れた改善がなされるよう鋭意ご尽力を願います。</p>
<p>現 況</p>	<p>○ 申請・届出様式ダウンロードサービスにおける様式については、各課において、記入上や提出する際の注意事項や参考となる事項を明記するほか、情報が不足する場合には説明ページへのリンクを設けるなど、利便性の向上を図っているところです。</p>
<p>対 応</p>	<p>○ 県民サービス向上の観点から、引き続き掲載様式の充実及び分かりやすい説明を記載するよう努めてまいります。 また、利用者に配慮したページ作りを心がけ、利便性の向上に努めてまいります。</p>

<p>要 望 事 項</p>	<p>3. 産業の活性化にも繋がる行政サービスの更なる向上について (1) 申請書類・手続きの簡素化・統一化 ① 各種申請書等の電子化および行政手続きの簡素化、申請窓口の一本化 県内企業からは、申請に伴う移動負担や煩雑な事務負担軽減の観点から、申請様式のダウンロードサービスやオンライン申請化の促進による効率化を求める声が多く寄せられています。事務手続きの煩雑さは、企業の生産性の停滞を招くことから、申請側の意見を汲み入れた改善がなされるよう鋭意ご尽力を願います。</p>
<p>現 況</p>	<p>○ 「第6次行財政改革大綱」において、産業界へのアンケートにより、受け手側の意見も聞きながら、各種規制の廃止・緩和や、添付書類の削減などの行政手続の簡素化を進めることとし、取り組んでおります。 ・規制の廃止・緩和、行政手続簡素化事務（第6次行財政改革大綱取組実績） H24～H27：13事務（累計）</p>
<p>対 応</p>	<p>○ 事業活動の活性化や県民の利便性向上のため、より一層徹底した自己点検を実施するとともに、関係団体や県内立地企業等、規制を受ける側や行政手続きを行う側からの具体的な改善要望もお聞きしながら、引き続き、取り組んでまいります。</p>

要望事項	<p>3. 産業の活性化にも繋がる行政サービスの更なる向上について</p> <p>(2) 各種制度等の情報提供・広報周知</p> <p>① 助成金等支援制度の情報提供および諸手続きへの支援強化</p> <p>本県においても、様々な補助金・助成金等支援制度に積極的に取り組んでいただいておりますが、真に支援が必要とされる中小企業からは、応募・申請が煩雑であることや相談窓口が分かりにくいとの意見が多く寄せられています。</p> <p>中小企業では、人的資源も限られており、「専門性が高く、多岐に亘る助成制度への申請期限内での適応が困難なため申請を断念した」との切実なる意見も多いことから、平易で分かりやすい申請手続を要望します。</p>									
現況	<p>○ 県では、各種支援施策の概要、利用方法、問合せ先等を取りまとめた「中小企業支援施策活用ガイドブック」を作成し、県の産業関連情報を一元的にまとめた「産業大県ポータルサイト」に掲載しているほか、市町村、産業支援機関、商工関係団体にも周知を図っているところです。</p> <p>ホームページアドレス：http://www.sangyou.pref.ibaraki.jp/index.cgi</p> <p>【アクセス数】 (単位：件)</p> <table border="1" data-bbox="352 925 1283 1039"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>延べ訪問者数</th> <th>延べページアクセス件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H27</td> <td>42,556</td> <td>147,062</td> </tr> <tr> <td>H28</td> <td>32,430</td> <td>81,690</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 訪問者数は、産業大県ポータルサイトのトップページに入った件数 ※ H28年度は、H28年4月～12月(9ヶ月間)のアクセス件数</p> <p>○ また、(公財)茨城県中小企業振興公社に設置されている相談窓口や、同公社に配置されている専門家による企業訪問等を通じて、県内中小企業等に対し、各種支援施策の案内を行っているところです。</p>	年度	延べ訪問者数	延べページアクセス件数	H27	42,556	147,062	H28	32,430	81,690
年度	延べ訪問者数	延べページアクセス件数								
H27	42,556	147,062								
H28	32,430	81,690								
対応	<p>○ 今後とも、各種支援施策について、市町村や産業支援機関、商工関係団体への周知に努めていくほか、相談窓口や専門家を通じた案内に取り組んでまいります。</p>									

<p>要望事項</p>	<p>3. 産業の活性化にも繋がる行政サービスの更なる向上について (3) 行政窓口・機能の強化 ① 各種申請、交付における行政窓口の利便性向上 県内企業からは、各種申請、交付における行政窓口の利便性向上を求める声が多く寄せられています。円滑な経済活動を遂行するうえで、行政窓口までの移動ならびに窓口での待機時間等は可能な限り節減したいところであり、企業の負担軽減のためにも、以下の施策を検討していただきたいと考えます。 (ア) <u>電子申請、交付の促進とセキュリティの強化</u> (イ) 各自治体行政窓口の増加、交付時間の延長や土日受付の実施 (ウ) <u>茨城県運転免許センターの土日両日の取扱い</u></p>
<p>現況</p>	<p>【電子申請、交付の促進とセキュリティの強化について】</p> <p>○ インターネットを利用し、県民や企業が24時間365日どこからでも、行政への各種申請や届出等を行える『電子申請・届出サービス』を平成16年5月に整備し、行政文書開示請求や職員採用試験、各種イベントの参加申込、住民向けアンケート調査など、法令等で定められた行政手続から簡易な申請・届出、申込、アンケート等に活用しています。 [企画部]</p> <p>【茨城県運転免許センターの土日両日の取扱い】</p> <p>○ 現在、運転免許センターでは、土曜日の取扱いはありませんが、日曜日には全区分の更新時講習を実施することにより、更新免許の即日交付を実施しております。さらに、記載事項変更窓口等を開設しているほか、平成28年4月からは、日曜窓口においても自主返納申請の受理を開始するなど、県民の利便性の向上を図っています。 [警察本部]</p>
<p>対応</p>	<p>【電子申請、交付の促進とセキュリティの強化について】</p> <p>○ 平成26年9月より、クラウドサービスを利用した新システムへ移行し、新たにスマートフォンやタブレット端末から申請・届出が可能となったほか、代理申請、電子署名に対応し、機能面についての利便性とセキュリティの向上を図りました。 [企画部]</p> <p>【茨城県運転免許センターの土日両日の取扱い】</p> <p>○ 土曜日は、警察庁運転免許システムが稼働しておらず、全国的に免許手続を行っていない状況にありますが、混雑時における待ち時間の短縮に向けた弾力的な対応を行うなど、より一層円滑かつ適正な運転免許業務に努めてまいります。 [警察本部]</p>

<p>要望事項</p>	<p>3. 産業の活性化にも繋がる行政サービスの更なる向上について (3) 行政窓口・機能の強化 ① 各種申請、交付における行政窓口の利便性向上 県内企業からは、各種申請、交付における行政窓口の利便性向上を求める声が多く寄せられています。円滑な経済活動を遂行するうえで、行政窓口までの移動ならびに窓口での待機時間等は可能な限り節減したいところであり、企業の負担軽減のためにも、以下の施策を検討していただきたいと考えます。 (ア) 電子申請、交付の促進とセキュリティの強化 (イ) <u>各自治体行政窓口の増加、交付時間の延長や土日受付の実施</u> (ウ) 茨城県運転免許センターの土日両日の取扱い</p>																																
<p>現況</p>	<p>○ 県の出先機関：89所36支所設置 ○ 主な県の出先機関（知事部局）</p> <table border="1" data-bbox="236 705 1426 1675"> <thead> <tr> <th>所 属</th> <th>設置数</th> <th>窓口時間</th> <th>主な業務内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県民センター</td> <td>4所1支所</td> <td>通常の勤務時間 (8:30～17:15)</td> <td>・ 広聴，青少年健全育成，県民相談 ・ 生活保護，母子父子家庭支援事業 ・ 公害対策，不法投棄対策，産業保安 ・ 建築確認，開発許可，建設リサイクル法に関すること など</td> </tr> <tr> <td>県税事務所</td> <td>5所3支所2分室</td> <td>8:30～17:15 * 昼休み時間帯 (12:00～13:00) も，職員が交代で休憩時間を取得し県民への対応を実施</td> <td>・ 県税の課税，収税 など</td> </tr> <tr> <td>保健所</td> <td>12所</td> <td>通常の勤務時間 (8:30～17:15)</td> <td>・ 医事，介護保険 ・ 食品衛生 ・ 健康づくりの推進 ・ 保健指導（感染症等の予防）など</td> </tr> <tr> <td>農林事務所</td> <td>5所10支所</td> <td>同上</td> <td>・ 農地の調整 ・ 普通作物，園芸作物の振興 ・ 農業改良普及 ・ 土地改良事業 ・ 林業振興 など</td> </tr> <tr> <td>土木事務所 工事事務所</td> <td>11所2支所</td> <td>同上</td> <td>・ 道路，河川の整備や維持補修 ・ 公共用地の取得 ・ 工事・委託等の契約，支払い ・ 建設業の許可 など</td> </tr> <tr> <td>港湾事務所</td> <td>2所2支所</td> <td>同上</td> <td>・ 港湾の管理 など</td> </tr> <tr> <td>下水道事務所</td> <td>2所</td> <td>同上</td> <td>・ 下水道の水質，施設の管理 など</td> </tr> </tbody> </table>	所 属	設置数	窓口時間	主な業務内容	県民センター	4所1支所	通常の勤務時間 (8:30～17:15)	・ 広聴，青少年健全育成，県民相談 ・ 生活保護，母子父子家庭支援事業 ・ 公害対策，不法投棄対策，産業保安 ・ 建築確認，開発許可，建設リサイクル法に関すること など	県税事務所	5所3支所2分室	8:30～17:15 * 昼休み時間帯 (12:00～13:00) も，職員が交代で休憩時間を取得し県民への対応を実施	・ 県税の課税，収税 など	保健所	12所	通常の勤務時間 (8:30～17:15)	・ 医事，介護保険 ・ 食品衛生 ・ 健康づくりの推進 ・ 保健指導（感染症等の予防）など	農林事務所	5所10支所	同上	・ 農地の調整 ・ 普通作物，園芸作物の振興 ・ 農業改良普及 ・ 土地改良事業 ・ 林業振興 など	土木事務所 工事事務所	11所2支所	同上	・ 道路，河川の整備や維持補修 ・ 公共用地の取得 ・ 工事・委託等の契約，支払い ・ 建設業の許可 など	港湾事務所	2所2支所	同上	・ 港湾の管理 など	下水道事務所	2所	同上	・ 下水道の水質，施設の管理 など
所 属	設置数	窓口時間	主な業務内容																														
県民センター	4所1支所	通常の勤務時間 (8:30～17:15)	・ 広聴，青少年健全育成，県民相談 ・ 生活保護，母子父子家庭支援事業 ・ 公害対策，不法投棄対策，産業保安 ・ 建築確認，開発許可，建設リサイクル法に関すること など																														
県税事務所	5所3支所2分室	8:30～17:15 * 昼休み時間帯 (12:00～13:00) も，職員が交代で休憩時間を取得し県民への対応を実施	・ 県税の課税，収税 など																														
保健所	12所	通常の勤務時間 (8:30～17:15)	・ 医事，介護保険 ・ 食品衛生 ・ 健康づくりの推進 ・ 保健指導（感染症等の予防）など																														
農林事務所	5所10支所	同上	・ 農地の調整 ・ 普通作物，園芸作物の振興 ・ 農業改良普及 ・ 土地改良事業 ・ 林業振興 など																														
土木事務所 工事事務所	11所2支所	同上	・ 道路，河川の整備や維持補修 ・ 公共用地の取得 ・ 工事・委託等の契約，支払い ・ 建設業の許可 など																														
港湾事務所	2所2支所	同上	・ 港湾の管理 など																														
下水道事務所	2所	同上	・ 下水道の水質，施設の管理 など																														
<p>対応</p>	<p>○ 本県の出先機関の位置につきましては、企業や住民の利用に最も便利であるように、交通の事情や他の官公署との関係などを踏まえて設置しております。</p> <p>○ また、窓口時間の延長等につきましては、企業や住民の需要、費用対効果等を踏まえ、実施しているところです。</p> <p>○ 今後とも、各地域の人口増減や行政需要の変化、交通基盤の整備等の情勢変化を踏まえ、適切に対応してまいります。</p>																																

<p>要望事項</p>	<p>3. 産業の活性化にも繋がる行政サービスの更なる向上について (3) 行政窓口・機能の強化 ② 公的証明書等の取得機会の拡充 行政サービスのなかで、各種証明書等の取得機会の拡充を求める声が多いことから、以下への取組み、国への進言を要望します。 (ア) コンビニエンスストア等における証明書等の自動交付サービス適用自治体の拡充 (イ) 法人の印鑑証明書や登記簿謄本の交付窓口の増加や、電子化の推進等取得利便性向上</p>
<p>現況</p>	<p>(ア) ○ 平成28年1月よりマイナンバーカードの交付が開始され、各自治体は当該カードを用いて、コンビニエンスストア等における証明書等の自動交付サービスを提供することが可能となりました。 また、各自治体は、当該サービスの導入・運用経費について、平成30年度まで最大3年間の特別交付税措置（対象経費の2分の1，上限5000万円等）を受けることができます。 平成28年12月末現在、本県では21の自治体がマイナンバーカードを利用した当該サービスを導入しています。</p> <p>(イ) ○ 地方法務局で所管されている法人の印鑑証明書等の発行事務については、県内では、水戸地方法務局本局・支局・サービスセンター15カ所において、事務が行われているところです。また、法人の印鑑証明書や登記事項証明書については、コンピューター化されているものに関しては、オンライン申請が可能となっております。</p>
<p>対応</p>	<p>(ア) ○ 県では、県内市町村のマイナンバー担当者や窓口担当者等を対象とした各種説明会において、コンビニエンスストア等における証明書等の自動交付サービス導入に係る情報提供を行っております。 今後は、平成29年度からの特別交付税措置の拡充（上限額引上げ，措置期限延長等）も踏まえ，引き続き，当該サービス未導入の市町村に対して積極的な情報提供を行うなど，導入促進を図ってまいります。</p> <p>(イ) ○ 法人の印鑑証明書等の交付事務は，国が行う事務のため，県が直接対応することはできませんが，利便性の向上を求めるご意見を国に伝えていきたいと考えております。</p>

<p>要 望 事 項</p>	<p>4. 「地方創生」実現に向けた要望について</p> <p>① 若年世代の県内定住および県外からの流入促進</p> <p>地方創生の実現において、「本県への新しいひとの流れをつくる」取組みは、最優先的課題と言えます。平成27年度学校基本調査（文部科学省）において、県内高校出身者の県外大学への進学割合は約80%と、北関東3県で最も高く、また全国平均を大きく上回っております。加えて、県が昨年度実施した「高校卒業後の進学や就職に関する調査」において、「県内大学の進学を希望する」との回答は25%、「進学先卒業後県内での就職を希望する」との回答は20%と低水準で推移しています。県外を希望する大きな要因としては、それぞれ「希望する学部・学科がある」や「希望する職種・業種がある」と回答しています。同様に「公共交通手段の利便性が良くない」などの理由で「将来茨城県に戻りたくない、どちらかといえば戻りたくない」との回答は52%と高い水準と言えます。</p> <p>また、県内女性の県外流出は、平成17年以降の10年間で2万人を超え、男性の5倍以上となっており、さらに深刻な状況と言えます。</p> <p>こうしたことを踏まえ、行政には、県内居住者や就労者に対するメリットを創出し、本県へのU I Jターンを促進するための以下の具体的取組みを要望します。</p> <p>（ア） 県内大学進学率向上に繋がる学部・学科設立の支援</p> <p>（イ） 女性の就業者数増加に繋がるサービス業の支援</p> <p>（ウ） 若年世帯の県内居留意欲高揚に向けた環境作り</p> <p>（エ） 県内中小企業就職者に対する居住負担金補助の検討</p>
<p>現 況</p>	<p><県内大学進学率向上に繋がる学部・学科設立の支援></p> <p>○ 県内大学において、時代の変化や地域・社会のニーズに対応するため、学部・学科を改組する動きがあります。</p> <p>○ 茨城大学においては、H29年度から「人文学部」を「人文社会学部」に改組し、「人文コミュニケーション学科」及び「社会科学科」の2学科から「現代社会学科」、「法律経済学科」及び「人間文化学科」の3学科に再編するとともに、農学部においても、「生物生産科学科」、「資源生物科学科」及び「地球環境科学科」の3学科から「食生命科学科」及び「地域総合農科学科」の2学科に再編します。</p> <p>○ 流通経済大学においては、H29年度から「スポーツ健康学部」に「スポーツコミュニケーション学科」を新たに設置します。</p> <p>○ 常磐大学においては、H29年度から「国際学部」及び「コミュニティ振興学部」を「総合政策学部」に改組し、「経営学科」、「法律行政学科」及び「総合政策学科」の3学科を設置します。</p> <p>また、H30年度に「看護学部」の設置を予定しています。</p>
<p>対 応</p>	<p>○ 県内立地大学の新たな学部・学科の設立については、その実現に向けて、県からの要望書の提出などを行っているところであり、今後とも関係機関との調整が円滑に進むように、必要に応じて支援を行ってまいります。</p>

<p>要 望 事 項</p>	<p>4. 「地方創生」実現に向けた要望について</p> <p>① 若年世代の県内定住および県外からの流入促進</p> <p>地方創生の実現において、「本県への新しいひとの流れをつくる」取組みは、最優先的課題と言えます。平成27年度学校基本調査（文部科学省）において、県内高校出身者の県外大学への進学割合は約80%と、北関東3県で最も高く、また全国平均を大きく上回っております。加えて、県が昨年度実施した「高校卒業後の進学や就職に関する調査」において、「県内大学の進学を希望する」との回答は25%、「進学先卒業後県内での就職を希望する」との回答は20%と低水準で推移しています。県外を希望する大きな要因としては、それぞれ「希望する学部・学科がある」や「希望する職種・業種がある」と回答しています。同様に「公共交通手段の利便性が良くない」などの理由で「将来茨城県に戻りたくない、どちらかといえば戻りたくない」との回答は52%と高い水準と言えます。</p> <p>また、県内女性の県外流出は、平成17年以降の10年間で2万人を超え、男性の5倍以上となっており、さらに深刻な状況と言えます。</p> <p>こうしたことを踏まえ、行政には、県内居住者や就労者に対するメリットを創出し、本県へのU I Jターンを促進するための以下の具体的取組みを要望します。</p> <p>(ア) 県内大学進学率向上に繋がる学部・学科設立の支援</p> <p>(イ) 女性の就業者数増加に繋がるサービス業の支援</p> <p>(ウ) 若年世帯の県内居留意欲高揚に向けた環境作り</p> <p>(エ) 県内中小企業就職者に対する居住負担金補助の検討</p>										
<p>現 況</p>	<p>(イ) サービス業の支援について</p> <p>○ (公財)茨城県中小企業振興公社に造成した「いばらき産業大県創造基金」の運用益を活用し、中小企業等が行う地域資源の活用による新商品の開発や大学等との連携による新製品の開発、新たなサービス産業の創出等への取り組みに対し支援を行っています。</p> <p>いばらき産業大県創造基金（サービス産業新時代対応プログラム）の概要</p> <table border="1" data-bbox="263 1254 1401 1590"> <tr> <td>対象事業</td> <td>①サービス産業新時代対応支援事業 事業化に向けた取り組みへの支援 ②サービス産業販路開拓支援事業 展示会等への出展等、新サービスの提供や新規市場参入を目的とした販路開拓に向けた取り組みへの支援</td> </tr> <tr> <td>対象者</td> <td>中小企業者、NPO法人、組合・グループ等</td> </tr> <tr> <td>助成率</td> <td>2 / 3 以内</td> </tr> <tr> <td>助成額等</td> <td>上限額：①300万円、②100万円 助成期間：2年間以内</td> </tr> <tr> <td>実績(H28)</td> <td>助成件数：2件（平成28年12月末日現在）</td> </tr> </table> <p>○ また、創業や経営革新、資金調達、技術開発、販路開拓など、中小企業者等が抱える様々な課題の解決を図るため、(公財)茨城県中小企業振興公社に総合相談窓口を設置し、専門家等によるきめ細かな支援を行っています。</p> <p>相談件数(H28)：[サービス業]107件（平成28年12月末日現在）</p> <p>○ さらに、女性による創業を支援するため、茨城県中小企業資金融資制度に長期・低利の「新事業促進融資創業活動支援枠（女性・若者・障害者創業関係）」を設け、併せて保証料の補助を行うなど、資金調達の支援を行っています。</p> <p>融資期間：設備資金7年・運転資金5年、金利：1.2～1.4%</p>	対象事業	①サービス産業新時代対応支援事業 事業化に向けた取り組みへの支援 ②サービス産業販路開拓支援事業 展示会等への出展等、新サービスの提供や新規市場参入を目的とした販路開拓に向けた取り組みへの支援	対象者	中小企業者、NPO法人、組合・グループ等	助成率	2 / 3 以内	助成額等	上限額：①300万円、②100万円 助成期間：2年間以内	実績(H28)	助成件数：2件（平成28年12月末日現在）
対象事業	①サービス産業新時代対応支援事業 事業化に向けた取り組みへの支援 ②サービス産業販路開拓支援事業 展示会等への出展等、新サービスの提供や新規市場参入を目的とした販路開拓に向けた取り組みへの支援										
対象者	中小企業者、NPO法人、組合・グループ等										
助成率	2 / 3 以内										
助成額等	上限額：①300万円、②100万円 助成期間：2年間以内										
実績(H28)	助成件数：2件（平成28年12月末日現在）										
<p>対 応</p>	<p>○ 今後とも「いばらき産業大県創造基金」や茨城県中小企業資金融資制度、総合相談窓口に配置した専門家を通じて、サービス産業の事業化や販路開拓に係る取り組みなどを始め、きめ細かに支援してまいります。</p>										

<p>要望事項</p>	<p>4. 「地方創生」実現に向けた要望について</p> <p>① 若年世代の県内定住および県外からの流入促進</p> <p>地方創生の実現において、「本県への新しいひとの流れをつくる」取組みは、最優先的課題と言えます。平成27年度学校基本調査（文部科学省）において、県内高校出身者の県外大学への進学割合は約80%と、北関東3県で最も高く、また全国平均を大きく上回っております。加えて、県が昨年度実施した「高校卒業後の進学や就職に関する調査」において、「県内大学の進学を希望する」との回答は25%、「進学先卒業後県内での就職を希望する」との回答は20%と低水準で推移しています。県外を希望する大きな要因としては、それぞれ「希望する学部・学科がある」や「希望する職種・業種がある」と回答しています。同様に「公共交通手段の利便性が良くない」などの理由で「将来茨城県に戻りたくない、どちらかといえば戻りたくない」との回答は52%と高い水準と言えます。</p> <p>また、県内女性の県外流出は、平成17年以降の10年間で2万人を超え、男性の5倍以上となっており、さらに深刻な状況と言えます。</p> <p>こうしたことを踏まえ、行政には、県内居住者や就労者に対するメリットを創出し、本県へのU I Jターンを促進するための以下の具体的取組みを要望します。</p> <p>(ア) 県内大学進学率向上に繋がる学部・学科設立の支援 (イ) 女性の就業者数増加に繋がるサービス業の支援 <u>(ウ) 若年世帯の県内居住意欲高揚に向けた環境作り</u> <u>(エ) 県内中小企業就職者に対する居住負担金補助の検討</u></p>
<p>現況</p>	<p>○ 平成27年度から「地域産業人材U I Jターン・定着促進事業」の一部として、「大好きいばらきU I Jターン促進事業」を実施しており、この中で就職応援サイトを構築して、県内の就職情報のほか生活情報を発信し、本県の住みやすさを周知しております。</p> <p>○ 県内6ヶ所に設置している「いばらき就職支援センター」においては、若年者も含めた求職者の方々に対し、就職相談、キャリアカウンセリング、職業紹介等の就職支援に関するワンストップサービスを提供して、各々の事情や能力に応じた就職が図られるよう、きめ細やかな就職支援に取り組んでいます。</p> <p>○ 現在、国（厚生労働省 茨城労働局）による事業主に対する雇用助成制度としては、「職場定着支援助成金（中小企業団体助成コース）」（事業主団体が、その構成員である中小企業者に対して労働環境の向上を図るための事業を行う場合に助成）などがあります。</p>
<p>対応</p>	<p>○ しごと情報と生活情報を一元的に発信する就職応援サイトを拡充し、情報発信の強化を図ってまいります。</p> <p>○ 今後とも、若年者を含めた求職者への就職支援を継続してまいります。</p> <p>○ また、助成金制度の充実に向けた国への働きかけや国の現行制度の周知に努めてまいります。</p>

<p>要望事項</p>	<p>4. 「地方創生」実現に向けた要望について</p> <p>② 県内企業の就労人口増加および育成・定着への支援</p> <p>本県産業を担う人材の確保・定着を図るため、県行政としても「地域産業人材UIJターン定着促進事業」を発足し、積極的な取組みをされています。一方、県内企業においても、将来に亘る中核的人材の育成や労働者の高齢化に伴う職場の年齢構成の改善など、長期的な雇用確保を課題とするなか、行政主催の雇用関連事業への期待は一段と高まっていることから、開催頻度や開催地域など、申込を希望する企業が可能な限り参加できるよう配慮願います。</p> <p>県内企業の就労人口増加および企業の中核的人材の育成・定着は、地方創生における最重要課題の一つであることから、引き続き県行政を中心に以下の具体的施策への取組強化を要望します。</p> <p>(ア) 産学連携した「インターンシップ」事業への支援強化 (イ) 「大好きいばらき企業説明会」「大好きいばらき就職説明会」の効果的な開催 (ウ) 「若者正規雇用化支援スキルアップ事業」の充実 (エ) 女性活躍推進に資する「いばらき女性いきいき就職面接会」の充実 (オ) 経験豊富で専門性が高い人材活用に資する「プロフェッショナル人材戦略拠点」の機能強化</p>
<p>現況</p>	<p>(ア)</p> <p>○ 県内中小企業への就職者を増やしていくためには、それぞれの企業の魅力を発信することも重要でありますので、大手の就職情報サイトを活用し、首都圏や県内の学生に向けて、最新の就職情報や企業情報の発信に努めておりますとともに、県内企業でのインターンシップや県内企業を巡る「魅力発見バスツアー」も実施しているところであります。</p> <p>○ さらに、昨年度より、県内外の大学や産業界と連携し、学生の県内企業への就職を促進する「UIJターン・定着促進事業」に取り組んでいるところです。</p> <p>(イ)</p> <p>○ 大学等を卒業見込みの就職希望者及び既卒未就職者と県内企業が一堂に会し、対面方式で面接・企業説明を行う「大好きいばらき就職面接会」を年2回（各2会場）開催しており、新規学卒者や未就職学卒者の就職を促進するとともに、県内企業の人材確保への支援を行っております。</p> <p>平成28年度は、前期として6月に水戸及び土浦で、後期として9月に水戸、10月に土浦で実施しました。</p> <p>○ 県内中小企業が希望する人材を確保できるよう、高校や大学の卒業者と県内企業とをマッチングする企業説明会や就職面接会を、年間で延べ十回程度開催しているところであります。平成28年度におきましては、都内での「大好きいばらき合同企業面接会 in 東京」を6月と9月の2回開催したところです。</p> <p>○ また、県内6ヶ所に設置している「いばらき就職支援センター」においては、県内中小企業からの求人が確保できるよう、企業ニーズにマッチした求職者を紹介しておりますほか、新規学卒者のみならず、一般の離職者につきましても、地区毎に就職面接会を開催するなど、地域の中小企業が必要とする多様な人材の確保に努めているところであります。</p> <p>○ また、県内の大学におきましても、地元企業による学内等での説明会や、大学の就職担当者と企業の採用担当者との交流会を開催するなど、地元企業の人材確保を支援しております。</p>

<p>現況</p>	<p>(ウ)</p> <p>○ 若者の正規雇用化に向けた支援としては、県内6ヶ所に設置している「いばらき就職支援センター」において、ジョブカフェ事業として若年者を対象とした就職支援を実施している他、「若者正規雇用化支援スキルアップ事業」として、体系化した講義形式によるビジネスマナー等の基礎研修を集中的に実施し、就職面接会等への参加を誘導することで正規雇用化を図りました。</p> <p>(エ)</p> <p>○ 昨年度の「いばらき女性いきいき就職面接会」を、平成28年度は女性の採用に積極的な企業を集めた企業説明会とし、9月に水戸市で開催したところです。また、2月にも同様の説明会をつくば市で開催予定です。</p> <p>(オ)</p> <p>○ 県では、「プロフェッショナル人材戦略拠点」を平成27年12月に設置し、民間人材ビジネス事業者と連携して、中小企業に必要なプロフェッショナル人材(※)の採用を促進することにより、県内中小企業の成長や経営改善を図っております。</p> <p>※プロフェッショナル人材：新たな商品・サービスの開発、商品等の販路開拓や個々のサービスの生産性向上などの具体的な取組を通じて、企業の成長戦略を具現化していく人材</p> <p>「プロフェッショナル人材戦略拠点」の概要（平成28年12月末日現在）</p> <table border="1" data-bbox="272 945 1430 1097"> <tr> <td>開設日</td> <td>平成27年12月21日</td> </tr> <tr> <td>開設場所</td> <td>(公財)茨城県中小企業振興公社</td> </tr> <tr> <td>体制</td> <td>5名(戦略マネージャー1名, サブマネージャー3名, アシスタント1名)</td> </tr> <tr> <td>実績</td> <td>成約:19件, 相談件数:257件, セミナー2回, 地域協議会:8回</td> </tr> </table>	開設日	平成27年12月21日	開設場所	(公財)茨城県中小企業振興公社	体制	5名(戦略マネージャー1名, サブマネージャー3名, アシスタント1名)	実績	成約:19件, 相談件数:257件, セミナー2回, 地域協議会:8回
開設日	平成27年12月21日								
開設場所	(公財)茨城県中小企業振興公社								
体制	5名(戦略マネージャー1名, サブマネージャー3名, アシスタント1名)								
実績	成約:19件, 相談件数:257件, セミナー2回, 地域協議会:8回								
<p>対応</p>	<p>○ 今後とも、「茨城県まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、本県中小企業が若者にとって魅力的でやり甲斐のある職場を有していること等をアピールし、学生のUIJターンや地元定着の促進を図るなど、新規学卒者等の就職の促進及び県内企業の人材の確保に努めてまいります。</p> <p>○ 面接会等の開催にあたっては、今後も「採用選考に関する指針」による面接解禁の時期を踏まえつつ、求人企業と求職者の動向に応じた適期の開催となるよう努めていくほか、若者の正規雇用に熱心な「若者応援企業宣言事業所」などの県内中小企業を積極的にPRするとともに、こうした宣言事業所の就職面接会への参加を促進することなどにより、中小企業の人材確保を支援してまいります。</p> <p>○ プロフェッショナル人材戦略拠点については、今後ともセミナーや地域協議会の開催、戦略マネージャー等による企業訪問等を通じ、民間人材ビジネス事業者と連携しながら、プロフェッショナル人材の採用促進に努めてまいります。</p>								

要 望 事 項	<p>4. 「地方創生」実現に向けた要望について</p> <p>③ 人口減少に対応した少子化対策</p> <p>人口減少克服は、本県の「地方創生」実現の要諦と言えます。そのためには、若年世代の県内定住、結婚、出産、子育ての環境整備をハード・ソフト両面から、以下の具体的施策への取組みが必要と考えます。</p> <p><ハード面の支援></p> <p>(ア) 産科・小児科など地域医療確保への支援</p> <p>(イ) 保育施設拡充に向けた支援・要件緩和</p> <p><ソフト面の支援></p> <p>(ア) 「いばらき出会いサポートセンター」を中心とした成婚支援</p> <p>(イ) 「不妊治療費助成事業」の充実</p> <p>(ウ) 子育て家庭への経済的支援拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 第2子、第3子以降の扶養控除額引上げ ➤ 児童手当の支給拡充 ➤ 医療福祉（マル福）適用要件の緩和 																																		
現 況	<p><医療体制の整備></p> <p>○ 周産期医療体制の充実を図るため、県内を3ブロックに分け、総合周産期母子医療センター、地域周産期母子医療センター及び周産期救急医療協力病院を指定するなど、周産期医療体制の整備を進めています。また、院内助産所や助産師外来の開設に対し支援を行い、分娩施設の整備促進に努めております。</p> <p>○ 小児の休日や夜間における2次救急医療の受入体制の整備を図るため、輪番制や拠点病院方式により小児救急医療圏単位で体制整備を進めています。</p> <p><保育施設の充実></p> <p>○ 本県では保育所等の計画的な整備を進め、この7年間で約7千人の定員増加を図っております。平成28年度においても約8百人の定員増が図られる見込となっております。</p> <p>なお、待機児童が発生している市町村が行う整備に対しては、国の補助率を嵩上げ(1/2→2/3)し、整備を推進しているところです。</p> <p>【保育所整備数】</p> <table border="1" data-bbox="284 1429 1120 1507"> <tr> <td>21～27年度（実績）</td> <td>189ヶ所</td> <td>7,108人定員増</td> </tr> <tr> <td>28年度（見込）</td> <td>25ヶ所</td> <td>796人定員増</td> </tr> </table> <p>【待機児童数】</p> <table border="1" data-bbox="284 1579 1350 1733"> <thead> <tr> <th></th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>待機児童数（人）</td> <td>167</td> <td>320</td> <td>215</td> <td>227</td> <td>373</td> <td>382</td> </tr> <tr> <td>保育所等数（か所）</td> <td>484</td> <td>489</td> <td>497</td> <td>523</td> <td>641</td> <td>671</td> </tr> <tr> <td>利用児童数（人）</td> <td>44,489</td> <td>45,665</td> <td>46,549</td> <td>47,739</td> <td>50,643</td> <td>52,511</td> </tr> </tbody> </table> <p>※各年とも4月1日の数</p>	21～27年度（実績）	189ヶ所	7,108人定員増	28年度（見込）	25ヶ所	796人定員増		H23	H24	H25	H26	H27	H28	待機児童数（人）	167	320	215	227	373	382	保育所等数（か所）	484	489	497	523	641	671	利用児童数（人）	44,489	45,665	46,549	47,739	50,643	52,511
21～27年度（実績）	189ヶ所	7,108人定員増																																	
28年度（見込）	25ヶ所	796人定員増																																	
	H23	H24	H25	H26	H27	H28																													
待機児童数（人）	167	320	215	227	373	382																													
保育所等数（か所）	484	489	497	523	641	671																													
利用児童数（人）	44,489	45,665	46,549	47,739	50,643	52,511																													

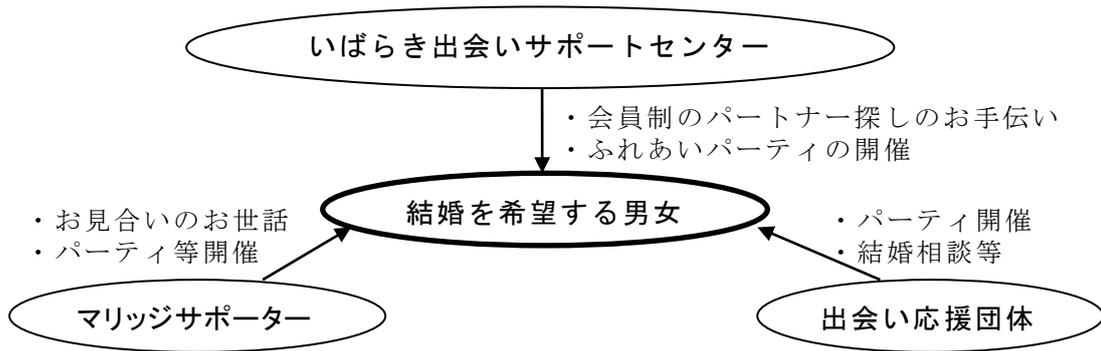
＜結婚支援＞

○ 本県では、「いばらき出会いサポートセンター」が中核となって、若者の出会いの相談やお見合いの仲介をボランティアで行う「マリッジサポーター」や、NPOなど非営利で結婚支援に取り組む団体で構成する「いばらき出会い応援団体」が、地域ぐるみでの結婚支援活動を行っています。

【活動実績】（H28.12.31現在）

- ・ 出会いサポートセンター会員数：2,600人（男性1,555人、女性1,045人）
- ・ 成婚数（累計）：1,700組
- ・ ふれあいパーティ開催回数（累計）：2,149回
- ・ マリッジサポーター数：968人（男性577人、女性391人）
- ・ 出会い応援団体数：44団体

現



＜不妊治療費助成事業の充実＞

○ 不妊治療のうち、保険外診療である体外受精及び顕微授精については、1回の治療費が高額であり経済的負担が重いことから、費用の一部を助成しております。

【助成実績】

年 度	H23	H24	H25	H26	H27
実人員（人）	1,336	1,590	1,750	1,776	1,888
延件数（件）	2,231	2,664	2,839	2,797	2,964
助成額（千円）	320,500	378,211	361,571	359,726	393,865

況

○ 不妊治療を行う夫婦やその家族、一般の方を対象に、不妊の要因や不妊治療に関する理解を深めるため、県内2か所を会場に市民公開講座を開催しております。

【H28年度開催実績】（H28.12末現在）

日 時	場 所	内容（テーマ）
平成28年6月26日（日）	茨城県開発公社	不妊症を考える～はやく気づいて！不妊症
平成28年12月4日（日）	つくば国際会議場	不妊治療～未来に向けて

○ 不妊専門相談センターを県内2か所において開設しており、不妊で悩んでいる夫婦に対して、産婦人科医師・泌尿器科医師・不妊カウンセラー・助産師が治療に関する相談やカウンセリングを行っています。

【相談実績】 県央地区（三の丸庁舎）、県南地区（県南生涯学習センター）

年 度	H23	H24	H25	H26	H27
実件数（件）	148	146	127	118	112
延人数（人）	227	228	195	181	165

<子育て家庭への経済的支援拡充>

○ 子育て家庭への経済的支援により、小児疾患の早期発見・早期治療を促進し、健康の保持と健全な育成を図るため、外来は小学6年生まで、入院は中学3年生までの小児が医療機関等で治療を受けた場合の患者負担額を助成する市町村に対し、県から補助を行っています。

また、少子化対策の一環として、妊産婦が妊娠の継続と安全な出産のために治療を受けた場合においても、同様に患者負担額を助成する市町村に対し、補助を行っています。

○ 小児・妊産婦ともに、平成28年10月から所得制限限度額を大幅に緩和しました。対象者は、小児で約7万人増えて約36万人に、妊産婦で約3千人増えて約2万2千人となる見込みです。

【補助実績等】

(単位：人，千円)

対象人数・金額		H23	H24	H25	H26	H27
小 児	受給者数	195,338	193,103	190,001	287,743	283,733
	県補助金	2,093,922	2,100,944	2,008,287	2,232,139	2,566,350
妊産婦	受給者数	13,575	13,965	13,581	13,542	13,123
	県補助金	369,043	398,960	388,539	387,642	378,827

○児童手当の支給状況

児童手当は、子育て家庭の経済的支援の中で、幅広い用途で使用することができる国の制度であり、本県でもその費用の一部を負担しています。

【支給実績】

(単位：人，千円)

対象人数・金額	H24	H25	H26	H27
受給者数	231,082	228,261	224,553	221,295
支給額（県負担分）	6,271,540	7,420,407	7,315,712	7,171,425

(平成28年2月29日時点)

対
応

○ 今後も、いばらき出会いサポートセンターを中核として、マリッジサポーター、市町村、民間団体などとの連携を進め、全県的な結婚支援体制のさらなる強化を図ってまいります。

○ 今後も引き続き、不妊治療に対する費用の助成や相談支援等を実施するとともに、更なる助成額の拡充及び不妊治療の医療保険適応について、国に対し要望を行ってまいります。

○ また、保育の実施主体である市町村と連携し、待機児童が解消されるよう保育所等の計画的な整備を図ってまいりますほか、今後とも、医療費の助成を実施してまいります。

要 望 事 項	<p>4. 「地方創生」実現に向けた要望について</p> <p>④ ワーク・ライフ・バランス実現への支援</p> <p>少子高齢化社会のなかで、企業が生産力を高め、競争力を堅持していくためには、「仕事と生活の調和を図る」ための環境整備が大変重要になります。つまり「仕事と子育てや介護の両立」をどう担保していくかが大きな課題と言えます。政府が掲げる「一億総活躍社会」実現に向け、保育サービス充実などによる子育て環境の整備、介護サービスの利便性向上など一層の労働者負担軽減に向け、以下の課題に対する具体的な施策を検討願います。</p> <p>(ア) 待機児童ゼロに向けた保育施設の充実 (イ) 多様な働き方に対応する「休日保育」「夜間保育」施設の拡充 (ウ) 企業内託児所設立拡充への支援 (エ) 放課後児童の安全に資する学童保育体制の拡充 (オ) 介護離職者ゼロに向けた介護サービスの充実 (カ) 在宅介護者の経済面・心身両面の負担軽減に向けた支援強化 (キ) 保育・介護など福祉分野における人材の育成・確保</p>																																																														
現 況	<p><保育施設の充実></p> <p>○ 本県では保育所等の計画的な整備を進め、この7年間で約7千人の定員増加を図っております。平成28年度においても約8百人の定員増が図られる見込となっております。</p> <p>なお、待機児童が発生している市町村が行う整備に対しては、国の補助率を嵩上げ(1/2→2/3)し、整備を推進しているところです。</p> <p>【保育所整備数】</p> <table border="1"> <tr> <td>21～27年度（実績）</td> <td>189ヶ所</td> <td>7,108人定員増</td> </tr> <tr> <td>28年度（見込）</td> <td>25ヶ所</td> <td>796人定員増</td> </tr> </table> <p>【待機児童数】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>待機児童数（人）</td> <td>167</td> <td>320</td> <td>215</td> <td>227</td> <td>373</td> <td>382</td> </tr> <tr> <td>保育所等数（か所）</td> <td>484</td> <td>489</td> <td>497</td> <td>523</td> <td>641</td> <td>671</td> </tr> <tr> <td>利用児童数（人）</td> <td>44,489</td> <td>45,665</td> <td>46,549</td> <td>47,739</td> <td>50,643</td> <td>52,511</td> </tr> </tbody> </table> <p>※各年とも4月1日の数</p> <p><保育サービスの充実></p> <p>○ 県では、働き方の多様化等に伴う保育ニーズへ対応するため一時預かり事業や延長保育事業、また、子どもが病気の際に自宅での保育が困難な場合に対応できるよう病児保育事業等について補助を行うとともに、実施主体である市町村等に対しさらなる実施を働きかけ、多様な保育サービスの充実を図っております。</p> <p>【延長保育事業等の実施状況（実施数）】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業区分</th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>延長保育事業</td> <td>274</td> <td>288</td> <td>303</td> <td>318</td> <td>334</td> <td>398</td> </tr> <tr> <td>一時預かり事業</td> <td>222</td> <td>224</td> <td>229</td> <td>243</td> <td>244</td> <td>306</td> </tr> <tr> <td>病児保育</td> <td>55</td> <td>61</td> <td>65</td> <td>75</td> <td>77</td> <td>93</td> </tr> </tbody> </table> <p>※H27は、補助金交付申請数</p>	21～27年度（実績）	189ヶ所	7,108人定員増	28年度（見込）	25ヶ所	796人定員増		H23	H24	H25	H26	H27	H28	待機児童数（人）	167	320	215	227	373	382	保育所等数（か所）	484	489	497	523	641	671	利用児童数（人）	44,489	45,665	46,549	47,739	50,643	52,511	事業区分	H22	H23	H24	H25	H26	H27	延長保育事業	274	288	303	318	334	398	一時預かり事業	222	224	229	243	244	306	病児保育	55	61	65	75	77	93
21～27年度（実績）	189ヶ所	7,108人定員増																																																													
28年度（見込）	25ヶ所	796人定員増																																																													
	H23	H24	H25	H26	H27	H28																																																									
待機児童数（人）	167	320	215	227	373	382																																																									
保育所等数（か所）	484	489	497	523	641	671																																																									
利用児童数（人）	44,489	45,665	46,549	47,739	50,643	52,511																																																									
事業区分	H22	H23	H24	H25	H26	H27																																																									
延長保育事業	274	288	303	318	334	398																																																									
一時預かり事業	222	224	229	243	244	306																																																									
病児保育	55	61	65	75	77	93																																																									

○ また、企業における結婚支援や子育て支援の取組を促進し、働きながら子育てしやすい環境づくりのため、結婚・子育て応援企業普及事業を進めているところです。

◆「子育て応援宣言企業」登録制度

従業員の仕事と子育てを両立できる職場づくりや、地域における子育て支援等の取組を「子育て応援宣言」として届出した企業を登録し、その取組を広く紹介することにより、企業における働き方の見直しや子育て支援の取組を促進する。

※登録企業数(H29.1.1現在)…249社

◆結婚・子育て応援企業表彰

子育て支援の積極的な取組を行っている企業を表彰し、当該企業が社会的に評価される仕組みをつくることにより、企業の自主的な取組の促進を図る。

・結婚支援部門

従業員や地域の若者等を対象とした結婚支援に積極的に取り組んでいる企業

・仕事と子育て両立支援部門

子育てしながら働きやすい職場環境づくりに積極的に取り組んでいる企業

・子育て家庭応援部門

県民の子育て支援に特に積極的に取り組んでいる企業

【平成28年度の表彰企業（延べ13社）】

結婚支援部門	仕事と子育て両立支援部門	子育て家庭応援部門
【優秀賞】 該当無し 【奨励賞②】 ㈱関城造園, NPO法人メロウミートクラブ	【優秀賞②】 常陽銀行 大和リース(株)水戸支店 【奨励賞⑥】 医療法人 博仁会 志村大宮病院, 美野里デリカ(株), 株木建設(株), 谷原建設(株), 大内建設(株), いばらきコープ生活協同組合	【優秀賞①】 いばらきコープ生活協同組合 【奨励賞②】 株木建設(株), 生活協同組合パルシステム 茨城

現
況

◆事業所内託児施設整備費助成事業

中小企業等による事業所内託児施設の整備に対して助成することにより、子育て支援に積極的に取り組む事業者を支援し、県民における仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現を図る。

<介護離職者ゼロに向けた介護サービスの充実>

○ 県では、地域のニーズに応じた介護サービスの充実を図るため、特別養護老人ホーム等の施設について、「第6期いばらき高齢者プラン21」に基づき整備を推進するとともに、身近な地域で、多様で柔軟なサービス提供が可能な地域密着型サービスや、訪問介護・訪問看護等の在宅サービスの充実を図っております。

【主な介護サービスの指定等の状況（平成28年12月1日現在）】

施設・事業所の種類		施設・事業所数(ベッド数)
介護保険施設	介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	233 (15,026床)
	介護老人保健施設	125 (11,248床)
	介護療養型医療施設	23 (795床)
地域密着型サービス	認知症対応型共同生活介護	285
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	8
居宅サービス	訪問介護	537
	訪問看護(病院・診療所のみなし指定を除く)	151

要望事項	<p>4. 「地方創生」実現に向けた要望について</p> <p>⑤ 県内観光資源を活用した魅力度向上への広報強化</p> <p>本県の交通インフラが促進されるなか、本県の魅力ある観光資源を十分に活かした観光振興事業の強化と魅力度向上に向けた積極的な広報・PRの強化は、観光客誘致に繋がり県内活性化に資するものと考えます。平成27年(1月～12月)の訪日外国客数は前年比47%増の1,973万人と大幅に増加しました。そうしたインバウンド効果を県内経済へ波及させるためには、消費税免税店を充実するとともに、免税手続一括カウンター制度活用に向け、各商店街への補助支援や申請手続きの簡素化が必要と考えます。さらに、訪客数が多い外国語標記の案内などを増加することも有効と考えます。</p> <p>本県の観光事業による潜在的な経済効果は大きく、その価値を県民に啓蒙し、質の高い「おもてなし」態勢を構築していただきたいと考えます。</p>
現況	<p>茨城空港就航路線の充実や上野東京ラインの開業、圏央道の整備などにより広域交通網が着実に整備される中、首都圏や茨城空港就航先をメインターゲットとして、本県への誘客促進を図っております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ インターネット等を活用した情報発信 <ul style="list-style-type: none"> ・観光いばらきホームページ等で、季節の観光情報をはじめ、旬の味覚、イベントなどの情報を提供（観光いばらきホームページアクセス数：約733万件） ○ メディアや旅行雑誌等を活用した魅力発信 <ul style="list-style-type: none"> ・テレビ5本、旅行雑誌4誌、首都圏や茨城空港就航先のフリーペーパー8誌、Webサイト2社（女子向けの旅行サイト） ○ 観光キャンペーン等を活用した魅力発信 <ul style="list-style-type: none"> ・首都圏等における観光キャンペーンの実施（首都圏29回、北関東10回） ・就航先における観光キャンペーンの実施（札幌2回、神戸4回、福岡：2回） ・観光情報誌「いばらきの楽しみかた（夏・秋・早春・新緑）」作成（計31万部） ○ 近県と連携した情報発信 <ul style="list-style-type: none"> ・栃木県と連携し、就航先の旅行会社への訪問や地域情報紙への掲載等により、就航先からのツアーを造成（ツアー39本、1,282人送客） ○ 北関東三県（栃木・群馬）との連携 <ul style="list-style-type: none"> ・観光キャラバンの実施（首都圏、中京・関西エリア）三県合同による観光物産展の実施、広報誌への掲載 <p>県では、「おもてなし県民大会」やおもてなし講座の開催、啓発ハンドブックの配布、観光マイスターの認定等により、全県的なおもてなし向上に取り組んでおります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ いばらきおもてなしレベルアップ事業 <ul style="list-style-type: none"> ア 全県的なおもてなし気運の醸成 <ul style="list-style-type: none"> ・おもてなし県民大会（平成28年7月3日（常陸太田市民交流センターホール）） 内容：基調講演、事例発表 など 参加者：ホテル・旅館事業者、バス、タクシー事業者、観光ボランティア、学生等 約1,000名 ・街頭キャンペーンの実施 平成28年7月1日（水戸駅、新鉾田駅前） 平成28年7月4日（土浦駅、日立駅、下館駅前） ・おもてなしハンドブックの配布 ・おもてなし事例集の作成（29団体34事例をHP上に公開）

イ 観光事業者等のおもてなし向上

- ・おもてなし講座の開催（6地域×2回）
第1回 7月25日～8月3日の間に6回，237人参加
第2回 1月16日～2月1日の間に6回予定
- ・観光ボランティアガイドの研修費用助成

ウ いばらき観光マイスター制度

- ・いばらき観光マイスター認定試験（筆記）
実施日：平成28年10月23日，10月26日
受験者数：501名（うち294名合格）
- ・いばらき観光マイスターS級認定試験（面接による接遇試験）
実施日：平成29年2月3日，5日（予定）

[参考] 平成27年度認定状況

区 分	受験者	合格者
観光マイスター	509名	282名
観光マイスターS級	176名	47名

エ 受入体制の整備

- ・民間宿泊施設の和式トイレの洋式化に係る改修費用の一部助成

本県を訪れる外国人がスムーズかつ快適に滞在していただけるよう，県内観光事業者への働きかけを実施し，訪日外国人の受入体制整備の充実に取り組んでおります。

○ 消費税免税店舗充実及び免税手続一括カウンター制度活用のための働きかけ

- ・消費税免税店舗拡大セミナーの開催
- ・免税店マップの作成
- ・個別施設への働きかけ

○ 多言語表記充実のための支援

- ・「いばらき多言語表記ガイドライン」の制定
- ・多言語テプラサービスの実施

○ その他受入体制整備の推進

- ・外国人観光案内所の整備，決済サービス充実，Wi-Fi等通信環境整備について，市町村，県内観光事業者等へ依頼

対

○ 本県の魅力ある自然景観，文化遺産，郷土料理，伝統工芸品，伝統行事，最先端の科学技術などの観光資源について，多様な広報媒体を活用し，首都圏や茨城空港就航先などのほか，上野東京ラインの開業を契機とした東京以西の観光客を新たな対象として情報発信するとともに，県外事務所等を活用した情報提供方策の充実を図ってまいりますとともに，海外の旅行会社等を本県に招くモニターツアーの実施等の際，様々な広報媒体を活用し，広くマスコミ・県内市町村等に情報提供して，県民のみなさまに対する周知・啓蒙に努めます。

応

○ また，観光客の満足度を高め，リピーターの確保や口コミでの評価向上による誘客を図るため，外国人観光客がスムーズに滞在できる環境を整備するほか，県民すべてが，茨城の魅力を「知って，愛して，自信を持って説明する」ことができるよう，県民一体となったおもてなし気運の醸成をはじめ，観光事業者や観光ボランティアガイド等の知識や接遇のレベルアップなど，引き続き質の高い「おもてなし」態勢の構築に取り組んでまいります。

<p>要 望 事 項</p>	<p>4. 「地方創生」実現に向けた要望について ⑥ 地産地消による県内経済の好循環 地域資源を県内で活用、消費していくことは、県内産業振興に繋がります。<u>公共 工事等における県内産資材および工業製品の活用</u>や、学校給食への地場農産物の利 用拡大など県産農林水産物等の地産地消を進めることで、県内経済の好循環を促進 することが必要と考えます。</p>
<p>現 況</p>	<p>○ 公共工事における県内産資材及び工業製品の活用につきましては、土木部発注の公 共工事を使用する資材においては、土木工事共通仕様書及び特記仕様書に県産材（ 茨城県内で生産されたもの、または加工し製品化されたもの）の優先使用に努めるよ う明記しており、県産材の使用促進に努めております。</p> <p>○ また、このことは工事を受注する建設業者向け研修会や工事の入札公告等において も周知するなどによって県産材の使用促進を図っております。</p>
<p>対 応</p>	<p>○ 今後とも、公共工事における県産材の優先使用について、工事仕様書への明示や 研修会等での周知することにより、使用促進に努めてまいります。</p>

<p>要 望 事 項</p>	<p>4. 「地方創生」実現に向けた要望について</p> <p>⑥ 地産地消による県内経済の好循環</p> <p>地域資源を県内で活用、消費していくことは、県内産業振興に繋がります。公共工事等における県内産資材および工業製品の活用や、<u>学校給食への地場農産物の利用拡大など県産農林水産物等の地産地消を進める</u>ことで、県内経済の好循環を促進することが必要と考えます。</p>
<p>現 況</p>	<p>○ 県では、学校給食への地場農産物の利用拡大を図るため、学校給食の献立を策定している学校栄養士等を対象に、茨城県学校給食会と連携した事例研究セミナーや産地視察研修会を開催し、先進事例等を紹介するなど、学校給食における地産地消の理解を推進しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事例研究セミナー (期日：H28年10月21日～22日 場所：茨城県学校給食会) ・産地視察研修会 (期日：H29年2月開催予定) ・学校給食での米飯又は米粉パン提供に対する支援 8市町村 ・米粉パン食味改善講習会 (期日：H28年11月26日 場所：土浦市内) <p>○ 上記の取組により、県内の学校給食における地場産物活用率（品目数ベース）は、平成27年度で49.5%となっております。</p> <p>○ また、県民が一丸となって、県産農林水産物を食べて応援する地産地消運動として、「茨城をたべよう運動推進協議会」を平成24年11月9日に設立し、「茨城をたべよう運動」を生産者・消費者・企業等と一体となり、推進しているところです。</p> <p><「茨城をたべよう運動推進協議会」概要></p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 会 長：茨城県知事 橋本 昌 (2) 構成団体：531団体（H28年12月末現在） (3) 主な取組 <ul style="list-style-type: none"> ・県内全小学5年生（約27千人）に対し、農業産出額全国第1位～3位の本県農産物を紹介したクリアファイルを配布 ・各種イベント等での地産地消PR（ポスター掲示、チラシ配布等）を実施 ・協議会会員等が主催する県産農林水産物を活用した事業（PRイベント、生産者と消費者が交流する農業体験、料理教室等）経費の一部支援 ・「茨城をたべよう給食（生産者との交流事業）」への一部支援 ・「地産地消ネットワークシステム」を運営し、地産地消関連イベント情報等を会員相互間で共有 ・協議会会員と連携した「茨城をたべよう運動の周知・普及
<p>対 応</p>	<p>○ 今後とも、市町村担当者等を対象とした地産地消セミナーや産地視察研修会の開催などを通じて、学校給食における地場産物の活用を推進してまいります。</p> <p>○ さらに、県産農林水産物の消費拡大を図るため、県民自らが積極的に県産品を食べて応援する「茨城をたべよう運動」を生産者・消費者・企業等が一体となって展開してまいります。</p> <p>(参考)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事例研究セミナー（期日：H28年10月21日～22日 場所：茨城県学校給食会）

<p>要 望 事 項</p>	<p>4. 「地方創生」実現に向けた要望について</p> <p>⑦ 6次産業化や輸出促進への支援</p> <p>本県の農業産出額（農林水産統計）は、平成20年以降7年連続で全国第2位と、農業資源が豊富にあります。そうした強みを活かした6次産業化や輸出の促進は、本県の個別産業の強化に繋がります。</p> <p>そうした本県の農業分野の強みを活かすべく、「茨城6次産業化サポートセンター」や「ジェトロ茨城」を中心とした農業の6次産業化や県産農産物の輸出拡大に必要な取組みの強化を要望します。</p>
<p>現 況</p>	<p>（6次産業化の取組）</p> <p>○ H23年7月から、国の支援策を活用して公益社団法人茨城県農林振興公社に「茨城6次産業化サポートセンター」を設置し、商品開発や販路開拓などの専門家である6次産業化プランナーを相談内容に応じて派遣するなど、6次産業化に取り組む農業者の支援を行っております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 6次産業化プランナーの登録者数：10名 ・ H28年度のプランナー派遣件数：138件（H28年10月末現在） ・ H28年度の相談件数：112件（H28年10月末現在） <p>○ これらの取組により、H28年12月末現在で県内における六次産業化・地産地消法に基づく総合化事業計画の認定件数は50件となっております。</p> <p>（輸出の促進）</p> <p>○ 本県では、平成23年1月に「いばらき農林水産物等輸出促進協議会」を設立し、海外商談会等への参加支援などを進めており、加工品を中心に継続的な輸出が行われているところです。</p> <p>○ また、平成26年6月にジェトロ茨城を誘致し、海外バイヤーの県内招へい等、青果物輸出の取組も積極的に進めてきた結果、平成27年度から、東南アジアを中心に、メロンや梨などで、商業ベースの取組が始まっております。</p> <p>＜H28年度輸出実績＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 青果物の輸出実績（メロン、梨、かんしょ等） 73 t（H28年9月末日現在） ・ 農産物の輸出実績（米） 36 t（H28年12月末日現在） ・ 畜産物の輸出実績（牛肉） 2.4 t（H28年11月末日現在） <p>○ さらに、平成28年4月から販売流通課アグリビジネス推進室を「6次産業化・輸出推進室」に改組し輸出担当の正職員1名を増員して、輸出の支援体制の強化を図ったところです。</p>
<p>対 応</p>	<p>○ 次年度以降も引き続き、「6次産業化サポートセンター」を設置するとともに、多様化する事業者のニーズに対応できるようプランナーを配置し、6次産業化に取り組む事業者を支援してまいります。</p> <p>○ また、輸出事案の掘り起しや、きめ細かな個別相談への対応と併せて、海外商談会等への参加支援や海外バイヤー招へい等により、本県産農産物等の海外販路の拡大・定着を図ってまいります。</p>

<p>要望事項</p>	<p>5. 企業が立地している地域別にみられる要望について (1) 県北地域 ① 日立市内の交通渋滞緩和に対する支援 日立市内の慢性的な交通渋滞改善に向けた要望は依然として多く寄せられております。なかでも、渋滞緩和や利便性向上の観点から以下について要望します。 (ア) 国道6号バイパスの早期完成 (イ) 国道245号線の4車線化</p>
<p>現況</p>	<p>【国道6号日立バイパス】 ○全体計画 区 間：日立市河原子町～田尻町 延 長 等：L=10.5km (4車線) ○供用区間 (H20年3月暫定2車線供用) 区 間：日立市旭町～田尻町 延 長 等：L=4.7km ○事業中区間 (日立バイパス (Ⅱ期)) 区 間：日立市国分町 (鮎川停車場線) ～旭町 延 長 等：L=3.0km (2車線) 着 手 年 度：H24年度～ 全体事業費：約240億円 H28事業費：210百万円 (調査設計, 用地買収) 【国道245号日立港区北拡幅】 区 間：日立市久慈町～日立市水木町 計 画 延 長：L=1.88km 計 画 幅 員：W=25/14m 着 手 年 度：H27年度～ 全体事業費：約30億円 H28事業費：100百万円 (道路設計, 用地調査) H27末進捗率：約3%</p>
<p>対応</p>	<p>【国道6号日立バイパス】 日立市と一体となって用地取得など事業の促進に努め, 本バイパスが早期に完成できるよう, 国に働きかけてまいります。 【国道245号日立港区北拡幅】 早期に用地取得に着手できるよう調査設計を進めてまいります。</p>

<p>要 望 事 項</p>	<p>5. 企業が立地している地域別にみられる要望について (2) 県南・県西地域 ① 圏央道沿線地域の工業団地整備促進 流通の利便性が向上するなか、今後圏央道沿線地域の産業集積に対する期待は高まっていくものと考えます。本県は、行政のご尽力もあり、県外企業立地件数および企業立地面積が全国第1位となるなか、圏央道の境古河IC⇄つくば中央ICの早期開通に伴うインフラ拡充を活かし、県内圏央道沿線地域の工業団地整備促進に一層のご尽力を要望します。</p>
<p>現 況</p>	<p>○ 県西・県南地域においては、これまで古河名崎工業団地、江戸崎工業団地などの産業用地や周辺アクセス道など立地環境の整備を進めるとともに、積極的に企業訪問を行う等、誘致活動に全力で取り組み、数多くの優良企業の立地が実現してきました。</p> <p>○ 圏央道沿線地域では、地元市町が新たな産業用地の確保に熱心に取り組んでいるところであることから、事業手法・事業主体の検討に対する助言や、市街化区域編入や農地転用、工業用水の確保、排水の処理などに係る専門的な助言や調整を行うなど、その支援に努めています。</p>
<p>対 応</p>	<p>○ 企業の設備投資情報をいち早く入手し、企業のニーズやスピードに合わせて対応していくとともに、本年2月26日の圏央道県内区間の全線の開通によりさらに魅力が高まる本県の立地優位性を広くPRしながら、多くの企業の誘致につなげてまいりたいと考えております。</p>

<p>要望事項</p>	<p>5. 企業が立地している地域別にみられる要望について (2) 県南・県西地域 ② つくばの里工業団地周辺の交通渋滞緩和に対する支援 県南地域の「つくばの里工業団地」については、進入ルートが2本しかなく、交通量が多い時間帯には慢性的な渋滞に悩まされています。労働者の心身の負担軽減、物流や防災の観点から、新たな進入ルートの整備を要望します。</p>
<p>現況</p>	<p>【事業中の区間】 ○ つくばの里工業団地周辺の道路整備について、主要地方道美浦栄線のバイパス整備を進めており、現在、県道竜ヶ崎潮来線から八代庄兵衛新田線までの約500m区間の整備を進めております。</p> <p>【事業中の（主）美浦栄線バイパスより北伸区間】 ○ つくばの里工業団地への新たなルートとなる、主要地方道美浦栄線のバイパスの北伸区間については、これまでに概略ルートの検討にあたり、埋蔵文化財や環境調査を実施しております。</p>
<p>対応</p>	<p>【事業中の区間】 ○ 県道竜ヶ崎潮来線から県道八代庄兵衛新田線までの約500m区間の整備を進め早期供用に努めます。</p> <p>【事業中の（主）美浦栄線バイパスより北伸区間】 ○ 今後とも関係市と調整を図りながら、ルートの確定に向け努めてまいります。</p>

<p>要望事項</p>	<p>5. 企業が立地している地域別にみられる要望について (2) 県南・県西地域 ③ 筑西地域の交通渋滞の緩和 筑西地域の国道50号においては、片側1車線箇所での通勤時間帯の交通渋滞が激しく、早期の渋滞緩和策を求めます。 国道50号下館バイパスの拡幅区間の早期供用に向けた現在の進捗についてお聞かせ願います。</p>
<p>現況</p>	<p>【国道50号下館バイパス】 区 間：筑西市下川島～筑西市横塚 計 画 延 長：L=10.6km 幅 員：W=25～30m（※暫定2車線で整備） 着 手 年 度：S61年度～ 全体事業費：約387億円 H28事業費：（当初）194百万円（道路設計，用地測量，用地買収） （補正）250百万円（改良工事，横断歩道橋設置工事） H27末進捗率：約81%（用地進捗率：約95%） 平成26年10月にバイパス部（1.6km）が暫定2車線で供用し，現道拡幅区間（3.0km）を除くバイパス部が開通した。 平成28年度は，補正予算を活用して神分地区の改良工事及び笹塚地区の横断歩道橋設置工事を実施するとともに，平成28年11月，現道拡幅区間において設計説明会を実施し，平成29年2月から用地測量に着手する予定。</p>
<p>対応</p>	<p>【国道50号下館バイパス】 ○ 現道拡幅区間（3.0km）について，早期に供用が図られるよう，国に働きかけてまいります。</p>

<p>要 望 事 項</p>	<p>5. 企業が立地している地域別にみられる要望について (3) 鹿行地域 ① 鹿島港の整備促進、利便性向上 港湾のインフラおよび利便性の向上を求める声が県内企業から多く寄せられております。なかでも、鹿島港に関する意見が多いことから、以下の事項に対する今後の取組強化について要望します。 (ア) 鹿島港の外港を含めた静穏度向上対策の実施 中央防波堤、南防波堤、外港防波堤の早期完成 (イ) 鹿島港の漂砂防止対策の実施 (ウ) 鹿島港外港整備に合わせた周辺アクセスの早期整備 (外港⇔国道124号)</p>
<p>現 況</p>	<p>【鹿島港の整備促進、利便性向上】 (ア) 鹿島港の外港を含めた静穏度向上対策の実施 ○中央防波堤 施行者：国土交通省（国直轄事業） 総延長：900m 事業期間：平成3年度～ H28当初：約18.5億円（長周期波対策施設等） 進捗率：約84%（H28末：900mのうち、757m概成） ○南防波堤 施行者：国土交通省（国直轄事業） 総延長：4800m 事業期間：昭和39年度～ H28当初：33.4億円（ケーソン製作,据付） H28補正：4.0億円（ケーソン製作） 進捗率：約88%（H28末：4,800mのうち、4,240m概成） (イ) 鹿島港の漂砂防止対策の実施 中央防波堤の延伸整備により、外港航路の埋没抑制についても効果が期待できることから、中央防波堤の整備を進めている。 (ウ) 鹿島港外港整備に合わせた周辺アクセスの早期整備（外交⇔国道124号） 国道124号バイパスから県道粟生木崎線までの約2km区間については、鹿島臨海都市計画区域マスタープランにおいて構想路線として位置付けておりま す。</p>
<p>対 応</p>	<p>【鹿島港の整備促進、利便性向上】 (ア) 鹿島港の外港を含めた静穏度向上対策の実施 外港地区を含めた静穏度向上のためには、引き続き中央防波堤、南防波堤の整備が必要であり、早期に計画区間の延伸整備が完成するよう、国に働きかけてまいります。 (イ) 鹿島港の漂砂防止対策の実施 中央防波堤について、引き続き、早期に計画区間の延伸整備が完成するよう、国に働きかけてまいります。 (ウ) 鹿島港外港整備に合わせた周辺アクセスの早期整備（外交⇔国道124号） 現在、事業中の国道124号より西側区間の進捗を踏まえ、事業化に向けて検討を進めてまいります。</p>

<p>要 望 事 項</p>	<p>5. 企業が立地している地域別にみられる要望について (4) 県内全域 ① 住みよい環境整備への取組強化 高齢化社会が急速に進むなか、単身高齢者世帯増加による孤立化が問題となっています。こうした社会に適應するために、企業と行政が連携したサービスの提供等が必要と考え、以下について要望します。 (ア) 「買い物弱者支援」への取組み (イ) 「地域コミュニティ」の拠点としての商店街の活性化 (ウ) 防災対策、災害発生時の連携支援 (エ) 地域における高齢者の見守り体制の構築</p>
<p>現 況</p>	<p>【買い物弱者支援・商店街活性化】</p> <p>○ 県では、「商店街活力向上支援事業」により、市町村や商店街団体等が主体的に行う地域住民に対する商店街の商品を宅配するサービスや、商店街の空き店舗を活用したコミュニティ施設の整備など、県内商店街の買い物環境の改善や地域コミュニティの拠点づくりなど商店街活性化の取組に対して支援を行っております。</p> <p>○ また、時代のニーズに対応したサービスの事業化を促進するため、「いばらき産業大県創造基金事業（サービス産業新時代対応プログラム）」により、買い物弱者対策など社会や地域の課題を解決するサービス等の事業化に係る取組を支援しております。</p> <p><商店街活力向上支援事業> (1) 商店街活性化コンペ事業 商店街活性化に向けたプランを公募し、公開審査会により選定する優れた事業に対し補助する。 補助対象 任意グループ、商店街団体等（県直接補助） 補助額 最優秀プラン(1,500千円)1事業、優秀プラン(1,000千円×3事業、ただし、H28年度は750千円×4事業) 【H28】最優秀1件 優秀4件 採択</p> <p>(2) 魅力ある商店街づくり支援事業 地域資源や消費者ニーズ等を踏まえた商店街活性化プランの策定及びプランに基づく活性化事業に対して、市町村とともに継続支援する。 補助対象 市町村（商店街団体等への間接補助） 補助機関 最大3年間（初年度はプラン策定に対し支援） 補助率 40% 補助限度額 500千円/年(1年目) 1,200千円/年(2,3年目) 【H28】2市町2事業 採択</p> <p><いばらき産業大県創造基金（サービス産業新時代対応プログラム）> 中小企業者やNPO等が実施する、社会的課題を解決するビジネスの事業化に係る経費を補助。 (1) 補助率 2/3以内 (2) 補助限度額 3,000千円 【H28】2事業 採択（第2次公募採択分まで）</p>
<p>対 応</p>	<p>○ 県内におきましても、企業と市町村の連携により、移動販売、宅配、空き店舗を活用したコミュニティ施設の整備など、買い物弱者支援や地域コミュニティ拠点づくりなど、様々な取組が実施されていることから、このような取組事例に関する情報提供に努めていくとともに、国や県の支援制度の活用について働きかけていくなど、買い物弱者支援や地域コミュニティの強化に取組む市町村や商店街団体等を支援してまいります。</p>

<p>要 望 事 項</p>	<p>5. 企業が立地している地域別にみられる要望について (4) 県内全域 ① 住みよい環境整備への取組強化 高齢化社会が急速に進むなか、単身高齢者世帯増加による孤立化が問題となっています。こうした社会に適応するために、企業と行政が連携したサービスの提供等が必要と考え、以下について要望します。 (ア) 「買い物弱者支援」への取組み (イ) 「地域コミュニティ」の拠点としての商店街の活性化 (ウ) 防災対策、災害発生時の連携支援 (エ) 地域における高齢者の見守り体制の構築</p>																				
<p>現 況</p>	<p>【災害緊急時への対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 大規模な災害が発生したときに、被害の拡大を防ぐためには、国や県、市町村の対応（公助）だけでは限界があり、早期に実効性のある対策をとることが難しい場合も考えられますので、自分の身を自分の努力によって守る自助とともに、地域や近隣の人々が集まって互いに協力し合いながら、防災活動に取り組む共助が必要となります。 ○ 共助につきましては、住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織である自主防災組織が担うこととなりますが、自主防災組織が活動するに当たりましては、消防団や学校のほか、企業（事業所）や医療機関等と連携して地域防災に取り組むこととなります。 ○ しかしながら、本県の自主防災組織活動カバー率は全国を下回る 81.6%（全国 32 位）という状況にあります。 <table border="1" data-bbox="233 1025 1430 1160"> <thead> <tr> <th></th> <th>H25.4.1</th> <th>H26.4.1</th> <th>H27.4.1</th> <th>H28.4.1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>茨城県</td> <td>66.8%</td> <td>72.3%</td> <td>76.6%</td> <td>81.6%</td> </tr> <tr> <td>全 国</td> <td>77.9%</td> <td>80.0%</td> <td>81.0%</td> <td>81.7%</td> </tr> <tr> <td>全国との差</td> <td>△11.1</td> <td>△7.7</td> <td>△4.4</td> <td>△0.1</td> </tr> </tbody> </table>		H25.4.1	H26.4.1	H27.4.1	H28.4.1	茨城県	66.8%	72.3%	76.6%	81.6%	全 国	77.9%	80.0%	81.0%	81.7%	全国との差	△11.1	△7.7	△4.4	△0.1
	H25.4.1	H26.4.1	H27.4.1	H28.4.1																	
茨城県	66.8%	72.3%	76.6%	81.6%																	
全 国	77.9%	80.0%	81.0%	81.7%																	
全国との差	△11.1	△7.7	△4.4	△0.1																	
<p>対 応</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県では、自主防災組織の結成を促進するため、自助や共助などの防災講話や自主防災組織の必要性、活動内容などについての説明会を自治会などで実施できるよう講師を派遣するなど、地域防災力強化事業により、自主防災組織の結成に対する支援を実施しております。 																				

<p>要 望 事 項</p>	<p>5. 企業が立地している地域別にみられる要望について (4) 県内全域 ① 住みよい環境整備への取組強化 高齢化社会が急速に進むなか、単身高齢者世帯増加による孤立化が問題となっています。こうした社会に適応するために、企業と行政が連携したサービスの提供等が必要と考え、以下について要望します。 (ア) 「買い物弱者支援」への取組み (イ) 「地域コミュニティ」の拠点としての商店街の活性化 (ウ) 防災対策、災害発生時の連携支援 (エ) 地域における高齢者の見守り体制の構築</p>
<p>現 況</p>	<p>○ 県では、日頃から地域住民の方々と接する機会の多い民間事業者と見守り活動に関する協定を締結しております。 現在、29事業者と協定を締結しており、事業者には単身高齢者世帯等で何らかの異変を察知した場合に、市町村や警察署等への連絡を行っていただいております。 また、毎年、協定締結事業者との情報交換会を開催して各事業者の取り組みを紹介していただくなど、地域住民の異変を察知するポイント等について話し合う機会を設けているところです。</p>
<p>対 応</p>	<p>○ 今後も引き続き、事業者等との連携強化を図るとともに、新たな事業者との協定締結に向けて取り組むなど、地域の見守り活動を推進してまいります。</p>

要望事項	<p>5. 企業が立地している地域別にみられる要望について</p> <p>(4) 県内全域</p> <p>② 空き家対策への取組強化</p> <p>全国の空き家は約 820 万戸と増加の一途をたどるなか、本県の総住宅数に占める空き家数の割合は 14.6% (平成 25 年住宅・土地統計調査) と全国平均を上回り、今後も世帯数の減少等によりさらに増加していくことが考えられます。</p> <p>空き家については、老朽化・管理不芳による景観面・衛生面・防災面の悪化対策と賃貸物件としての利活用促進や中古住宅流通の活性化の両面に対して取組んでいく必要があります。利活用促進という観点では、耐震基準などを満たす戸建住宅や賃貸アパートの空室を、供給量が不足する公営住宅の補完的機能として、子育て世帯や高齢者などに行政が賃料を補助する形で活用することは、行政の公営住宅整備にかかる財政負担と空き家の利活用促進双方の課題克服に繋がります。また、日本の全住宅流通に占める中古住宅のシェアは欧米諸国の約 6 分の 1 の 15% 程度と低水準にあります。そのためには、ホームインスペクション(住宅診断)の普及により住宅性能を担保し、購入者の意欲高揚に繋げることも必要と考えます。引き続き、空き家バンクの機能強化など、各市町村や業界団体と連携し、空き家対策に取り組んでいただきたいと考えます。</p>
現況	<p>○ 空家等対策の推進に関する特別措置法において、県の役割は、空家等対策の実施主体となる市町村への情報提供や技術的な助言などとされています。</p> <p>○ このため、県では、庁内関係部局や関係団体との連携体制を構築し、市町村の取り組む空家等対策が円滑に進むよう支援を行っているところです。</p> <p>(1) 庁内関係部局の連携体制の構築</p> <p>庁内 6 部局 11 課による「茨城県空家等対策連絡調整会議」を設置し、市町村に対して必要な支援を行うための体制を整備しています。</p> <p>(2) 関係団体との連携体制の構築</p> <p>県内の関係団体(茨城県弁護士会、茨城司法書士会、茨城県宅地建物取引業協会、茨城県建築士会等)に対して、市町村協議会への参画や空家等に関する専門的な相談に対する助言などの協力を要請しています。</p> <p>(3) 市町村に対する具体的な支援</p> <p>市町村への情報提供や意見交換の場として、「市町村空家等対策連絡調整会議」を設置するとともに、県内の関係団体や空家等対策の取り組みが積極的な市町村と連携し、以下のような支援を実施しています。</p> <p>① 適切な法運用に係る支援</p> <p>市町村が計画的に空家等対策に取り組むことができるよう、空家等調査の実施マニュアルや空家等対策計画作成の手引き書などを作成。</p> <p>② 相談体制の整備に係る支援</p> <p>市町村が開催する空き家相談会等への専門家派遣事業(弁護士・司法書士・宅建業者・建築士の派遣費用を県が全額負担する事業)を実施。</p> <p>③ 空家等の利活用に係る支援(インスペクションの普及と空き家バンクの活性化)</p> <p>「空き家バンクへの登録を条件にインスペクション費用を補助する制度」を市町村が創設するための手引き書を作成。</p>
対応	<p>○ 市町村における空家等対策の取り組みが一層促進されるよう、庁内関係部局や関係団体、さらには市町村との連携強化を図りながら、引き続き積極的に支援してまいります。</p> <p>○ また、空き家活用に対する家賃補助については、平成 29 年度に国において、空き家を活用した子育て世帯や高齢者世帯など向け住宅への家賃対策補助制度の創設が予定されていることから、国の動向を注視してまいります。</p>

要 望 事 項	<p>5. 企業が立地している地域別にみられる要望について (4) 県内全域 ③ 茨城国体、東京オリンピック、パラリンピックの県内経済への波及</p> <p>2019年茨城国体と2020年東京オリンピック、パラリンピックの二大イベントは、本県経済にとって大きな経済効果が期待されます。ついては、経済への波及効果を最大限に発揮するため、国内外からの誘客増加に資するさまざまなインフラ整備、選手・関係者滞在時の地元施設の積極活用に向け、地域産業と一体となった取組みをお願いします。また、障がい者のための主要公共施設のバリアフリー化とユニバーサルツーリズムに対応した観光地づくり（バリアフリー観光地づくり）推進のための観光事業者への指導強化に努めていただきたいと思います。</p>										
現 況	<p>茨城国体、東京オリンピック・パラリンピックの開催を見据え、宿泊施設の受入体制の強化を図るため、民間宿泊施設の開業や魅力向上のための改修費用について助成しております。</p> <p>○ 茨城県宿泊施設グレードアップ支援事業 (第1回) 申請期間 平成28年5月16日～6月30日</p> <table border="1" data-bbox="284 936 1428 1086"> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">補助 対象 事業</td> <td style="text-align: center;">新規開業</td> <td>①新たに宿泊施設を開業するために行う整備・改修工事 ②新たに宿泊施設を開業するために行う宿泊需要等の調査</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">既存施設 の改修</td> <td>③宿泊施設の魅力向上のために行う整備・改修工事 ④宿泊施設の魅力向上のための専門家による指導・助言</td> </tr> </table> <p>補助率 ①, ③ 1 / 2 ②, ④ 2 / 3 補助上限 ①, ③ 10,000千円 ②, ④ 1,000千円</p> <p>(第2回) 申請期間 平成28年10月7日～11月11日</p> <table border="1" data-bbox="284 1232 1428 1344"> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">補助 対象 事業</td> <td style="text-align: center;">新規開業</td> <td>新たに宿泊施設を開業するために行う整備・改修工事</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">既存施設 の改修</td> <td>宿泊施設の魅力向上のために行う整備・改修工事</td> </tr> </table> <p>補助率 1 / 2 補助上限 8,000千円</p> <p>高齢者や障害者、外国人などが安心して訪れることができる観光地づくりが求められていることから、宿泊施設及び民間観光施設の和式トイレの洋式化に係る費用について助成しております。</p> <p>○ トイレ整備推進事業 補助対象事業 宿泊施設及び民間観光施設の和式トイレの洋式化に係る工事 補助率 1 / 2 補助上限 10万円/1基</p>	補助 対象 事業	新規開業	①新たに宿泊施設を開業するために行う整備・改修工事 ②新たに宿泊施設を開業するために行う宿泊需要等の調査	既存施設 の改修	③宿泊施設の魅力向上のために行う整備・改修工事 ④宿泊施設の魅力向上のための専門家による指導・助言	補助 対象 事業	新規開業	新たに宿泊施設を開業するために行う整備・改修工事	既存施設 の改修	宿泊施設の魅力向上のために行う整備・改修工事
補助 対象 事業	新規開業		①新たに宿泊施設を開業するために行う整備・改修工事 ②新たに宿泊施設を開業するために行う宿泊需要等の調査								
	既存施設 の改修	③宿泊施設の魅力向上のために行う整備・改修工事 ④宿泊施設の魅力向上のための専門家による指導・助言									
補助 対象 事業	新規開業	新たに宿泊施設を開業するために行う整備・改修工事									
	既存施設 の改修	宿泊施設の魅力向上のために行う整備・改修工事									

	<p>今後さらに増加が見込める、海外からの観光客誘客を促進するため、以下のとおり、県観光物産協会、県内市町村、観光事業者等と連携した受入体制整備の取組を行っております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 県観光物産協会自主事業への協力 <ul style="list-style-type: none"> ・平成 25 年 10 月に、協会の中にインバウンド部会を設置し、県と協力して、海外からの観光客誘客をテーマとした勉強会をほぼ毎月開催しています。 ○ 県内各市町村、観光事業者等との連携（依頼） <ul style="list-style-type: none"> ア NTT 東日本と連携した外国人観光客向け無料 Wi-Fi 提供環境等の整備推進 <ul style="list-style-type: none"> ・外国人観光客が県内滞在中にインターネットを利用しやすい環境を整備するため、ホテルや旅館、飲食店など観光事業者の施設において、光ステーション（NTT 東日本の Wi-Fi ルーター）の設置を推進してまいります。これにより外国人観光客は、光ステーションの設置施設において無料で Wi-Fi を利用することができます。 イ 外国人観光案内所の設置推進 ウ 各施設における決済サービス（カード決済、電子決済等）充実の推進 エ 県内各観光施設での多言語対応強化推進 オ 消費税免税店化の推進 等 <p style="text-align: right;">〔商工労働観光部〕</p> <p>【選手・関係者滞在時の地元施設の積極活用】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 茨城国体の開催期間中は、併せて延べ約 1 2 万人の宿泊者が見込まれることから、県では、市町村と連携して、大会日程や県内各競技会場へのアクセス等を勘案しながら、参加者が会場地近くの宿泊施設を利用できるよう、準備を進めております。 <p style="text-align: right;">〔国体・障害者スポーツ大会局〕</p>
<p style="text-align: center;">対 応</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 茨城国体と東京オリンピック、パラリンピックの開催により、国内外から本県を訪れる観光客が増大することが期待されるため、多様な観光客の要望に対応し、観光客の満足度を高めることで、繰り返し本県を訪れていただけるよう、引き続き、県内各市町村、宿泊施設等観光事業者と協力し観光客の受入体制の整備を図ってまいります。 <p style="text-align: right;">〔商工労働観光部〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 想定される参加者を確実に県内に宿泊させるためには、十分な客室の確保が重要でありますので、市町村と連携のもと、各宿泊施設に協力いただきながら、県内宿泊施設の利用に取り組んでまいります。 <p style="text-align: right;">〔国体・障害者スポーツ大会局〕</p>

<p>要望事項</p>	<p>5. 企業が立地している地域別にみられる要望について (4) 県内全域 ④ 安心・安全なまちづくりへの取組強化 法律・条例が遵守される治安の良い街づくりをめざし、警察官による地域パトロールの強化、交通マナー指導の強化を求めます。特に本県は、自動車盗難や空き巣の被害実態が深刻です。また、ニセ電話詐欺による手口も巧妙化していることから、各人が犯罪から身を守る防衛意識の高揚を図ることはもちろんですが、犯罪を起こさせないための防犯システムを強化することや、犯罪の手口・防衛手段を県民に継続的に啓蒙することで、安心・安全なまちづくりへの取組強化を図っていただきたいと考えます。</p>
<p>現況</p>	<p>【地域パトロールの強化】 ○ 県警察では、犯罪の発生状況等を踏まえ、侵入窃盗犯や自動車盗、ニセ電話詐欺等の検挙及び抑止対策を展開しており、特に犯罪が多発する時間帯や地域等の実態に応じたパトロール活動を強力に実施しております。 ○ 県民には、巡回連絡やパトロールの際にパトロールカードを配布するなどして防犯意識の高揚を図るとともに、不審者等に対しては職務質問を実施するなどして、犯罪の検挙や未然防止に取り組んでおります。 ○ また、例年、交通事故死者数が全国ワースト上位であることから、交通事故発生状況に応じた交通指導取締りを実施し、特に、飲酒運転による交通事故を根絶するため飲酒運転の取締りを強化しているほか、通学路の安全確保に向けた無謀運転の取締りや地域住民に迷惑を及ぼす爆音暴走族等の取締りを展開しております。 [警察本部]</p> <p>【交通マナー指導の強化】 ○ 県内における平成 28 年の人身交通事故発生件数は 10,456 件(※)となり、過去最多の発生があった平成 12 年(25,429 件)から 16 年連続で減少しましたが、交通事故死者数は前年より 10 人多い 150 人、死者数の全国順位は、ワースト 8 位となるなど、引き続き交通事故防止対策を推進することが必要です。(※数値は速報値) ○ 県では、茨城県交通対策協議会(茨城県経営者協会を含め 35 の機関・団体で構成)の主唱による交通安全県民運動を推進しており、参加・体験・実践型の交通安全教育や、多くの方々が利用する施設(道の駅や温浴施設、ショッピングセンター等)での交通通事故防止のための広報啓発活動などを実施しております。 ○ また、年度初めや日没が早まる秋、年末といった事故が発生しやすい時季や、交通死亡事故が多発した際などに、市町村等と連携のもと、広報車両や防災無線等を活用し、制限速度の遵守や、夕暮れ時の早めのライト点灯など、安全な運転行動をドライバーに直接呼びかける取組も実施しているところです。 [生活環境部]</p>
<p>対応</p>	<p>○ 平成 28 年度の県政世論調査でも、警察に特に力を入れて取組んでほしいこととして、「地域のパトロールの強化」が第 1 位として挙げられていることから、今後も継続して、それぞれの地域における犯罪発生状況を的確に分析し、情勢に即したパトロール活動等を展開して、犯罪の未然防止や検挙に努めるとともに、地域住民の安心感の醸成を図ってまいります。 [警察本部] ○ 交通マナーの向上を県民全体へ浸透させるためには、なお一層の継続的な取組が必要であることから、引き続き、県民一人ひとりに交通安全意識を高めていただくための活動を推進し、交通ルールの遵守と交通マナーの向上を図ってまいります。 [生活環境部]</p>

<p>要 望 事 項</p>	<p>5. 企業が立地している地域別にみられる要望について (4) 県内全域 ⑤ 医療体制の充実、医師・看護職員不足解消 本県の人口10万人あたりの医師数・看護職員数は全国平均を大幅に下回るとともに、医療機関も絶対的に不足し、医療体制の地域偏在が深刻な状況にあります。本県では、地域医療医師修学資金制度による医師確保や看護師の養成、定着促進を強化されていますが、特に県北・鹿行地域における医療体制確保の要望が強いことから、本県の医療体制充実に向け、一層の取組強化をお願いします。</p>
<p>現 況</p>	<p>平成27年12月17日に発表された厚生労働省の「医師・歯科医師・薬剤師調査」の結果によると、本県の人口10万人当たりの医師数（2014年12月31日現在）は全国平均244.9人を大幅に下回る177.7人で全国46位にとどまっており、本県の医師不足が顕著になっていることから、より一層の医師確保と医師の県内定着のために必要な対策を充実させていくことが求められているところであります。 なお、二次保健医療圏別の人口10万人当たりの医師数を見ると、前回調査（H24）と比較して、日立保健医療圏は6.4人、常陸太田・ひたちなか保健医療圏は5.9人、鹿行保健医療圏は2.1人増加しているものの、いずれの保健医療圏も全国平均値を大きく下回っており、医師不足は深刻な状況にあります。</p>
<p>対 応</p>	<p>○医療体制確保について 救命率の向上や後遺障害の軽減を図るため、平成22年7月から本県独自のドクターヘリを運航しておりますが、県北・鹿行地域などの県境地域につきましては、福島県ドクターヘリの相互利用や千葉県ドクターヘリの共同利用など、隣接県との連携により体制の充実を図っているところです。 また、日製日立総合病院本館棟の建替や鹿行南部地域夜間初期急患センターの開設への支援を行い、医療機能の充実を図っているところです。 神栖済生会病院と鹿島労災病院につきましては、両病院、県、神栖市、医師会等から構成される再編統合協議会が昨年8月に設置され、現在、協議が進められているところです。</p> <p>○医師確保対策について 医師数の不足や地域偏在を解消するため、県では地域医療支援センターを核として、高校生・医学生・研修医・医師それぞれの段階に応じた総合的な医師確保対策を実施してまいりました。 特に、地域医療医師修学資金貸与制度（地域枠）の定員については、7大学53名まで段階的に増やしてきており、将来、県内の医師不足地域等で勤務する医師の養成に努めているところです。 また、「若手医師教育研修立県いばらき」をスローガンに、国内外の実力派講師を招いた特訓ゼミや教育回診など、魅力的で特色ある研修機会を提供し、先進的な取組みとして県外にも広くPRすることにより、医師の県内への定着を促進しております。 さらに、県北・鹿行地域などの医師確保対策として、自治医科大学卒業医師の派遣や医科大学への寄附講座の設置にも取り組んできたところです。 今後は、地域枠制度等を活用し、県内医師不足地域等で一定期間勤務することになる医師が増えてくることから、地域医療支援センターにおいてキャリア形成支援を行うとともに、県北、鹿行地域を含む医師不足地域の医療機関へのバランスのよい配置を行うことにより、医師の地域偏在の解消に努めてまいります。 県といたしましては、引き続き、総合的な医師確保対策を継続的かつ着実に実施することにより、医師の確保と偏在の解消を図ってまいります。</p>

対 応	<p>○看護師の養成・定着促進について</p> <p>県では、①養成の確保 ②定着の促進 ③再就業の促進 ④資質の向上の4点を掲げ、様々な対策を総合的に講じているところです。</p> <p>中でも、新人看護職員の早期退職や結婚・出産などを契機とした離職が多いことから、特に、定着と再就業の促進に力を入れて取り組んでおります。</p> <p>定着の促進については、病院内保育所の整備や運営に係る助成や、多様な勤務形態の導入推進、定着促進コーディネーターの派遣による職場環境改善の助言指導、さらには早期離職を防止するための新人看護職員研修への助成など、看護職員が働き続けることのできる魅力ある職場環境づくりの支援を継続してまいります。</p> <p>再就業の支援については、現在、県看護協会と連携し、ナースバンク事業をとおした再就業相談や就業あっ旋、再就業に必要な看護実践能力を高める再就業支援研修、ナースセンターの相談員がハローワークに出向いて再就業相談に応じる事業などを実施しております。</p> <p>また、就職アドバイザーを県北、鹿行、県南、県西地域に配置し、身近な地域で再就業支援研修が受けられる体制をとっております。</p> <p>これらの事業をとおしまして、今後とも看護職員の確保に取り組んでまいります。</p>
--------	--

<p>要望事項</p>	<p>5. 企業が立地している地域別にみられる要望について (4) 県内全域 ⑥ JR常磐線延伸に伴う新たな観光客誘致 平成27年3月のJR常磐線の品川駅延伸は、東京・神奈川方面からの茨城来県に対する機運醸成に寄与するものと考えます。電車で来県される観光客に対し、本県の観光資源のPRを強化することで、魅力度向上に繋げていただくことを要望します。</p>										
<p>現況</p>	<p>平成27年3月の上野東京ラインの開業により、首都圏との交流拡大が期待されている中、平成28年1月から3ヶ月間、JR東日本や県内市町村などと連携した大型観光キャンペーンを実施するなど、首都圏からの誘客を促進しております。</p> <p>また、茨城県北芸術祭の開催(9/17～11/20)に合わせ、芸術祭の入場券(パスポート)と宿泊を組み合わせたプランが割引となる「電子クーポン」及び「宿泊割引券」を発行するなど、県北地域への誘客を促進しております。</p> <p>○大型観光キャンペーン</p> <ul style="list-style-type: none"> ・イベント列車の運行(7本、上野駅～水戸駅、上野駅～磯原駅など) ・周遊バスの運行(2コース、水戸駅～袋田の滝、水戸駅～西山荘など) ・産直市の開催(横浜・品川・上野・八王子・大宮) ・旅行商品の造成(24商品) ・首都圏主要駅におけるポスターの掲出(877駅)など <p>○茨城県北芸術祭の「電子クーポン」・「宿泊割引券」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電子クーポン：宿泊予約サイトで発行 5,000円の利用に対し割引額2,500円(負担額：県2,000円、宿500円) ・宿泊割引券：往復はがきによる受付 5,000円の利用に対し額面2,500円の割引券を発行(負担額：上記に同じ) <table border="1" data-bbox="284 1317 1348 1581"> <tr> <td>発行枚数</td> <td>6,000枚(電子クーポン5,500枚、宿泊割引券500枚)</td> </tr> <tr> <td>利用期間</td> <td>9/16～11/21(芸術祭開催期間の前日から終了日の翌日まで)</td> </tr> <tr> <td>対象施設</td> <td>県北6市町(日立市、高萩市、北茨城市、常陸太田市、常陸大宮市、大子町)に所在するホテル・旅館・民宿</td> </tr> <tr> <td>利用限度</td> <td>1人あたり2枚まで (宿泊料金10,000円以上に対し、5,000円の割引)</td> </tr> <tr> <td>対象者</td> <td>県外居住者のみ</td> </tr> </table> <p>○その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都営バスへのラッピングバス広告(8台) ・四季のポスターの掲出(首都圏主要駅約300箇所ほか) ・広報媒体の活用(テレビ朝日、テレビ神奈川、テレビ埼玉など) 	発行枚数	6,000枚(電子クーポン5,500枚、宿泊割引券500枚)	利用期間	9/16～11/21(芸術祭開催期間の前日から終了日の翌日まで)	対象施設	県北6市町(日立市、高萩市、北茨城市、常陸太田市、常陸大宮市、大子町)に所在するホテル・旅館・民宿	利用限度	1人あたり2枚まで (宿泊料金10,000円以上に対し、5,000円の割引)	対象者	県外居住者のみ
発行枚数	6,000枚(電子クーポン5,500枚、宿泊割引券500枚)										
利用期間	9/16～11/21(芸術祭開催期間の前日から終了日の翌日まで)										
対象施設	県北6市町(日立市、高萩市、北茨城市、常陸太田市、常陸大宮市、大子町)に所在するホテル・旅館・民宿										
利用限度	1人あたり2枚まで (宿泊料金10,000円以上に対し、5,000円の割引)										
対象者	県外居住者のみ										

県では、「おもてなし県民大会」やおもてなし講座の開催，啓発ハンドブックの配布，観光マイスターの認定等により，全県的なおもてなし向上に取り組んでおります。

○ いばらきおもてなしレベルアップ事業

ア 全県的なおもてなし気運の醸成

- ・おもてなし県民大会（平成 28 年 7 月 3 日（常陸太田市民交流センターホール））
内容：基調講演，事例発表 など
参加者：ホテル・旅館事業者，バス，タクシー事業者，観光ボランティア，学生等 約 1,000 名
- ・街頭キャンペーンの実施 平成 28 年 7 月 1 日（水戸駅，新鉾田駅前）
平成 28 年 7 月 4 日（土浦駅，日立駅，下館駅前）

- ・おもてなしハンドブックの配布
- ・おもてなし事例集の作成（29 団体 34 事例を HP 上に公開）

イ 観光事業者等のおもてなし向上

- ・おもてなし講座の開催（6 地域×2 回）
第 1 回 7 月 25 日～8 月 3 日の間に 6 回，237 人参加
第 2 回 1 月 16 日～2 月 1 日の間に 6 回予定
- ・観光ボランティアガイドの研修費用助成

ウ いばらき観光マイスター制度

- ・いばらき観光マイスター認定試験（筆記）
実施日：平成 28 年 10 月 23 日，10 月 26 日
受験者数：501 名（うち 294 名合格）
- ・いばらき観光マイスター S 級認定試験（面接による接遇試験）
実施日：平成 29 年 2 月 3 日，5 日（予定）

[参考] 平成 27 年度認定状況

区 分	受験者	合格者
観光マイスター	509 名	282 名
観光マイスター S 級	176 名	47 名

現
況

○ 世界最先端のつくばサイエンスツアー，県北地域の果樹狩り，ひたち海浜公園のネモフィラ・コキア，日本遺産に認定された弘道館や偕楽園などと周辺の観光資源を組み合わせた「着地型・体験型」旅行プランの造成により，さらなる誘客を図ってまいります。

○ また，首都圏の旅行事業者に対して，日帰り観光バスツアーの造成を働きかけるとともに，バンジージャンプやマリンスポーツなどの様々な体験型アクティビティの充実などにより，観光客の増大を図るほか，日本一のサイクリング環境を目指して進められているつくば霞ヶ浦りんりんロードの環境整備を推進するとともに，サイクリングを活用した自転車ツアーの誘致などにより，スポーツツーリズムを推進してまいります。

○ さらに，県民一体となったおもてなし気運の醸成をはじめ，電車で来県される観光客の受入体制の充実を図るため，観光案内所職員への観光マイスター試験受験の働きかけ，交通事業者や観光事業者，観光ボランティアガイド等の知識や接遇のレベルアップなど，引き続き県内のおもてなし体制の拡充に取り組んでまいります。

対
応

<p>要 望 事 項</p>	<p>5. 企業が立地している地域別にみられる要望について (4) 県内全域 ⑦ 南北問題の解消 県南地域の発展が進むなか、発展地域の偏在化が顕著となり、地域間格差の拡大を懸念する声が多く寄せられております。県北地域の豊富な地域資源を活かした交流人口の拡大や定住人口増加の取組み、企業誘致など産業の振興を図るなかで、調和の取れた県土発展を期待します。</p>
<p>現 況</p>	<p>○ 県北地域は、日立市が県内第2位の製造品出荷額を誇っており、日立港区では自動車の輸出入拠点としての機能が高まるとともに、東京ガスによるLNG基地が稼働し、さらに、水戸北部中核工業団地や宮の郷工業団地などでも活発な生産活動が行われております。</p> <p>○ また、袋田の滝や竜神大吊橋、五浦温泉や六角堂などは、本県でも有数の観光地となっておりますほか、「常陸秋そば」や「あんこう」などは全国ブランドとなっております。他の地域にはない魅力を持つ地域です。</p> <p>○ しかしながら、県北地域は、人口の減少や少子・高齢化の急速な進展に加え、地域産業の低迷による地域活力の低下が懸念されるなど厳しい状況にあります。</p> <p>○ このため、県北地域の振興を県政の最重要課題の一つと捉え、産業の振興と働く場の確保などによる定住人口の確保をはじめ、交流人口の拡大、医療や福祉など生活環境基盤の充実などに取り組んでいるところです。</p>
<p>対 応</p>	<p>○ 県北地域において、定住人口を確保するためには、企業誘致や産業の振興などを通して働く場を確保する必要があります。宮の郷など工業団地への企業誘致をはじめ、新たなビジネスを創出するための支援やインターンシップを希望する大学生の新鮮なアイデアによる地元企業の新商品開発や事業改善など、企業活動の活発化に努めております。</p> <p>また、今後とも成長が見込まれるクリエイティブ企業等の進出を促進するため、シェアオフィスの整備や事業所開設への支援に取り組んでおります。</p> <p>○ さらに、都内における移住相談窓口やイベント等での情報発信に努めるとともに、県北地域への移住希望者に対し、実際の生活や就労などが体験できる「お試し居住」の機会を提供するなど、県北地域への移住・二地域居住の推進に取り組んでおります。</p> <p>○ 交流人口の拡大につきましては、袋田の滝や温泉などに加え、竜神大吊橋でのバンジージャンプや奥久慈トレイルレースなど県北地域の豊かな自然を活用したアウトドアスポーツの魅力発信、ジオパークツアーの開催などにより、観光客の誘致に努めているほか、農家民泊を中心とした体験型の教育旅行などによる誘客の促進に積極的に取り組んでおります。</p> <p>また、平成28年秋には「KENPOKU ART 2016 茨城県北芸術祭」を開催し、県北地域の魅力発信や交流の一層の拡大に取り組み、約77万6千人のお客様にお越しいただいたところでございます。</p> <p>○ 農林業におきましては、常陸大黒や奥久慈しゃもなど特産品の販路拡大、中央省庁等のそば店や首都圏のそば店等と連携した常陸秋そばの知名度向上、間伐の推進や木質バイオマスの利活用促進、さらに地元農産物を活用した新商品開発や先進的な事業者の誘致など六次産業化を推進しております。</p> <p>○ 生活環境や交通基盤の充実を図るため、広域連携によるドクターヘリ運航やへき地医療拠点病院への医師派遣など地域医療の充実、過疎地域におけるバス路線の維持支援など地域公共交通の確保に取り組んでおります。</p> <p>○ 今後とも、地元市町、関係団体などとの連携を一層強めながら、県北地域の資源を十分に活用し、活力ある地域づくりに取り組んでまいります。</p>

<p>要望事項</p>	<p>5. 企業が立地している地域別にみられる要望について (4) 県内全域 ⑦ 南北問題の解消 県南地域の発展が進むなか、発展地域の偏在化が顕著となり、地域間格差の拡大を懸念する声が多く寄せられております。県北地域の豊富な地域資源を活かした交流人口の拡大や定住人口増加の取組み、<u>企業誘致</u>など産業の振興を図るなかで、調和の取れた県土発展を期待します。</p>																																																																																									
<p>現況</p>	<p>○ H27年までの過去5年間の工場立地動向調査（電気業を除く）によると、県北地域の立地状況は、県全体の立地件数256件のうち58件、23%（臨海37件、14%、山間21件、8%）、面積453haのうち135ha、30%（臨海102ha、22%、山間33ha、7%）と県西、県南地域と比してもほぼ同等の立地状況となっている。</p> <p>【地域別立地動向】※電気業を除く</p> <table border="1" data-bbox="272 770 1417 1133"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">5年間(H23-27)</th> <th colspan="2">H28上期</th> <th colspan="2">5年間(H23-27)</th> <th colspan="2">H28上期</th> </tr> <tr> <th>件数</th> <th>構成比</th> <th>件数</th> <th>構成比</th> <th>面積</th> <th>構成比</th> <th>面積</th> <th>構成比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県北</td> <td>58件</td> <td>23%</td> <td>6件</td> <td>33%</td> <td>135ha</td> <td>30%</td> <td>5ha</td> <td>7%</td> </tr> <tr> <td> 県北臨海</td> <td>(37件)</td> <td>14%</td> <td>(5件)</td> <td>28%</td> <td>(102ha)</td> <td>22%</td> <td>(5ha)</td> <td>6%</td> </tr> <tr> <td> 県北山間</td> <td>(21件)</td> <td>8%</td> <td>(1件)</td> <td>6%</td> <td>(33ha)</td> <td>7%</td> <td>(1ha)</td> <td>1%</td> </tr> <tr> <td>県央</td> <td>29件</td> <td>11%</td> <td>1件</td> <td>6%</td> <td>76ha</td> <td>17%</td> <td>1ha</td> <td>1%</td> </tr> <tr> <td>鹿行</td> <td>28件</td> <td>11%</td> <td>0件</td> <td>0%</td> <td>75ha</td> <td>17%</td> <td>0ha</td> <td>0%</td> </tr> <tr> <td>県南</td> <td>73件</td> <td>29%</td> <td>6件</td> <td>33%</td> <td>85ha</td> <td>19%</td> <td>33ha</td> <td>46%</td> </tr> <tr> <td>県西</td> <td>68件</td> <td>27%</td> <td>5件</td> <td>28%</td> <td>82ha</td> <td>18%</td> <td>32ha</td> <td>46%</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>256件</td> <td>100%</td> <td>18件</td> <td>100%</td> <td>453ha</td> <td>100%</td> <td>71ha</td> <td>100%</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 県北臨海部においては、新エネルギーやEV・ハイブリッドをはじめとする電機機械産業や日立建機、コマツなど建設機械メーカーの拡張や関連企業の立地が進むとともに、日立港区には、東京ガスLNG基地の営業運転を開始したところ。</p> <p>○ 県北山間部の宮の郷工業団地には、豊富な森林資源を活かし、集成材用のラミナを生産する製材工場や木材乾燥施設、木材チップを活用したバイオマス発電関連企業などが立地している。</p>		5年間(H23-27)		H28上期		5年間(H23-27)		H28上期		件数	構成比	件数	構成比	面積	構成比	面積	構成比	県北	58件	23%	6件	33%	135ha	30%	5ha	7%	県北臨海	(37件)	14%	(5件)	28%	(102ha)	22%	(5ha)	6%	県北山間	(21件)	8%	(1件)	6%	(33ha)	7%	(1ha)	1%	県央	29件	11%	1件	6%	76ha	17%	1ha	1%	鹿行	28件	11%	0件	0%	75ha	17%	0ha	0%	県南	73件	29%	6件	33%	85ha	19%	33ha	46%	県西	68件	27%	5件	28%	82ha	18%	32ha	46%	計	256件	100%	18件	100%	453ha	100%	71ha	100%
	5年間(H23-27)		H28上期		5年間(H23-27)		H28上期																																																																																			
	件数	構成比	件数	構成比	面積	構成比	面積	構成比																																																																																		
県北	58件	23%	6件	33%	135ha	30%	5ha	7%																																																																																		
県北臨海	(37件)	14%	(5件)	28%	(102ha)	22%	(5ha)	6%																																																																																		
県北山間	(21件)	8%	(1件)	6%	(33ha)	7%	(1ha)	1%																																																																																		
県央	29件	11%	1件	6%	76ha	17%	1ha	1%																																																																																		
鹿行	28件	11%	0件	0%	75ha	17%	0ha	0%																																																																																		
県南	73件	29%	6件	33%	85ha	19%	33ha	46%																																																																																		
県西	68件	27%	5件	28%	82ha	18%	32ha	46%																																																																																		
計	256件	100%	18件	100%	453ha	100%	71ha	100%																																																																																		
<p>対応</p>	<p>○ 震災からの早期復興を図るため、本県が中心となって強く働きかけました結果、国に創設いただきました「津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金」や、「茨城産業再生特区」に係る税制上の特例措置、平成27年度に創設した、県及び県開発公社等の工業団地の用地取得費を補助する「立地促進対策補助事業」などの優遇制度を最大限活用し、1社でも多くの企業立地の実現に努めているところであります。</p> <p>＜津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金＞</p> <p>○採択件数（県内）：63件（1次：13件、2次：9件、3次：8件、4次：5件、5次：12件、6次：16件）</p> <p>○これによる投資計画</p> <p>・立地面積：約126ha ・投資予定額：約957億円 ・新規地元雇用：991人</p> <p>＜茨城産業再生特区に係る税制上の特例措置（H28.12末現在）＞</p> <p>○指定件数：733件／534社</p> <p>○新規設備投資の見込み額：5,427億円</p> <p>○被災者雇用対象者：52,134人</p>																																																																																									

<p style="text-align: center;">対 応</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ これらの立地補助金や特区制度などを活用しながら、北関東自動車道や港湾などの充実した広域交通ネットワーク、比較的安価な地価など県北地域の特性を幅広くPRしながら、建設機械関連産業や木材関連産業などを中心に当地域へ1社でも多くの企業の立地を図ってまいります。 ○ さらに、本社機能移転につきましては、国が創設した地方拠点強化税制に加え、本県独自の全国トップクラスとなる県税の優遇措置を設けるとともに、今後、さらに本社の全面移転や本社の複数部門の移転を加速化させていくため、新たに、企業の本社機能移転費用に対する最大1億円の補助金を創設するなど、優遇制度の拡充を図っており、今後も、本社機能の移転を強力に推進してまいります。
--	--

<p>要 望 事 項</p>	<p>6. 震災からの復興など時事の課題に対する取組みについて</p> <p>① 県産品の美味しさや安全性の広報・PR強化</p> <p>震災から5年が経過した現在においても、県産品への風評被害を完全には払拭できておりません。本県は、農業産出額が全国第2位であり、農商工連携や6次産業化推進の上でも、県産品の安全性に関する一層の広報・PRが望まれます。このため、諸外国が実施している輸入規制解除へ向けて、国に対して引き続き働きかけを行うとともに、県産農林水産物等の安定出荷に資する支援拡充を要望します。</p>																																								
<p>現 況</p>	<p>(県産農産物の安全性の広報・PR)</p> <p>○ 農林水産物については、放射性物質の検査を徹底して行い、県のホームページや検索機能を備えた専用ホームページで公表するとともに、報道機関、市場・量販店などへの情報提供を実施しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放射性物質検査結果の専用ホームページの開設 平成24年4月から、品目や日付、地域などから結果を検索できる専用ホームページを開設し、迅速かつ分かりやすく検査結果を公表 H28年度実績：320品目、158,844品目を公表（H28年12月末現在） ・メディアを活用した販売PR 茨城をたべようホームページの活用や、テレビやラジオ、各種広報誌などのメディアを活用し、食の専門家による広範囲な情報発信を県内外に向けて実施 <p>○ また、首都圏の量販店等で販売促進キャンペーンなどを継続的に実施するとともに、本県の検査体制や検査結果について情報提供を行い、本県産農林水産物の安全性に対する消費者の理解促進と不安払拭に努めております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・フェアやイベント等の開催 首都圏の量販店に茨城県産農産物の試食販売コーナーを設け、本県農産物の新鮮さや美味しさをPR（H28年12月末現在、延べ118店舗、延べ605日開催）。 <p>○ これらの取組により、市場シェアは回復してきており、平成28年東京都中央卸売市場における本県産農産物の取扱高は、震災前の水準にまで回復したところです。</p> <p>(参考) 各市場における本県青果物取扱高 (%)</p> <table border="1" data-bbox="320 1352 1430 1608"> <thead> <tr> <th></th> <th>H20</th> <th>H21</th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東京</td> <td>10.2</td> <td>10.4</td> <td>10.5</td> <td>9.2</td> <td>9.4</td> <td>10.0</td> <td>9.5</td> <td>10.0</td> <td>10.5</td> </tr> <tr> <td>関西 ※</td> <td>2.0</td> <td>2.1</td> <td>2.2</td> <td>1.8</td> <td>1.7</td> <td>1.9</td> <td>1.7</td> <td>2.1</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>北海道</td> <td>5.0</td> <td>5.4</td> <td>5.5</td> <td>5.0</td> <td>5.6</td> <td>5.5</td> <td>5.4</td> <td>6.0</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>※大阪中央市場、京都市中央市場、神戸市中央市場 (輸入規制解除の取組)</p> <p>○ 現在、本県産の食品に対して31の国・地域が、輸入停止や輸出証明の添付等、何らかの規制を行っております。</p> <p>○ このため、本県ではH28年3月に栃木県や群馬県、千葉県、福島県の5県合同で台湾に対して規制解除に向けた要請活動を行ったほか、国に対して諸外国に対する働きかけの実施等を要請しております。</p>		H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	東京	10.2	10.4	10.5	9.2	9.4	10.0	9.5	10.0	10.5	関西 ※	2.0	2.1	2.2	1.8	1.7	1.9	1.7	2.1	-	北海道	5.0	5.4	5.5	5.0	5.6	5.5	5.4	6.0	-
	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28																																
東京	10.2	10.4	10.5	9.2	9.4	10.0	9.5	10.0	10.5																																
関西 ※	2.0	2.1	2.2	1.8	1.7	1.9	1.7	2.1	-																																
北海道	5.0	5.4	5.5	5.0	5.6	5.5	5.4	6.0	-																																
<p>対 応</p>	<p>○ 今後とも、農林水産物の放射性物質検査を行い、迅速で分かりやすい結果の公表と本県の検査体制や検査結果について消費者への適切な情報提供に努めるとともに、本県産農産物の美味しさを県内外にPRする活動を行ってまいります。</p> <p>○ また、輸入規制を行っている諸外国・地域に対する速やかな輸入規制措置撤廃の働きかけや農林水産物等の安全性に関する正確な情報発信を国に対して働きかけてまいります。</p>																																								

平成 28 年度県政要望に係る現況・対応

生活環境部・商工労働観光部・土木部・企業局

<p>要 望 事 項</p>	<p>6. 震災からの復興など時事の課題に対する取組みについて</p> <p>② 自然災害への備えとしての社会インフラ拡充</p> <p>「平成 27 年関東・東北豪雨」による常総市を中心とした大規模水害では本県も甚大な被害を受けました。これまでの代表的な自然災害である地震、津波、大型台風、豪雪、豪雨等だけでなく、異常気象による災害も将来に亘るリスクであり、防災・減災対策の強化を求める要望が数多く寄せられています。そうした被害防止策を図るためにも老朽化した橋梁・道路・排水・堤防等ハード面のインフラ整備と被害を想定した様々な対応策が急務と言えます。就業者の安全確保や事業の早期復旧のため、以下の具体的施策を要望します。</p> <p>(1) 災害発生を想定した避難経路やハザードマップの整備</p> <p>(2) 災害時、地域幹線道路の通行可否や支援物資提供の広報強化</p> <p>(3) 給水施設などライフラインの確保</p> <p>(4) 被災企業によるサプライチェーンの途絶リスク低減に向けた支援 (設備稼働・発注の代替など)</p> <p>(5) 「被災者生活再建支援制度」の適用要件拡大、支援支給額の拡充</p>
<p>現 況</p>	<p>(1)</p> <p>市町村においては、水防法及び土砂災害防止法により、浸水想定区域及び土砂災害警戒区域において、ハザードマップ等による住民への周知を行うよう義務づけられているとともに、地震防災対策特別措置法により、地震・津波ハザードマップを作成することに努めることとされていることから、県では、これらに関する市町村への作成支援や助言等を行っています。</p> <p>【市町村におけるハザードマップ作成状況】</p> <p>○洪水ハザードマップ（H28.12 末現在）</p> <ul style="list-style-type: none"> 作成済：浸水想定のない牛久市、桜川市以外の全 42 市町村 ※河川ごとに最大規模の浸水を想定した区域図を基に改定していく。 <p>【県】洪水ハザードマップ改定の基礎となる新たな浸水想定区域図を平成 29 年度中に市町村へ提供できるよう、15 河川の区域図を見直すとともに、2 河川の区域図を新たに作成。</p> <p>○土砂災害ハザードマップ（H28.12 末現在）</p> <ul style="list-style-type: none"> 作成済：警戒区域がない河内町、八千代町、五霞町、境町以外の全 40 市町村 <p>【県】警戒区域指定後 1 年以内を目途に対応するよう助言。</p> <p>○地震ハザードマップ（H28.12 末現在）</p> <ul style="list-style-type: none"> 作成済：39 市町村 未作成：5 市町村（北茨城市、那珂市、大洗町、東海村、大子町） <p>【県】県耐震改修促進計画（計画期間：平成 19 年度から平成 27 年度）に位置付け、作成を促進。</p> <p>○津波ハザードマップ（H28.12 末現在）</p> <ul style="list-style-type: none"> 公表・改定済：沿岸全 10 市町村 <p>【県】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 19 年度：作成の基礎となる津波浸水想定区域を公表。 平成 24 年度：東日本大震災を踏まえた津波浸水想定を公表、改定を促進。

(2)

災害時における県管理道路の道路通行規制情報について、公益財団法人日本道路交通情報センターを通じたラジオ放送のほか、県のホームページによる周知等、各種媒体により発信しています。

被災地への支援物資の供給については、被災地の要望を確認し、県の保有する公的備蓄物資や、民間事業者の保有する流通在庫備蓄物資から、必要な物資を集積拠点に配送することとしています。

また、物資の仕分けや配送に当たっては、県トラック協会などの配送事業者に委託することとしています。

しかし、関東・東北豪雨災害や熊本地震では、被災地の要望の把握や、物資の仕分け、配送に支障が生じたことから、被災地の災害対策本部が避難所ニーズを迅速に把握し、県と情報共有を図ることや、集積拠点及び避難所への配送の仕組みを構築することが必要と考えています。

(3)

茨城県地域防災計画が想定する南関東直下型地震等を想定し、企業局が所管する浄水場のうち、送・配水ポンプ棟など水道施設の耐震化や異なる広域水道事業間における緊急連絡管の整備を進めています。

また、地震時における液状化等の被害が懸念される管路の更新（耐震化）を進めております。

現

<第2次耐震化計画>

事業期間：H26～H35

総事業費：約72億円

内 容		対 象
耐震補強	送・配水ポンプ棟など	5 浄水場
	場内配管	3 浄水場
緊急連絡管の整備(事業間)		3 ルート 県南～県西(2ルート) 鹿行～県中央(1ルート)

況

<管路更新（耐震化）計画>

事業期間：H24～H36

総事業費：約640億円

工事内容：液状化の被害が懸念される約320kmの管路を、地震に強い耐震管路へ更新する。

	延長	事業費
上水	約158km	約270億円
工水	約165km	約370億円

(4)

東日本大震災では、橋梁施設の損壊や法面被害、さらには津波による冠水等により通行止めが生じたことから、「復興みちづくりアクションプラン」に基づいて災害に強いみちづくりの実現に向けた取り組みを進め、大規模災害時において命にかかわる救援支援活動や物資輸送活動等の緊急輸送を円滑に行う上で大きな役割を担う緊急輸送道路の機能強化を図っています。

また、事業継続計画いわゆるBCPにつきましては、平成23年度から5か年間にわたり、中小企業への普及啓発や策定支援に取り組んできたところです。

さらに、県では、災害その他突発的事由の発生からの復旧・復興及び地震災害予防対策に取り組む中小企業を支援するため「災害対策融資」を設けております。

東日本大震災については災害対策融資の特例として「東日本大震災復興緊急融資」を設け、震災により経営に支障を来している企業の資金繰りを支援しておりますほか、平成27年関東・東北豪雨においても、災害対策融資の特例として設けた「平成27年9月関東・東北豪雨災害緊急対策融資」を平成28年度も継続して実施し、被害を受けた中小企業の災害復旧や経営安定化を支援しております。

なお、東日本大震災や関東・東北豪雨災害に際しては、関係団体等の協力を得ながら被災した中小企業の相談窓口を設置し、資金繰りや設備改修などの相談に対して、迅速かつきめ細やかに対応したところです。

加えて、被災した設備等の早期復旧を図るため、東日本大震災においてはグループ補助金、関東・東北豪雨災害においては被災中小企業事業継続支援事業を実施し、被災中小企業の事業再開を支援しております。

現

【災害対策融資】

融資利率：年1.4%～2.2%

限度額：設備5,000万円、
運転3,000万円、
併用5,000万円

償還期間：設備10年以内（据置3年以内）
運転7年以内（据置2年以内）
併用7年以内（据置2年以内）

保証料：0.45%～1.9%

況

【東日本大震災復興緊急融資】

融資利率：年1.2%～1.5%

限度額：設備8,000万円、
運転8,000万円、
併用8,000万円

償還期間：設備10年以内（据置3年以内）
運転10年以内（据置2年以内）
併用10年以内（据置2年以内）

保証料：0.7%又は0.45%～1.9%

※保証料補助：5割

【平成 27 年 9 月関東・東北豪雨災害緊急対策融資】

融資利率：年 1.2%～1.6%（取扱金融機関毎に 1 貸付先あたり，融資額のうち 1,000 万円まで貸付後 3 年間は 0.6%）

限度額：設備 8,000 万円，
運転 8,000 万円，
併用 8,000 万円

償還期間：設備 13 年以内（据置 3 年以内）
運転 10 年以内（据置 2 年以内）
併用 10 年以内（据置 2 年以内）

保証料：0.7%又は 0.25%～1.7%

※保証料補助：

直接被害 10/10 間接被害 1/2

※利子補給：

直接被害 10/10

間接被害

融資額のうち 1,000 万円まで 10/10

融資額のうち 1,000 万円超 1/2

利子補給は融資実行後 3 年間に限る。

(5)

県では，東日本大震災や関東・東北豪雨災害などに際して，被災者生活再建支援法を適用し，全壊など被害の著しい被災者に対し支援を行っております。

制度の適用要件拡大，支援支給額の拡充につきましては，あらゆる機会を捉え，国に対し要望を実施しており，今年度においては，平成 28 年 5 月 30 日及び 11 月 25 日に，担当官庁である内閣府に対して要望を行ってきたところであります。

現
況

【被災者生活再建支援法による支援金】

○適用要件

- ・ 10 世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村
- ・ 100 世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県 など

○被害区分と支給額（基礎支援金）

- ・ 全壊 100 万円
- ・ 大規模半壊 50 万円
- ・ 解体 100 万円

※半壊の場合，やむを得ず解体した場合に支援金の対象となる。（解体を行わない場合は対象外）

○再建方法と支給額（加算支援金）

- ・ 建設・購入 200 万円
- ・ 補修 100 万円
- ・ 賃借 50 万円

【国への制度改正要望事項】

- ・ 被災者生活再建支援法の適用基準を，市町村の区域にとらわれない基準へ緩和
- ・ 支援金の限度額の引き上げ及び支給対象の半壊世帯への拡大
- ・ 被災者生活再建支援基金への国庫補助の拡大

現況	<p>【県独自の支援措置】</p> <p>○茨城県被災者生活再建支援補助事業の創設（H27年4月）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関東・東北豪雨災害で初適用。 ・法の適用とならない市町村の被災者に対し支援金を支給（法と同額）。 <p>○関東・東北豪雨災害における特例措置（H27年11月）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法による支援対象とならない半壊世帯に支援金を支給（25万円）。 <p>○特例措置の恒久化（H28年7月）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後起こり得る災害への備えとして、茨城県被災者生活再建支援補助事業を改正し、上記特例措置を恒久化する制度を創設。
対応	<p>(1) ハザードマップについては、引き続き未作成の市町村に対し、作成支援や助言等を行うとともに、避難経路についても、作成したハザードマップに基づく適切な設定がなされるよう、必要な助言等を行ってまいります。</p> <p>(2) 県管理道路の道路交通規制情報については、引き続き日本道路交通情報センターを通じたラジオ放送、県ホームページ等、各種媒体により発信に努めてまいります。</p> <p>支援物資の供給体制については、避難所ニーズの把握や県との情報共有を図るため、今後、県防災情報ネットワークシステムの機能強化を検討するとともに、水戸市内に新たに整備する防災倉庫の活用や、関係団体等と連携した物資の仕分け・配送等を行う仕組みの検討を進めてまいります。</p> <p>(3) 引き続き、水道施設の耐震化計画や管路更新（耐震化）計画に基づき、送水ポンプ棟など建築物の耐震化工事や広域水道事業間における緊急連絡管の測量設計、管路の耐震化工事を進めます。</p> <p>(4) 引き続き、「復興みちづくりアクションプラン」に基づいた災害に強いみちづくりをはじめ、各種インフラ整備により災害に強い県土づくりに努めてまいります。</p> <p>また、企業自らが大規模災害への備えを行うことが重要であることから、国が策定する「中小企業BCP策定運用指針」の活用や、これまで県が策定支援を行った計画事例の公表、商工会等における普及啓発活動への補助を行うなどにより、企業の主体的なBCP策定を支援してまいります。</p> <p>さらに、災害からの早期復旧・復興を図るため、被災した中小企業の資金需要を的確に捉え、円滑な資金調達を支援してまいりますほか、大規模災害が発生した場合には、関係団体等と連携して相談窓口を設置するとともに、被災の状況に応じて必要な支援策を検討するなど、被災中小企業の早期復旧を図ってまいります。</p> <p>(5) 被災者生活再建支援法による支援につきましては、同一災害の被災者が等しく支援を受けられるよう、適用要件を緩和するとともに、近年における住宅建設費用等の増加などを踏まえて、支援支給額を引き上げることが必要であると考えております。</p> <p>このため、県としては、引き続き、国に対して制度の改正を要望してまいります。</p>